

Simmel : Philosophie des Geldes, S. 103.

(註三) 然るに名目論者は交換が實現されるときには既に貨幣が観念的價值尺度として機能してゐることを理解しないのである。此の點ブツヂェは正しく諸商品の交換が實現される爲めには先づ價值關係が決定されねばならないこと、而してそれは諸商品の價值の一般的統一的表示者たる貨幣によつて初めてなされるところであること、また貨幣がかかる機能を果し得るのはそれ自體價值物たるが故であることを認めてゐた。併し乍ら他方に於て、彼が貨幣の本原的、第一次的機能を交換手段に求め、前者は後者の前提をなすものであると論じてゐる(S. Budge : Lehre vom Geld, SS. 89, 90)ことは論理上矛盾でなければならぬ。蓋しかくは價值尺度機能は交換手段機能を論理上前提してゐることとならねばならず、然るに交換が行はれるためには價值尺度機能が交換手段機能に論理上先行してゐなければならぬからである。彼がかかる明らかな矛盾を犯さなければならなかつた原因は、實に遠く彼の貨幣生成に對する認識のうちに横たはつてゐる。即ち彼は貨幣を間接交換より導き出してゐるとは云へ、シユムペーターに於けるが如く交換そのものの必然性はこれを商品生産社會の特殊な生産構造との關聯に於て充分認識せず、所謂經濟原則のうちに見取した結果、ウキーザーに從つて「受領の大量的慣行」(Die Massenzuwohnheit der Annahme)に貨幣の起源を求めるに至つた(此處にひとはメンガーの販賣可能性の思想を想起すべきである)のであるが、貨幣の成立に對するかかる見解は當然貨幣をば専ら物々交換に伴ふ諸困難、克服手段としての便宜の規定に於て把握せしめざるを得ない。かくしてブツヂェに於ては貨幣の概念は先づ以て交換の媒介物でなければならなかつたので(S. Budge : Lehre vom Geld, SS. 1-4)。

かくして名目論者は其の見解の論理的であることを欲する限り、一樣にクニース的な意味に於ける價值尺度機能は之を貨幣に對して否定せざるを得ない。併し乍ら商品の價格は専ら貨幣によつて表示せられる。茲に於てか、彼等は價值尺度の概念をば價格尺度、價格又は交換價値の表示器(Preisindikator)若しくは公分母或は價値の客觀的表彰又は價値の共同指數の概念と掲りかへる(註二)。併し乍ら主觀的價値は如何にして價格と云

ふ客觀的なる數量的表示を獲得することが出来るのであるか。主觀的なる價値は主觀の感情強度に外ならず、從つてそれは統一的觀念であり、數的、客觀的なる價格への架橋は不可能な筈である。彼等はいかゝる困難なる問題に對しては意識的に盲目となるか、或はかかる表示をなさんとする人間の意思の存在或は行動の假定によつて解決され得るものと考へる(註二)。論理上の必然の問題は人間の意欲によつて勝手な變容が齎されると云ふのである。まことに驚くべき論理でなければならぬ。

(註一) 例へば C. Menger : Grundsätze, 邦譯、二七九—二八〇頁。山崎覺次郎、「貨幣概論」、一八一—一九頁。

L. v. Mises : Theorie des Geldes, S. 80. 左右田博士、「貨幣と價値」、三〇—三二頁。

(註二) 例へば左右田博士、「前掲書」、二五頁。E. Lederer : Grundzüge usw., SS. 119, 132-133. 邦譯、二二二、二四

五—二四六頁。

名目論が紙幣も亦價值尺度たる機能を果し得ると考へるとき、彼等は貨幣が價値の尺度たる機能を營むことと價格の單位 (Preiseinheit) として價格計算の機能を營むことを混同してゐるのである。而してこれ等截然區別さるべき兩概念の混同も亦實に名目論の一つの立論の基礎をなしてゐる。彼等は價值尺度としての貨幣の概念と價格の標準 (單位) としての貨幣の概念とを正確に把握してゐないのである。兩者の概念は決して混同さるべきではない。貨幣は價値の尺度としては商品の價値關係を決定するのであり、價格の標準 (Massstab der Preise) としては此の既に決定された關係を表示するに過ぎないのである。即ち諸商品の價値は貨幣即ち金が介在することによつて價値として直接に比較される代りに、各々の金の種々なる分量をもつて云ひ現はされることとなる。換言すれば價格として價値の大小が比較されるのである。従つて價格とは商品の價値が貨幣

の、従つてまた金の一定分量をもつて云ひ現はされたものに外ならない。ところで金の分量を計算する爲めには先づ一定分量の金が單位として定められることが必要となつて来る。かゝるものとして貨幣は價格の單位となるのであるが、金屬はそれが貨幣となる以前に、それ自身の分量を量る爲めの單位を——例へばポンドとか貫とか云ふ如く——をもつて居り、それはまた或る割り切れる部分に細分されてゐた。それ故秤量貨幣が行はれてゐた時代、即ちクナップの所謂金屬秤量制 (Autometalismus) 又は素材測定制 (Authyismus) の時代は云ふまでもなく、所謂定型主義 (Morphismus) の時代、即ち鑄貨が用ひられるやうになつてからでも、最初のうちは金屬の重量を量る名稱が其のまゝ貨幣の名稱として用ひられてゐたのである。貨幣名がかくの如く重量名と一致してゐるならば問題は起り得ない。併し乍ら其の後金屬の重量單位は多くの場合其のまゝ残されはしたものの、價格計算の單位として定められた名稱は種々なる理由から變化した。例へば外國から輸入されて其のまゝ流通場に用ひられ、その名稱が從來國內に行はれてゐた重量名と異つてゐるとか、貨幣の改鑄によつて貨幣の純分が次第に低下し、たゞ以前の名稱だけが遊離して残つてゐると云つた様な歴史的過程を経て貨幣名が漸次重量名より分離されるに至つたことは我國に於てもみられるところである(註)。

(註) アダム・スミスは往昔各國に於て金屬の重量名が其のまゝ貨幣名に用ひられたこと、而してそれが歴史的経過のうち重量名より分離した事情を次の如く述べてゐる。「此等の鑄貨の名稱は本來之れに含有せる金屬の量目即ち其の分量を表明せるものであつた如くである。即ちローマに於て初めて貨幣を鑄造せるサーヴィウス・タリウス (Servius Tullius) の時代に於てはローマの「アス」又は「ポンド」は我造幣量目の一封度と等しく、「二」オンス」に分割せられ、其の一個はまた實際に各純銅一「オンス」を含有した。英國の一磅はエドワード一世の時代に於ては一定

純分の銀「タワー」重量一封度を含有してゐたが、此の「タワー」重量一封度よりも稍々多く、造幣量目よりも稍々少かつたものの如くである。造幣量目の初めて英國造幣局に實施せられたのはヘンリー八世の治下第十八年であつた。次に佛蘭西の一「リーヴル」はシャーレーマン大帝の時代に於ては、一定の純分の銀造幣量目一封度を有してゐた。シャンペインに於ける當時の造幣金市場は歐洲各國民の悉く出入したところであつて、かゝる有名なる市場に於ける度量衡は自ら一般に知了せられ、尊重せられた。また蘇格蘭の貨幣一磅はアレキサンダー一世の時代よりロバート・ブルース (Robert Bruce) の時代に至る間を通じて英貨一磅と同一純分、同一量目の銀一封度を含有してゐた。其の他英・佛・蘇の「ペニー」は何れも等しく、實際に銀の重量一「ペニーウエイト」即ち一「オンス」の二十分の一、一封度の二四〇分の一を含有してゐた。シリングも亦本來重量の一名稱に外ならなかつたものの如く、現にヘンリー三世當時の舊法律には「小麦一「クォーター」十二「シリング」なる時は一「ファージング」の上等小麦麵は十一シリング四ペンスの量目あらざるべからず」との文言がある。併し乍ら志と片、また志と磅との割合は片と磅との割合の如く一定不變ではなかつたものの如く、佛蘭西の最初の王朝時代中に於ける佛國の一「スウ」即ち一志は時により或は五片、或は十二片或は二十片或は四十片に該當してゐた事情であつた。また往時のサクソン人間に於ても一志は僅かに五片に過ぎないこともあつたものの如くである。而して其の割合の變動は恰も隣國民たる往時のフランク人間に於けると等しき感があつた。佛國に於てはシャーレーマン大帝以來、また英國に於てはウィリアム征服王の時代以來、各貨幣の價值其のものに大きな變動があつたにも拘はらず、磅、志、片の割合は常に劃一的に現今に於けると等しき割合にあつたものの如くである。而して貨幣の價值そのものの變動せるは、余の信するところに依れば、畢竟世界の諸邦何れに於ても君主及び主權國が所屬國民の信用を濫用して貪慾と不正を恣にし、當初其の貨幣の含有したる金屬の實際の分量を漸次減少したるが故に外ならない。即ちローマの「アス」は共和政治の晩年に及んで其の最初の價值の二十四分の一に引下げられ、其の量目は最初の一封度より僅かに半オンスに低下し、また現今英國の磅及び片は其の當初の價值の約三分の一、蘇格蘭の磅及び片は其の約三十六分の一、佛國の磅及び片は其の約六十六分の一を有せるに過ぎない有様である」A. Smith: An Enquiry into the Nature and Causes of Wealth of Nations, edited by E. Cannan, vol. 1, 1920, p.p. 28-9. 邦譯、四〇—四一頁。此の點に關する同様な叙述はタニースに於て

をみられる。(K. Knies: Geld und Kredit. I. Abt. Das Geld. 1931. SS. 195-196. 邦譯・二三七―二三八頁)

一定分量の金屬はかゝる過程を経て價格の單位として特殊の名稱をもつ様になつた。例へば吾國の現行法に於ては純金の量目二分を以つて價格の單位となし、これを圓と稱すと規定してゐる。即ち價格の單位がかくして金屬の重量名より分離して貨幣稱呼として獨立するに至るのである。茲に於て貨幣は單なる計算名としては純粹に觀念的なものとなる。名目論者は此の遊離された事實だけを捉へるのである。夫れ故に彼等にとつては圓とか磅とか云ふ稱呼が即ち貨幣自體である。併し乍ら圓或は磅が一つの稱呼たる限り、そはたゞ何らかのもの稱呼でのみあり得る。名は實の賓辭に過ぎないからである。然らばその實體は何であるか。若し彼等の主張する如くそれが何んらかのもの名稱ではなく、それ自身獨立の存在であるならば、かゝる稱呼は單に數記號若しくは法律上の稱呼でしかあり得ないであらう。かくして名目論者は貨幣より法律概念を排除せんとするに拘らず、再びそれに回歸せざるを得ない。名目論はクナップに於て既に完成されてゐるのである。クナップを排せんとするならば彼等自らを排せねばならないであらう。貨幣國定説のみがきはめて效果的に貨幣の本質に對する諸見解に影響を與へたと云ふジムメルの言葉はまことに故なしとしない(註)。

(註) H. Düring: Die Geldtheorien seit Knapp. S. 39.

ブツヂェは名目論者が價值尺度としての貨幣の概念と價格の標準としてのそれとを混同してゐる點を指摘しベンディクセンに對する批判に於て正しく次の如く述べてゐる。「ベンディクセンは價值の尺度と價格の標準とを取り違へ、價值關係を見出す手段と既に發見されたる關係の表示手段とを混同した。貨幣は此の二つの作

用を行ふが、價值の尺度であるからして價格の標準となるのであり、また價值の尺度たる場合にのみ價格の標準となるのである」と(註一)。名目論者にとつては商品から貨幣への轉化が理解し得られないと同じ程度に、價值尺度としての貨幣から價格の單位への轉化を理解することが出来ないのである。貨幣は價值の獨立なる實體として之をみれば價值の尺度であり、確定された金重量としてみれば、價格の單位である。價值尺度としての貨幣は様々なる商品の價值量をば觀念上の金量たる價格に轉化せしめることに役立ち、價格の單位としての貨幣はかゝる金量それ自身を量るのであつて、一つの金量の價值を他の金の重量を以つて量るのではない。

價格の單位としての貨幣は此の様に一定の金重量であるが、名目論者は國家が貨幣單位としての金量を確定することをもつて、直ちにそれが貨幣に固定した價值を賦與するものであるかの如くに考へるのである。蓋し彼等にとつては貨幣單位は一定の金量を意味するのではなくて、それ自身直接に商品の價值を指示するものと考へるからである。それ故に彼等にとつては金一匁が五圓に等しいと云ふとき、そは恰も金の價格であるかの如くに思はれる。併し乍ら金は價格をもつことは出来ない(註二)。蓋し價格とは商品の價值が貨幣の、従つて金の一定量を以て云ひ表はされたものに外ならないからである。金一匁五圓であると云ふことは金 價格を示すものではなくて、唯だ鑄貨價格(Münzpreis, mintprice)を意味してゐるに過ぎない。それは貨幣たる金の量によつてその價值が觀念的に云ひ表はされてゐるところの商品の價格に於ける場合とは全く違つたものである。此の點についてもブツヂェの述べてゐるところは吾々の見解と一致する。彼は云ふ、「金本位制度の下に於ては金は貨幣價格を有し得ない。金塊を金貨と交換する(austauschen)と云ふことは或る財貨を他の財貨

と交換することではなくして、單に同一の財貨のある外的形態を他の形態に代へる (Umtauschen) ことを意味するに過ぎない。成る程人は屢々金塊の『鑄貨價格』について言及する。併し乍らそれによつて市場に於ける金塊の貨幣價格 (Geldpreis) が考へられるのでなくて、貨幣鑄造を行ふ機關即ち造幣局 (Münzanstalt) が鑄貨單位と等量の金塊の納入に對して交附するところの、鑄貨若しくは貨幣代用物 (Geldsurrogat) の同一量が考へられる。此の場合に用ひられる『價格』なる語は正しくない。蓋し如何なる財貨と雖もそれ自身に於て價格を有し得るものではないからである (註三)。名目論者は價値の單位と價格の標準を混同することによりて解けざる迷夢の中にさ迷ひ込んで行く。金一匁は五圓に等しいと云ふとき、名目論者は『等しい』と云ふことと『同一』と云ふことを取り違へてゐるのである。一匁の金が五圓に等しいと云ふことは『實際上等しい』のではなくて、同一なのである (註四)。即ち二分の金が貨幣として圓と云ふ名稱を與へられ、従つて金二分が圓であるから一匁の金を五圓と呼ぶに過ぎないのであつて、五圓と云ふのは一匁の金の價格ではなく、單に其の名稱に過ぎないのである。

(註一) 名目論者の此の問題に對するかくの如き見解が現實に實踐と聯關する場合には、例へば山崎博士の「本邦貨幣制度改正論」に於て次の如く現はれる。山崎博士に從へば、吾が現行貨幣法第二條即ち「純金の量目二分を以つて價格の單位とし、之を圓と稱す」と云ふ規定は全く無意義であり、また不合理のものである。其の理由を博士は次の如く述べられる。『價格の單位』を此の如く——即ち『價値の單位』と (青木註) ——解釋して、そこで問題となるのは金の一定量が『價値の單位』となり得るやと云ふことである。單位なるものは如何なる場合に於ても之に依つて表現されるものと性質を同じくせねばならぬ……従つて一定量の金が直接に價値の單位となることは論理上不可能である。さればかゝる條項は抹殺さるべきであり、而して金地金本位に於ては、次の如き條項が設けらるべきである。

きである」と云ふ。即ち「第七條 金地金の賣渡又は買入を請ふものあるときは純金一匁に付き五圓の割合をもつて政府は其請求に應ずべし云々、日本銀行は政府に對し純金一匁に付き五圓の割合を以て金地金の賣渡し又之を買入るゝ義務を有す」(山崎覺次郎、本邦貨幣制度改正論、「現代經濟學全集」、一九一〇、四八頁)。

吾々はこゝで再び吾々が名目論者に對して本文に於て與へられた批判を繰り返す必要はないであらう。唯、第二條は何等非論理的な規定ではなく、學理上合理的な規定であること、而も博士の私案「第七條」の規定は本質的には第二條の規定と異なるものではなく、一匁の金が五圓であるといふことは決して金の價格を意味するものではないこと、博士に於ては貨幣が價値の尺度たることと價格の單位たることを混同せられてゐること、實體と名稱とは別箇な存在であり得ること、また價値にして無形な主觀的なものとするならば、それは如何にして理論上正確な數量的測定が可能であり、客觀的數字的表現を取得し得るかと云ふことを指摘することだけで足りるであらう。最後の問題に就いては更に價値論に於て詳細に取扱はれる筈である。

(註二) E. Wagemann : Allgemeine Geldlehre, S. 60.

(註三) S. Budge : Lehre vom Geld, S. 2.

(註四) S. Budge : Vom theoretischen Nominalismus, 大藏省譯、三〇頁。

要約するならば、商品交換の必然に基づく價値尺度としての貨幣の發生は必然に一定の金量を價格の單位となすべきことを要求し、之れがやがて法律的に確定せられ、此處に至つて價格の單位は金屬の一般的重量名より分離し、貨幣稱呼として獨立し、貨幣は單なる計算名としては純粹に觀念的なものにまで發展するのである。ところが名目論者は價値單位と價格の標準とを混同するが故に、單に貨幣の代用物であり、貨幣記號であり、貨幣の計算名を表示してゐるに過ぎない紙幣も亦價値單位の運載者として、従つて眞實の貨幣として把握せられる。クナツプが純粹の紙幣現象と云ふ如きものは眞實に存在してゐる、而もこれらは名目價値の單位を認め

なければ説明がつかない(註一)、と述べてゐることは、彼の當然な理論的歸結であると共に、名目論者一般の歸結でもなければならぬ。されば紙幣を象徴貨幣として理解せず、眞實の貨幣として観する名目主義學說一般は、ブツヂエの指摘する如く、「純理論的に貨幣の經濟學說としては不完全であり」、寧ろ「名目論者に對しては貨幣を經濟的範疇とみないで純法律的範疇としてみ、従つて貨幣の額面に現はれてゐる債務の償却手段として之をみると云ふ迷路が開かれてゐるのみである(註二)。

(註一) G. F. Knapp: Die staatliche Theorie des Geldes. SS. 41. 44. 邦譯、六四、六八―六九頁。

(註二) S. Budge: Vom theoretischen Nominalismus. 大藏省譯、一二頁。

手形取引或は無貨幣取引、即ち振替決済制度の發達に基づく貨幣の支拂手段としての機能の分岐も亦、計算貨幣の成立を促す一つの有力な事實であり、曩の事情と共に名目主義的貨幣理論の存在の社會的經濟的根據をなすものであるが、その事實も亦名目主義の學問的眞理を保證する根據とはなり得ない。商品の流通が盛んなれば信用もそれにつれて當然に發達する。従つて貨幣は益々貨幣が作用するより以前に形成された社會的關係を整理するための手段として要求されて來る。換言すれば貨幣は信用の發達と共に流通手段としての機能から益々多く支拂手段としての貨幣に轉化される。事態の如くなる發展は必然に信用貨幣と云ふ新なるものを生む。日常の商取引の如何に多くの部分が所謂現金によることなく、それ自體無價値なる小切手や手形を以つて決済されるかは吾々の充分經驗してゐるところである。併し乍ら信用そのものはあくまでも支拂の繰延べであり、従つて信用の最も發展せる場合に於ても繰延べられた支拂の目的物としての貨幣が當然要請される。このことは國際間の取引に於て最も鮮明に現はれる。即ちそこでは貿易差額の決済は唯だ金によつてのみ可能である。

第二款 名目主義學說に於ける社會認識の、貨幣の

本質規定に就て

以上に於て吾々は名目論の理論上並びに實踐上の根據が計算貨幣の成立、紙幣の存在及び信用取引の發達にあること、併し乍らそれは決して名目論の學問的眞理を保證するものないことを批判し得たと信するが、吾々は彼等の誤謬を一層明らかに露呈するためにその理論上の根據につき更に基本的なる彼等の社會認識の觀點から述べる必要がある。彼等に從へば、一切の社會關係は人間の思惟活動の所産である。従つて彼等にとつては資本制社會の歴史的特殊性は認識され得ない。彼等は此の社會も亦計畫的な、意識的に組織された經濟構造をもつところの社會と考へる。従つてまた貨幣も歴史の必然としてではなく、人間の有意的なる考案として、若しくは合理的なる思惟活動の所産として把握される。貨幣のかくの如き便宜的成生觀は必然に彼等をして貨幣をば目的としてではなく、唯だ交換を容易ならしめるところの單なる技術的手段としてのみ把握せしめた。貨幣が若し單にかゝる技術的規定に於てのみ理解されるならば、それ自身價値物たることを要しないことは當然であらう。蓋し貨幣は此の場合商品の一つの手から他の手への單なる通過點に過ぎないからである。

貨幣のかゝる手段としての規定に於ける把握は彼等が資本制經濟社會をもつて單にマルクスの所謂單純商品生産社會とみるといふことによつて更に強められる。蓋し此の場合に於ては交換は最も單純なる過程即ちW—G—Wなる形態を示し、商品は交換された後直ちに目的として終局的な消費過程に入るが故に、貨幣の手段的

なる特性が顯著に現はれるからである。併し乍ら實際には其の際も貨幣は價值の尺度として機能してゐるのであることは、貨幣の生成の論理的構造の真相を理解せず、貨幣を経済的合理意識に基づく人間の合意的所産とみる彼等にとつては問題とされ得ない。されば若し彼等にして彼等の見解の論理的なる貫徹を求めんとするならば、貨幣は當然に實體價值を有するところの一つの商品ではあり得ない。却つて「商品と貨幣とは互に排斥する二つの概念である」。たとへ「貨幣の機能を行ひ、その爲めに貨幣たるものがまた商品として用ひらるる事をも許し、かく商品として用ひらるときは商品であると云ふが如き場合が少くないとは云へ、かゝる事物が貨幣たる限りはかゝる可能性の有無に拘らず、その間は決して商品となることはない。概念上かゝることはあり得ない。貨幣として流通する商品なるものは存在し得ないのである」(註一)。換言するならば「貨幣は貨幣そのものとしては其の本質上手段であつても決して目的ではない。手段たるものは同一時に同一の意味に於ては目的たり得ないのである」(註二)。されば單なる手段たるに過ぎない貨幣はそれ自身實體價值を有する必要がないと考へられることは當然である。エルスターが「かゝる議論は見解の根本的差異に基づくものであつて、思惟の不足によると云ふわけではない」(註三)と云へるのはまことにいみじき言葉と云ふべきであらう。

(註一) K. Elster : Die Seele des Geldes. S. 60. (邦譯 八八頁) Knut Wicksell : Geldzins und Güterpreise, Eine Studie über die den Tauschwert des Geldes bestimmenden Ursachen. 1898. 豊崎稔譯「ウィックスル・金利と物價」四一頁。

(註二) 左右田喜一郎「貨幣と價值」二二―二四頁。

(註三) K. Elster : a. a. O. S. 60. 邦譯八八頁。

名目論者は貨幣の概念は此の發展の過程とは自ら異なるものであり、貨幣成立の過程が本質そのものと混同されるべきではないこと、貨幣なる手段と貨幣素材なる目的物とが同視されるのは目的(Object)と手段(Mittel)の過程(Progress)と本質(Wesen)其のものとを混同せる結果であると主張する(註)。勿論或る一ケの財が貨幣として機能すると同時に、特殊な使用價值として實現されると云ふことは論理上あり得ない。併し乍ら此のことは直ちに貨幣が目的ではなくして、單なる手段に過ぎないとの證明とはなり得ない。蓋し此の場合貨幣となつた商品は其の固有な性質に基づく特殊な使用價值たることを止めたとしても、其の代りにそれは貨幣とすることによつて、一般的な社會的な使用價值を取得する。即ち總ての商品の價值の鏡となり、一般的等價物となることによつて總べての人に對して一般的な交換手段として同一の使用價值を持つこととなり、その故にまた何人にとつてもその特殊な欲望の對象ではなくると同時に、總ての人にとつて一般的な欲望の對象となり、富の一般的存在形態となるからである。かゝるものとしてみれば貨幣は一つの目的であり、またそれ自身實體價值を有するが故に諸商品に對する一般的等價物たり得ると云ふ點からみれば特殊なる商品である。

(註) 例へば左右田喜一郎、「前掲書」二二頁。

貨幣が目的であり、單なる手段ではないとの證明は更に貨幣と商品との循環形式が單に貨幣と商品とが交換される行程ではなくて、原則として資本の増殖運動の一断面であり、従つて其の法則に支配せられるものである(註一)と云ふことによつても與へられる。吾々が其の視野を吾々の家政經濟乃至單純商品生産社會に限るときは、此の過程は認識せられ得ない。そは前述の如くたゞW/G-Wとしてのみ考へられるに過ぎない。併し

乍ら資本制社會に於ては田邊教授の指摘せられる如く、貨幣は $W \rightarrow G \rightarrow W$ の循環に於て一の效用を他の效用で置きかへるべく機能するに止まらぬ。實にそれは $G \rightarrow W \rightarrow G$ の循環に於て商品をば、増殖する貨幣額たらしむべく機能するものである(註二)。従つて貨幣は單なる手段ではあり得ない。まことに吾々は田邊教授と共に、適切にも貨幣は「積極的能動的經濟生活の出發點と到着點」であり、その蓄積が此の經濟生活の「目的」であること云々得るであらう(註三)。吾々や吾々は貨幣が單なる手段にあらずしてそれ自體目的であり、従つてそれ自身に價値を、實體的なる價値を有たねばならないと云ふこと、換言すれば特殊なる商品であることは明かであらう。理論人はノミナリストであり、世人はメタリストである(註四)のではなくて、眞理はまさにその逆なのである。

(註一) 田邊忠男、「前掲論文」、一四、一六頁。

(註二) 田邊忠男、「前掲論文」、一四、一五頁。

(註三) 田邊忠男、「前掲論文」、一六頁。

(註四) Knapp: Staatliche Theorie des Geldes, S. 8. 邦譯、「貨幣國定學說」、一三頁。

名目論者の他のものは正しく貨幣が人間の合理的意識の所産としてではなく、間接交換の必然的所産として或は交換過程の自然的所産たる所以を強調する(註一)。併し乍ら彼等は交換の必然性をもつて社會の生産構造との聯關のうちに理解せず、所謂經濟原則に求めんとすることによつて結局彼等自らの批判的見地を否定し、貨幣を以つて有意的なる導出となさざるを得ない結果に陥つてゐる。蓋し交換も貨幣も其の成立は結局は同一なる根據、即ち主觀の思惟活動に基づくものだからである。されば貨幣は此の場合に於ても單なる技術的規定

に於て捉へられざるを得ない。かゝることは吾々の貨幣生成の理論に於て既に指摘せるところである。

貨幣が名目主義者に於て單なる技術的規定に於てのみ把握されると云ふ事情は、更に彼等の價値觀念によつて強められる。彼等は商品、従つてまた貨幣に内在する質としての價値を認めず、従つて交換は彼等にとつては對象に對する主觀的價値評價の差異に基づくものと考へられる。その故に商品と貨幣との價値の相等性、従つてまた價値尺度としての貨幣の機能は否定せられ、貨幣は單に價格を表示するところの手段としてのみ把握せられる(註二)。彼等は貨幣が價値の尺度たるが故に價格の單位となり得るのだと云ふことを理解し得ない。既に價値關係の網(Ein Netz von Wertrelation)が存在するならば(註三)、勿論貨幣は單に抽象的な大きさの單位で充分であらう。蓋し其の際には貨幣は此の既に定まれる價値關係を表示しさえすればよいからである(註四)。併し乍らかく云ひ得る爲めには、吾々があらゆる商品に對して同時に評價關係に吾々自身を置くことが必要なる前提であらう。が、かくの如きことは云ふ迄もなく不可能である(これらの點に就いては價値論に於て述べられるが故にこゝでは深く立ち入ることをしない)。不可能なる問題を可能なるものとして、解決を要すべき問題を解決されたものとして前提するならば、ひとはまことにイージーに進み得るであらう。併し乍ら其の際には費された多くの言葉が何ものをも意味してゐないと云ふことを覺悟せねばならぬ。

(註一) 例へばメンガー、シュムペーター等々。本書六四、八二―八三頁参照。

(註二) さればたとへ「由來、主觀的價値學說は事物の效用に其の出發點をとるが故にそのところの貨幣理論は當然に素材價値學說に赴く傾向を有すと稱せられてゐる(荒木光太郎、ミゼス貨幣理論、「經濟學論集」、第八卷、第三號、一四〇頁)としても、それは論者の理論の透徹の缺除を證明する以外のものではない。若し主觀的價値學說

にして理論の徹底を求めんとするならば、質としての客観的価値を認め得ざるが故に、其のとるところの貨幣理論は素材価値學説ではなくして、寧ろ當然に名目主義學説でなければならぬ。

(註三) F. Bendixen : Geld und Kapital. 3 Aufl. 1922. S. 21.

(註四) S. Budge : Vom theoretischen Nominalismus. 大藏省譯、三二頁。

若し貨幣を價值關係を決定するものとしてではなくて、ア・プリオリとして既に決定された價值關係を表示するに過ぎず、中央權力によつて意識的に組織されてゐる有機體と思惟された國民經濟の中央機關により一の給付に對して發行された證券——其の證憑によつて反對給付に對する權利が得られる——と解するならば、それが一つの商品であり、素材によつて束縛されたものであるとの見解の否定に到達することは論理上當然である。かくして彼等に於ては貨幣は財貨に對する指圖證券であり、その本質に於ては前行給付に基づく權利の證憑、劇場の切符や食券と異るところがない。吾々はかゝる見解の一の典型をベンディクセンに見出すことが出来るが(註一)、それはまたエルスターに於て更に發展せる姿をとつてゐる(註二)。これら兩者と出發點を異にしたとは云へ、シムペーターも亦結局同一の見解に到達した(註三)。既にまたクナップも貨幣を劇場に於ける外套保管の合札に比喩してゐる。併し乍ら劇場に於ける外套の保管は意識的に組織化されて居り、外套保管の依頼人に渡された番號札は計畫的、意識的な組織と直接に結びついてゐると云ふことが看過されてはならぬ。

(註一) Bendixen : Das Wesen des Geldes. SS. 18-19.

(註二) K. Elster : Die Seele des Geldes. SS. 28-29, 30-31. 邦譯、四五頁、四七一四八頁。

(註三) J. Schumpeter : Sozialprodukt. S. 647.

商品生産社會が巨大なる國民經濟的自動販賣機(註一)(Grosser volkswirtschaftlicher Automat)の如

くであり、また生産物の生産及び分配が直接計畫的に行はれ得るやうな組織的經濟社會であるならば、貨幣は本質上疑ひもなく劇場の入場券や外套保管の合札に外ならないであらう。従つてまた構成素材は問題となり得ない。併し乍らかゝる見解が許されるときには貨幣そのものが否定されなければならないと云ふことも疑ひのないところである。蓋しその場合にはそれは最早や貨幣ではなくて、字義通りの切符に轉化してゐるからである。吾々は此の際ブツヂェの言葉を引用することが望ましい様に思はれる。ブツヂェはカール・ディール(Karl Dein)がベンディクセンに對する論文『戰中戰後の爲替相場に就て』の中に於て、「貨幣は一定の經濟組織内に在ては唯支拂手段若しくは計算の單位である。ただ財貨に對する支拂命令であり、『シムボル』であるに過ぎないと云ふことは直ちに認めねばならぬところである。共產主義の經濟組織にあつては正に其の通りであらう云々」と述べてゐることに對して、次の如き批判を與へてゐる。「吾人はディールが必要もないのにベンディクセンの肩を持つた様に思はれる。今日吾人が貨幣として考へるものは交易取引のうちから生れ、之と共に消滅するものであつて、其の存在には交易取引と市場經濟とを必要とする。共產主義的經濟にあつては市場がなく従つて貨幣もなく、行つた勞働に對する證憑があるのみであつて、『共產國家の一員』は之によつて一定量の財貨を獲得する權利を取得するのである。勿論何人と雖も斯る證憑を貨幣と名付くるのは差支へない。併し乍ら此の兩者とも之に依つて自然財貨を獲得することが出来る點に於て同一であるとみるが如き漠然にして皮相なる見解の故に、本質に於て全く異なる二つのものに同一の名稱を與へてゐるのだと云ふ事實を見逃がしてはならぬ」(註二)。

(註1) J. Schumacher: Das Sozialprodukt, S. 613

(註11) S. Budge: Vom theoretischen Nominalismus, 大藏省譯 二六頁。Lehre vom Geld, S. 76.

資本制經濟は、合理的に計畫され組織せられた經濟ではない。名目論者によつては吾々の經濟社會の組織原理への何んらの思想的橋渡し (Gedankliche Brücke) もなされ得ない(註1)。資本制生産の諸條件の下に於ては完全なる統制を意識的にもたすことは明らかに不可能なのである。それ故に資本制經濟の土臺の上に金を退位させ、純粹なる紙幣本位を創設しようとする試みは必然に失敗に終はらざるを得ない。紙幣はたゞ貨幣表章として、單に貨幣の流通手段としての機能を代理するのみであつて、現實的な貨幣たり得ることは不可能なのである。貨幣流通の如何なる統制と雖も資本制再生産の客觀的、内在的法則によつて條件づけられる貨幣流通の本源的な作用法則は之を克服することを得ない。價值尺度としての現實的貨幣が即ち金が資本制經濟の下に於ける貨幣流通のあらゆる體制の基礎であり、根底であるとするならば、紙幣の流通が現實的な貨幣たる金から獨立しては成立し能はないと云ふことは自明であらう。尤も貨幣は、既に述べた如く、流通の發展過程に於て流通手段たる自己の機能をば自己の代用物を通じても行ふに至る。併し乍ら之は決して貨幣流通の法則に反するものではなく、寧ろ流通法則自體のうちから生れるのである。それ故に名目主義者達の考へてゐる様に、貨幣體制が金屬的なものと紙幣的なものとに分裂し、前者に於ては金屬が、後者に於ては紙券が現實的貨幣であると云ふが如きことはあり得ない(註2)。貨幣流通のあらゆる體制に於て金のみが現實的な貨幣であり、夫れ故に資本制經濟の下に於ては純粹なる紙幣本位の成立は全く不可能なところなのである。

(註1) S. Budge: Lehre vom Geld, S. 85.

(註2) 名目論者も亦貨幣を發生的に見るときは商品であり、其の發展過程に於て紙幣が出現したことを認めはする。併し乍ら彼等は材料價值なき貨幣が初め材料價值ある貨幣を基礎として發展したとしても、そのことは材料によつて束縛されざる貨幣が眞實の貨幣として成立することを否定するものではないと考へる。貨幣の起源的考察と理論的考察とを穿き違ふべきではないと云ふのが彼等の見解なのである。かくの如くにして彼等に從へば、金屬主義は精々吾々の科學の最も古い昔の段階に於て一役を演じたものに過ぎない(S. Budge: Lehre vom Geld usw. S. 61)。彼等は貨幣生成の單なる歴史的記述ではなく、その論理的構造が問題であること、貨幣が特殊なる商品であり、其れ自體價值物でなければならぬと云ふことは商品生産社會の特殊な生産構造と必然に結びついてゐるものであることを理解し得ないのである。

國家は勿論現實的な貨幣たる金貨の流通を法律によつて禁止、紙幣の發行によつて之れに代位せしめることが出来る。併し乍らそのことは何等貨幣流通の法則に反するものではなく、また國家が紙幣出現の可能性をまです造り出すと云ふことを意味するものではない。價值表章又は貨幣表章は金貨が流通手段として機能する場合の流通過程そのものうちから成立するのである。紙幣流通の下に於て吾々の社會關係が意識的に統制され、組織化されてゐると考へるのは實に現實の諸關係に對する認識の缺除を表示するものに外ならない。蓋し貨幣の流通は非組織的社會關係そのもの、反映に外ならないからである。換言すれば資本制經濟が非計畫的、非組織的であるが故に、人と人との關係は物の交換を通じて始めて可能なのであり、其處にこそ貨幣流通の必然性があるのであり、而して貨幣の流通機能を代行するものとして紙幣の成立をみるのであるから、資本制經濟の非計畫性に基づく流通の非組織性は紙幣流通によつて何んら克服されはしない。寧ろ紙幣流通は流通の非組織性を擴大せしめるものである。國家の強權に基づく紙幣量の増大によつて大戦中・大戦後二三の國家に於ける

流通界が如何に破滅的混亂に陥つたか、今なほ吾々の記憶に新たなところであらう。而して此の事實は流通貨幣と金との連鎖が薄弱となるにつれて益々經濟の統制が強化されなければならないと云ふことを示すものである。

流通の非組織性は國內的には國家と云ふ組織體によつて蔽はれてゐるが、世界經濟の面に於ては自明な明瞭さを以つて現はれる。それ故に此處では一切の象徴貨幣の存在は許されず、金のみが世界的購賣手段として、世界貨幣として機能するのである。國際間に於ては支拂差額が終局的に金によつて決済されると云ふ前提なくしては、國際的な財貨の交易も信用の授受も行はれ得るものではないのである。

以上の論述によつて吾々は名目主義學說の理論的・實踐的根據を批判しつくし得たと信ずる。所詮資本制經濟そのものゝ認容の上に純粹なる紙幣體制を樹立せんとすることは、實踐的にも・理論的にも不可能であると云ふことがいまや明かであらう。されば「名目論は窮極的なる勝利者であるが、その建設が未だ完成されてゐない」(註一)ではなくて、それは全然不可能なのである。従つて貨幣の本質は名目主義學說によつては曾て正しく解明され得なかつたし、將來も亦なされ得ない。否寧ろ名目主義學說に於ては價值單位の問題・商品と貨幣との等置問題・交換比率の決定の如き貨幣の本質的なる問題は所與のものとして顧みられてゐないし、或はそれが爲されてゐる場合でも法的な範疇の中に逃避してゐることを見出す。論者の云へるが如く、「金屬主義の理論は決して面白いまでに簡單に出來てゐる」(註二)のではなくして、寧ろ名目主義學說こそ最もイメージに進むことが出来るのであらう。蓋し彼等は眞に問題たるべきものを既に與へられたものとして、若しくは

自明のものとして顧みることがないか、法的範疇のうちに隔離してしまふからである。かくて名目主義學說に於てはその解明が要求されるべき本質的課題は依然として手を觸れずに残されてゐる。まさに解明を要すべき問題を所與のものとして議論を進めることは、事態の闡明にとつて何らの貢獻をなすものではなく、却つて混亂に導くに過ぎないであらう。吾々は名目論者が「鐵屑的存在」と輕蔑し、過去の勞作としてしりぞける金屬主義學說のうちこそ、むしろ貨幣の本質解明の鍵が横はつてゐるものと信するのである。勿論吾々と雖も素朴的な古典的金屬主義學說が既に批判しつくされたものであることは承認する。併し乍らこのことは直ちに以つて金屬主義學說其のものを否定する理由とは決してならない。

(註一) ワーゲマンは云ふ。名目理論の建設はまだ完成されてゐない。蓋し現代の國民經濟に於ては均衡制度(Bilanzverfassung)が前面に現はれてゐるとは云へ、貨幣制度は尙三種の根本的制度的混合であるから。かくて彼に従へば、貨幣の理論的研究は先づ第一に此の課題に、即ち名目論への完成に捧げるべきであると云ふのである(E. Wagemann: a. a. O. SS. 82, 221, 223. 拙稿「ワーゲマン貨幣理論の研究」、『山岡博士教授二十五年記念論文集』、一四九頁参照)。

またエルスターに従へば、名目主義は多くの古い誤謬を正して、其の代りに新たな眞理を示すことが出來た事は正に之れを誇り得ることである、この新たな眞理については今日尙論争があり、その勝利はまだ遠いとしても、名目主義は此の新たな眞理が勝利を得べきことを疑はないのであると(K. Elster: Die Seele des Geldes, S. 186. 邦譯、二六九頁)。

更にリーフマンに従へば、名目主義は論理的に自明であるが、今日尙其の經濟的・理論的基礎は完全に缺けてゐるのだとR. Liemann: a. a. O. S. 115)。

註二 K. Elster: Die Seele des Geldes. 邦譯、一三三頁。

第三款 素朴的なる金屬論の克服の上に築かれた
理論的商品學說の優位

素朴的なる金屬論に於ては金は其の現物的性質の故に貨幣となつたのであり、従つて貨幣の本質は金そのものゝ特殊なる現物的性質のうちに求められた。彼等は金が貨幣となるのは其の現物的性質の故にはなくして、一定の生産方法の下に形成された特殊なる社會關係に於てのみ可能であると云ふこと、金の現物的性質は單に貨幣としての社會的機能に最も適合したものであるが爲めに、金がそのものに代つて貨幣たる職能を果すことを助け、それによつて貨幣形態を終局的に金に固着させるに役立つたに過ぎないと云ふことを理解しない。

かゝる素朴的なる金屬主義的の見解は田邊教授の所論のうちにも見出すことが出来る。教授に従へば、商品生産社會に於てはひとは貴金屬が必然に一般的交換の媒介手段たる性質を有するものであると考ふるに至りかく考へらるるによつて貴金屬は當然に一般的交換の媒介手段として機能するに至つたのである。されば教授に於ては貴金屬が流通過程に於て必然に一般的等價物・従つてまた一般的交換手段となつたが爲めに貨幣となつたのではない。貴金屬が貨幣たるは其の性質の故であり、それへの拜物的信仰(Der Fettersinn)に基づくものであると云ふ(田邊教授「前掲書」一二頁)。教授がかくの如く素朴的なる金屬論の範疇を出で得なかつたのは、貨幣成立の論理的構造に對する認識の不充分に基づくものと考へられる。

されば従來の金屬論はそれによつては素材價值なき貨幣即ち紙幣の存在、従つてまたそれ自體何んらの素材價值を有せざる單なる紙券が交換に於て如何にして商品と等置せられるかの問題が解明され得ないとの非難に對して之を反駁すべき理論的根據をもたず、従つて之を甘受せざるを得なかつた。名目主義は金屬主義へのか

ゝる批判に於ては常に一致してゐた。而して其の論證をば一八七八—一八九二年に於けるオーストリーの貨幣現象、即ちグルデン紙幣の銀貨に對する打歩の發生に求め、また屢々それに加へて大戦中の中立國に於ける排金政策をひき合ひに出すのがクナップ以來の慣はしであつた。併し乍らデューリングの指摘せる如く、近代の金屬論者」に對してはかゝる批判はなされ得ない。蓋し近代の金屬理論は象徴貨幣の成立、其の存在に對しても充分な經濟的説明を與へ得るからである。而も名目主義ではなくて、金屬主義のみが象徴貨幣の眞の本質を解明する。象徴貨幣の本質は何であるか、それは如何にして成立し、その成立は如何に必然であつたかに就ては吾々は既に生成論に於て、また他の箇所にも機會ある毎に述べて來たところである。吾々はこゝではたゞデューリングの次の言葉を引用するに止めよう。一近世の素材價值論者にとつてはむしろ素材價值をもつ貨幣の觀念、貴金屬貨幣の觀念が貨幣の觀念と結びついて居り、この觀念はそれ故に貨幣概念を『眞實の』貨幣としての貴金屬に限つてゐる』のであつて、「たゞ素材價值ある貨幣・貴金屬貨幣のみが結局に於てかの見解にとつて貨幣の本質に適應する。この見解にとつては素材價值なき貨幣、即ち紙幣は眞の貨幣としてではなく、たゞ『金屬貨幣』の代理、『貨幣に代る手段』としてのみ、貨幣への『指圖證』、即ち金屬の一定量への請求權(Forderung auf eine bestimmte Gewichtsmenge)としてのみ現はれる。素材價值なき貨幣はかの傾向にとつては精々その價值が金屬貨幣でその支拂ひに基づく信用貨幣に外ならないのである」(註)。

(註) H. Döring : Die Geldtheorien seit Knapp, SS. 19-20.

吾々が貨幣生成の論理的構造の眞相を理解せず、單純なる歴史的歸納に基づき、或は獨斷的に貴金屬それ自

體の性質乃至はそれへの「拜物的信仰」或は主觀的價值觀念の基礎の上に金屬主義學說を建設せんとし、且つその論理を徹底せんとするならば、吾々は却つて吾々の欲するところは正反對なる結論に達せざるを得ないであらう。さればこそモルは一方に於て金屬主義的根本見解を支持しつゝ、なほ兩極に對立するところの記號學說と商品學說との綜合調和の可能なることを信じたのであつた(註)。

(註) ダールベルグ (Dalberg) がモルを「條件付ではあるが金屬的根本觀」に立つものと (Dalberg: Die Entwertung des Geldes, 1916, S. 45) なせるを反駁して、モルは自ら自分は金屬學說でも名目學說でもなく、寧ろ今日迄に金屬學說と名目學說とを科學的に調和せしめんとした唯一の著者であること、兩學說は外見上に於てのみ對立するに過ぎずして、深く掘下げるときは、兩說の實際の差異は普通に通に人の考へるよりも遙かに微小にして、單に用語上の争に過ぎない點を述べてゐる (Mol: Die modernen Geldtheorien und Politik der Reichsbank, Finanz und volkswirtschaftliche Zeitfragen, 45. Heft 1926, SS. 1-12. 大藏省譯、三一五頁) さればこそ直ぐ後で明らかにモルの理論を徹底するならば、結局は名目主義に墮するものであるとは云へ、デューリングはモルの見解が金屬主義の見解より完全に蟬脱することを得なかつたと述べてゐる所以なのである。(Döring a. a. O. SS. 32, 34) 金屬主義と名目主義の折衷調和は第三節に於てみる如く、職能學說の立場をもなすものであるが、其の出發點に於てはモルと稍々異なる。このことは以下の叙述の展開に従つて明かとならう。

モルの見解に従へば、貨幣の本質を解明するにあつて名目主義は一方的であり、不完全である(註一)。蓋し名目主義はその理論的根據を古い指圖證券學說 (Anweisungstheorie) 即ち凡ての貨幣は財貨及び勞務に對する指圖證券に外ならないと云ふ學說に置いてゐるものであるが(註二)、金屬貨幣も亦貨幣であり、而もそれは決して指圖證券ではないからである(註三)。また純粹紙幣本位制の正當なることの證明は嘗て與へられたことがなかつたし、寧ろ紙幣學說は證明し得ざる條件を前提としてゐるものである(註四)。

(註一) B. Moll: Die modernen Geldtheorien. 大藏省譯、三一頁。

(註二) B. Moll: a. a. O. 邦譯「前掲書」、二〇頁。

(註三) B. Moll: Logik des Geldes. SS. 39-40.

(註四) B. Moll: Die modernen Geldtheorien. 大藏省譯、一七、二八頁。

而も彼は更に金本位制そのものも亦その正當なることの嚴密にして一般的なる證明は存在せず、また存在し得ないと主張する(註一)。金が貨幣たり得るのは、彼に従へば、ひとびとの「金に對する信仰」に基づく(茲に改めて田邊教授の見解を想起され度い)。即ち「人間の經濟的觀念は——其の自覺の程度は種々であるが——貨幣に付て有する觀念の如何に關せず、貨幣の所有が結局貨幣を構成する材料により又は之を他の財貨若しくは勞務と交換することに依つて或る有形又は無形の満足齎らすものであると云ふことを認めざるを得ない」と云ふこと、及び金が今日及び將來に亘つて最も安全且つ確實にして毀損することなく、最も時と處とを超越せる國際的にして事實上到る處に於て換價し得るところの、即ち他の財貨又は勞務と交換し得るところの所有の形式にして、且つ富及び力の最も一般的にして安全なる形式であると云ふことが金を貨幣たらしめる理由である(註二)。

(註一) B. Moll: Die modernen Geldtheorien. 大藏省譯、一七一—一八頁。

(註二) B. Moll: a. a. O. 大藏省譯二〇、一九頁。Logik des Geldes. SS. 59-60, 68.

後半については問題はない。併し乍ら前半の「金に對する信仰」と云ふことは「證明し得ざる前提」ではないか。且つまたかゝる見解は貨幣の成立に關して信用的契機を強調する學說或はまた貨幣國家學說と幾何の距離が存在するか(註一)。若し吾々にして金屬貨幣と紙幣との本質的な差異を質としての内在的、客觀的價値の

うちに求めず、所謂終局的満足が貨幣材料又は貨幣を物品又は勞務と交換することによつて得られるか否かと云ふことに對する人間の意識的・無意識的觀念のうちに求めんとするならば、それは認識し能はない。蓋し紙幣はそれ自身素材的價値を有せずと雖も、なほ交換手段としての機能を果すことによつて所謂終局的満足に到達し得るからである。さればこそ彼は終局的満足の可能と云ふ考へは決して金のみによつてなされると云ふ結論を生ずるのではなく、又それと金との間に内部的な關係があると云ふわけでもなく、唯だ實際上今日に於ても又將來長い期間に亘つて金はかゝる考へを最も強く支持する土臺であると云ふに過ぎないと云はざるを得なかつたのである(註二)。

(註一) さればこそデューリングはモルの商品説と記號説の綜合なる獨創的研究は結局信用的契機の強調に於てワグナーと一致すると述べてゐる所以なのである。(Düring: a. a. O. S. 33)

(註二) B. Moll: Die modernen Geldtheorien. 大藏省譯、四二頁。

かくの如く彼に於ては貨幣と紙幣との本質的差異は看過せられるが故に、金屬主義と名目主義の科學的綜合がまさか可能であつたのである。而してまたそのことの故に貨幣は金でなければならぬと云ふ理論的必然性は彼にあつては毫も考へられ得ない。金が貨幣たるは要するに實踐に於ける經濟技術上の要求に基づくのみかくして彼にとつては寧ろ名目主義こそ理論上正當且つ貨幣の本質に關する有力な近代的觀念として適當なものとなる(註一)。速き將來に於ては、金本位制を全く廢止することの出来る時代が來るであらうと云ふことは否定し得ないと云ふのが彼の結論なのである(註二)。

(註一) B. Moll: Die modernen Geldtheorien. 大藏省譯、四一、三二、三一頁。

(註二) B. Moll: a. a. O. 大藏省譯、二〇頁。

モルはかく兩學説の綜合をば一方實踐的經驗から歸納すると同時に、他方價値根據の問題より之を主張する。彼に従へば、金屬主義學説は之を二つの段階に區別することが出来ると云ふ。而してそれぞれの理論的構造の特徴を次の如く述べてゐる。先づ第一の段階に於けるものは極端に獨斷的なる或は原始的なる金屬説であつて、それに於ては貴金屬の實質價値が恰も凝結不動であるかの如くに考へられてゐるものである(註一)。併し乍らかゝる見解は近代の經濟學説に於ける價値の觀念に反するのみならず、最近十年間に於ける實驗にも矛盾して居り、従つて之は到底採用することが出来ない。されば今日識者の間に於てかゝる説を唱ふる者は最早存在しないが、リーフマンの既に屢々指摘せる如く、少くとも或る潜在的なる動機として個々の貨幣論者の思索の中には存在してゐることは認めざるを得ない(註二)。之に反して第二の段階に屬するものは所謂「現代的金屬主義學説」である。此の學説に於ては價値は凡て相對的なるものとせられて居り、従つてそれは奧國學派の價値學説にも、また文明國に於ける本位政策上の實驗にも一致してゐる。即ち此の說に依れば絶對的に價値あるものは存在しない。金と雖も然りとす。價値とは本來物の人に對する關係に外ならないのであつて、物自體に存在する性質ではない。貴金屬の價値は一部分は其の貨幣材料として使用せられ得ることから成り立つてゐる。「現代金屬主義學説」は總て此の事を承認し、金屬價値の相對性を認める。而もなほ彼等は貨幣の概念に對しては一定量の貴金屬を必要とすると云ふ基本觀念をもつてゐる。金屬論者は貨幣が貴金屬より作らるゝを優れりとすると云はずして、貨幣は貴金屬より成立つて居り、其の他のものは嚴密なる意味に於ては貨幣ではない

と云ふのである。現代的金屬論者は貴金屬にも價値の低落があり得ることを否定しないが、かゝる事は大して實際的意義を有せざるものであると信じてゐると(註三)。

(註一) B. Moll : Die modernen Geldtheorien. 大藏省譯、一四頁。

(註二) B. Moll : a. a. O. 大藏省譯、一四一—一五頁。

(註三) B. Moll : a. a. O. 大藏省譯、一五一—一六頁。

それ故にモルは金屬主義學說の主張者が彼等自身の意識とは獨立に名目主義學說に接近してゐるものであることを指摘し、これ等兩說を徹底的に考究して行くときは結局其の間の差異は減少するものであると説き、かゝる認識に基づいて名目說の相對的正當性を承認し、それは貨幣の本質に關する有力な近代の觀念として全く適當なるものであるとの見解に到達したのである(註)。

(註) B. Moll : Die modernen Geldtheorien. 大藏省譯、一三二、三二頁。

吾々が若し主觀的價値學說の基礎の上に貨幣の本質觀を建設せんとするならば、且つまた所謂現代的金屬論者の總べてがかくあるならば、名目主義學說と金屬主義學說との間の差異は、モルの指摘する如く、論理の探究の徹底につれて減少するものであらう(註)。蓋し價値を物と人との關係、換言するならば主觀の客體に對する評價と考へるならば、貨幣はその素材によつて束縛されることなく、従つて紙幣と貴金屬貨幣の同權的存在が承認されねばならないからである。貴金屬の價値が貴金屬それ自體に内在するところの客觀的、絶對的なるものではなくして、それが貨幣材料として使用せられ得ることに基づくものであるならば、紙幣も亦交換手段として用ひられることによつて同様にそれ自身價値物たるべき筈である。さればこそ名目論者は紙幣も亦價値對

象であり、價値であり、従つてそれは價値尺度たり得るものと考へたのであつた。モルは價値を以つてかく人と物との關係に外ならぬとみるが故に、名目論と金屬論との綜合が可能なるものとして考へられたのである。併し乍ら此の場合には兩學說の綜合が可能とせられたのではなくして、寧ろ名目論への完全な合流が成し遂げられたのでなければならぬ。蓋しかゝる根據に基づくならば、金屬主義的見解は何ら科學上の必然性を有するものではなく、金が貨幣たるは單にひとびとの拜物的信仰に外ならず、名目主義がそして名目主義のみが理論上正當なる學說たり得るからである。此の點に關してはモルはたゞ理論上の必然性と實踐上の要求とを混同することによつて名目主義への轉落を兩者の綜合と解したのみであつて、彼の出發點より結論への論理的過程は極めて正當なものである。併し乍ら彼が其の結果名目論の一切の誤謬を負擔しなければならぬと云ふことは當然である。

(註) B. Moll : Die modernen Geldtheorien. 大藏省譯、三二七、三二頁。

貨幣商品學說と名目主義學說とは本來線の兩極に相對立するところの調和し得べからざるものである。貨幣に對して客觀的、絶對的、實體的價値を認めるか否かと兩說の分岐するところの根本的なる點であり、其の肯定と否定との間には何ら中間的な存在は許されぬ。實體的價値の承認でもなくまた否認でもなく、或は兩者ともに肯定せんとするは論理上の不徹底と矛盾とを表明する以外の何ものでもあり得ないのである。吾々は今や名目主義學說の實踐上並びに理論上の立論の基礎をとり上げて之れが誤謬なることを指摘し得た。さらに金屬主義學說それ自體も素朴的なる形態に於ては支持し得べからざるものであり、而もそはその論理にして徹底

せんには寧ろ名目論への通路をそれ自身のうちに包蔵してゐるものであることをも證明し得たと信ずる。かくして吾々は新なる見地に立つ。而してそれは實に古き金屬論の廢墟の上に打ち建てられたものである。從來の金屬論に於ては金は其の現物的性質の故に貨幣であつた。而してまた貨幣商品と他の商品との差異は之れをたゞ其の自然的な性質のみ看取せんとした。吾々はかゝる素朴なる見解を排せねばならぬ。金が長い歴史的過程を経て終極的に貨幣となつたとは云へ、金が貨幣たるは、吾々の既に指摘せる如く、其の特殊な現物的性質の故ではない。それは單に金が最初貨幣の役割を演じてゐた他の商品から獨占的にかゝる社會的機能を自己の上に奪ふことを助成したに過ぎないのである。金が貨幣たるは商品生産社會の特殊な社會關係そのものに基づく。而して金が單なる商品より貨幣商品に轉化する過程はそれが自己の屬性に基づく特殊な使用價值より獨立して一般的、形式的使用價值を取得する過程である。即ち金は何よりも先づその現物的性質の故に使用價值をもつが、貨幣商品金は自己の特殊な社會的役割から、即ち諸商品に對する一般的等價物として役立つと云ふことによつて一般的な使用對象となる。貨幣はかゝるものとして單なる手段にあらずして目的そのものでなければならぬのである。

貨幣が商品であると云ふことは貨幣成立の論理的構造の真相を理解するならば自ら明かなところである。而して貨幣が商品性をもち、一つの商品である限り、それはあらゆる商品と一般である。併し乍ら貨幣商品は既に指摘せる如く、單なる商品とは異なるものである。此の點の認識が貨幣の本質を理解する上に於て極めて重要でなければならぬ。然らば貨幣商品の爾餘の一切の商品に對する差異、その特殊性は何であるか。それは貨幣商

品が爾餘の一切の商品に對して一般的等價物たる役割を果す點に存する。即ち貨幣は抽象的、一般的價値の具體化としてあらゆる商品の價値の表示者であり、そこにそれが貨幣商品として獨占的に振舞ふ社會的機能が存在するのであるが、吾々が貨幣をあらゆる商品と異つた特殊な商品となすは、實に此の意味に外ならないのである。

貨幣を其の本質上かく商品に外ならぬと見る私は、以下に於て主たる個々の金屬論者の學說を検討し、且つ之れに對して獨自の立場から批判を加へようと思ふ。尤もこゝにはこれ等學者の主張、個々の差別を完全に述べつくさんとするよりも、寧ろ是等諸學說に就いて特に批判の必要ありと認めたる共通點を解説することに、より多くの力點を置かんとするものである。

第二節 學說の批判的研究

第一款 古典的金屬主義學說・スミス及びリカルド

——其の本質論並びにそれに於ける世界觀・方法論の支配形態——

こゝに從來の金屬主義學說の批判的取扱ひをなすに當つて、理論的金屬主義者の名に値する最初の學者として先づスミスの見解を検討すべきであらう。

スミスに於ては貨幣は實體價値を有するものであり、金・銀であつた。其の理論的根據となすところは、貨

幣が其の本質的なる價值尺度たる機能を果し得るためにはそれ自體の價值の安定性を要し、金・銀は比較的それを有してゐると云ふことであつた(註)。

スマスは總ての時・總ての場所に於て總ての物品の價值を計量し、比較するに用ひ得べき唯一の終局の、真正の標準は労働に外ならないと考へる。蓋し彼に従へば労働のみはそれ自身の價值を決して變することなく、同量の労働は何づれの時・何づれの場所に於いても常にその労働者にとつて同一の價值なりと云ふを得るからである。(A. Smith: The Wealth of Nations. pp. 33-35.)

然らば労働が何故直接に商品價值の尺度として機能しないのであるか。スマスに於ては其の事情は次の如くである。即ち労働の數量をもつて商品の交換價值の内在的なる尺度とは考へたもの、それが外在的なる尺度としての貨幣に依つて表示されざるを得ないと云ふ必然性を理解し得なかつた(岡橋保、「前掲書」二七〇—二七一頁)。

結果、それは各種の物品が労働と交換され、従つて又之と比較される場合よりも他の商品と交換され、比較される場合の方が遙かに多いと云ふ經驗的事實と、世間多數の人々にとつては労働の數量によるよりも、特定なる一物品の數量による方が遙かに能く其の眞偽を了解し易いと云ふことに基づくものと考へる(A. Smith: op. cit. p. 34) 而して金・銀は爾餘の各物品と等しく其の價值に變動があるとは云へ、短期間に於いては比較的安定して居るが故に總ての時代・總ての場所に於ける各種物品の價值の比較に適用し得べき唯一真正の正確なる標準は労働に外ならないが、同一の時と同一の場所に於ては、金・銀が正に一切の物品の實際の交換價值の正確なる尺度であると云ふのである。(A. Smith: op. cit. pp. 34-39.)

(註) 此處に名目論者が價值尺度たることを以つて貨幣の本質的機能となす金屬主義を非難する根據が存在する。即ち彼等に従へば、尺度たるべきものは確乎不動たるものでなければならず、從來金屬論は金の價值を凝結不動のものとして考へたが故に、金を以て價值の尺度たりとしたのであるが、金の價值は爾餘の一般商品と同様に變動を免れ得ないが故に、それは價值尺度たり得るものではないと云ふのである。勿論貨幣は商品であり、従つて其の價值は決して不變のものではなく、また之を固定せしめることも出来ない。併し乍ら貨幣が價值尺度たり得るのは、スマスの考へるが如く、

其の價值が不變であるからではなくて、寧ろ却つて可變的であるからこそ價值の尺度として機能し得るのである。若し貨幣が商品でなく、従つて不可避的に變動せざるを得ない價值の保持者でないならば、それは價值の尺度たり得ないであらう。蓋しかゝる場合に於いてはそれは他の商品と共通な内在的性質を持つてはゐず、従つてそれ等は量的にのみ差異ある大小として相互に比較し能はないからである。不變なる價值尺度を求めんとすることは寧ろ貨幣の本質に對する無知を表明する意外のものでもあり得ない。スマスも亦此の點の認識を缺いてゐた。名目論者の以上の非難は唯だかゝる主張をなす金屬論者に對してのみ向けらるべきものであらう。

併し乍らスマスが其の現實的性格の故に實踐上に於ける單なる歸納上の歸結に基づいて、貨幣を専ら外形に於て、即ち流通手段たる鑄貨の側面に固執するに至つたことは、彼の貨幣本質觀をして體系の一貫性を排除せしめた致命的な因素であつた。またさらに根本的には觀念論的・原子論的世界觀に基づくところの方法論上の誤謬を擧げらるべきである。即ち彼は資本制經濟の構成因子を正しく分業と私有財産とに認めたと拘らず、分業を喚起する根本原則をもつて人性内部の一種の性向 (A certain propensity in human Nature) より、また分業的生産と私的所有の對立的矛盾の必然的結果たる交換を以つて人間の交換の性向より説明せんとするのである(註一)、かゝる方法論上の立場は結局貨幣の生成をば合理的經濟意識の所産として、従つて資本制生産方法に基づく必然性に於いてははなく、自然交換に伴ふ諸困難の克服と云ふ人爲性・便宜的な規定性に於て捉へしめざるを得ない。此の點については吾々は既に貨幣生成論に於て詳細指摘したところである。若しひとがかくのかく直接交易に伴ふ諸困難の克服と云ふ假定的事實に貨幣の生成を求めんとするならば、ひとは貨幣をもつて専ら交換手段としての單なる技術的な規定に於いて捉へざるを得ないであらう。さればこそスマス

に於いては貨幣は分配及び「流通の大車輪」(The great wheel of circulation)(註二)或はまた「國內のあらゆる糧秣及び穀物類を流通せしめ、且つ市場に搬出せしむべき一つの大街道(A highway)」(註三)に比せらるべきものであつて、すべての文明國民の間に於いて其の媒介によつて一切の貨物の賣買が行はれ、其の相互の交換が實行さるゝに至れるところの「商業の一般的媒介の用具」(The universal instrument of commerce)或はまた「通商の普通の媒介用具」(The common instrument of commerce)(註四)と稱せられるのである。

(註一) A. Smith : The Wealth of Nations, p. 15.

(註二) A. Smith : op. cit. p. 272.

(註三) A. Smith : op. cit. p. 304.

(註四) A. Smith : op. cit. pp. 30, 26.

ひと若し貨幣をかくの如く單なる商品交換の一つの技術的なる手段としてのみ解するならば、その商品性は問題となり得ないであらう。蓋し交換手段としての機能に於ては貨幣は商品流通の單なる通過點あり、商品を或る者の手より他の者の手へ轉帳移轉せしめることだけが問題であるに過ぎず、従つて貨幣は交換手段としての規定に於てはそれ自身價值物たることを必要としないからである。尤もスミスは意識的に専ら貨幣の交換手段としての機能のみを本質的・根本的なものとみ、そのうちに貨幣の本質を求めたのではない。たとへスミスが國富論に於ては貨幣は商品交換の要具・即ち交易の媒介に供せらるゝが故に價值の尺度として用ひらるゝのであると述べて居り(註二)、従つて舊法學講義(Lecture on Justice, Police, Revenue and Arms, 1763)に於ける「貨幣は先づ價值の尺度となり、而して後交易の媒介となる」との見解を變更してゐるかの如くに見

え、また山崎博士は「若干の貨幣問題」に於て此の點を指摘して居られるとは云へ(註二)、博士の主張せられるが如く舊法學講義に於ける見解をば國富論に於て變更したと認むべきではなく、それは國富論に於ける敘述の展開の仕方と舊法學講義に於けるそれとの間の差異に基づくものとみるべきであつて(註三)、寧ろスミスにあつては貨幣の此の二つの職能のうち何れが根本的であるかの問題については意識されて居らず、従つて問題とされなかつたとすることが至當の如く思はれる(註四)。

(註一) A. Smith : Lecture on Justice, p. 184.

(註二) 山崎覺次郎、「若干の貨幣問題」一三三—一三四頁。

(註三) 國富論に於ては「分業の理論」に次いで「貨幣の理論」が説かれてゐる。従つてそこでは價值尺度よりも寧ろ交換の手段として貨幣が取りあげられざるを得なかつたのであるが、法學講義に於ては「貨幣の理論」は「價值の理論」に次いで説かれてゐる爲め、こゝでは當然價值尺度としての規定に於て、貨幣を問題とせざるを得なかつた。

蓋し價值理論に於て問題となるべきものは交換手段としての貨幣ではなく、價值尺度としての貨幣でなければならぬからである。

(註四) 此の點については高垣博士も「諸國民の富」に在つては兩機能のうち何れが本質的であり、且つ第一次的な機能であるかは示されてゐないと云はねばならない」と述べられてゐる(高垣寅次郎、アダム・スミスの見たる貨幣論、

「商學研究」第三卷、第一號、一六〇頁)。

たゞスミスにとつては、岡橋教授の指摘される如く(註一)、貨幣が價值尺度であり、交換手段であるが故にそれはまた有價值の商品でなければならぬと云ふことだけが重要であつたのである。尤もスミスが貨幣を専ら流通手段たる鑄貨としての側面に固執し、且つ彼の方法論上の誤謬から單なる技術的・便宜的規定性に於て捉へるに至つたことは、彼をして金屬主義的見解を理論的に一貫せしめて説くことを得ざらしめた。さればこ

そワゲマンは鋭い洞察の下にスミスが尙象徴主義的貨幣理論 (Symbolistische Geldtheorie) から蟬脱してゐなかつたことを指摘してゐるのである(註二)。吾々は之をスミスの次の如き所論のうちに看取することが出来るであらう。即ちスミスが貨幣に關する第二編・第二章に於て述べてゐるところによると「貨幣によつて社會の總所得が分配されるのであるが、貨幣は結局に於て此の所得の一部分をなすものに非ず、貨幣の媒介によつて流通するところの財貨より嚴密に區別されねばならぬ」(註三)のものであり、「社會の所得は専ら財貨に存立してゐるのであつて、それによつて財貨が流通せしめられるところの車輪に存するのではない」(註四)。また他の箇所に於ては更に次の如き言葉が見出される。「ひとが若し其の恩給金を金貨で支拂はれずして、毎週一ギニーの手形で支拂はれたとしても、其の人の所得は其の紙片より成るのではなくて、寧ろそれによつて享受し得べきところのものより成るのである。従つて一ギニーは最寄りの一切の商人に對して提出されたる一定量の必要品並びに便益品に對する手形 (Bill) と看做され得べく、之が支拂を受ける人の所得は本來其の金片より成るのではなくして、該金片に對して其の人の享受し得べきもの、換言すれば其の人が之に對して交換し得べきものより成るのである。若し該金貨が何物とも交換され得ないならば、それは恰も破産者に宛てたる手形と等しく殆んど効果なき紙片以上に出でず、何等の價值も有しない」(註五)。

(註一) 岡橋保、「貨幣本質の諸問題」、二七四頁。

(註二) E. Wagemann : Allgemeine Geldlehre, S. 20.

(註三) A. Smith : The Wealth of Nations, p. 272.

(註四) A. Smith : op. cit. p. 272.

(註五) A. Smith : op. cit. p. 274

スミスは前述の如く貨幣を専ら交換媒介の技術的規定性に於てのみ把握し、流通手段たる鑄貨としての側面にのみ固執せる結果、かくの如く貨幣を一つの手形と看做すに至つたのであるが、此の點岡橋教授の指摘せられる如く、後世の指圖證券學說と一脈相通するものがある(註一)。これスミスがマクラウド、高垣博士、橋爪助教授等によつて夙に指圖證券學說の先驅者の一人としてあげられてゐる所以である(註二)。

(註一) 岡橋保、「貨幣本質の諸問題」、二六七頁。

(註二) H. D. Macleod : The Elements of Banking, 1916, pp. 15-17. 高垣寅次郎、「貨幣の本質」、七五頁。橋爪明男「貨幣理論」、三頁。

併し乍らたとへスミスがかく象徴主義的貨幣理論から完全に蟬脱し得なかつたとは云へ、尙貨幣が價值章標であるとは彼の理解せざるところであつた。それは彼の紙幣に關する見解に徴しても明かなところである。彼は明かに紙幣を以つて金屬貨幣に對する單なる代用物に過ぎないと見て居り、之を固有の貨幣とは見てゐない。彼は述べてゐる。「金・銀の貨幣に代へて紙幣を用ひる其の代用は頗る高價なる商業の用具に代ふるに、失費少く而も往々にして同一の利便ある用具を以てするものである」。「凡そ一國內に於て容易に流通し得べき各種の紙幣の總額は何れの國に於ても決して該紙幣の代位せる金及び銀の價值、換言すれば——通商が同様の状態にあるものと假定して——全然紙幣の存せざる場合に同國內に流通すべき金及び銀の價值總額に超過し得るものではない云々」(註)。此の後半の敘述のうちに吾々は彼が後世トーク(T. Tooke)・フャラートン(J. Fullarton)

によつて唱導された銀行主義の先驅をなせるをみるとせられる所以をも看取することが出来るであらう。併し乍らスミスは銀行券と紙幣との本質的な差異を認識してゐなかつた。彼は銀行券をもつて單に紙幣の最も顯著なる種類となしてゐるに過ぎない。

(註) A. Smith : *The Wealth of Nations*, pp. 375-376, 383.

スミスの貨幣學説は、ワーゲマンの指摘する如く、彼がマーカンチリズム (Markantilismus) に反対したる全論證と極めて密接に聯關してゐるのであつて、恐らくマーカンチリズムの商業政策及び其の根柢に横はるところの有利なる貿易均衡理論を排撃せんとする意圖より出發したと云ひ得るであらう(註一)。彼のかゝる意圖は終始彼の貨幣理論に對して運命的に結びついてゐるのである。彼は「不必要なる金・銀の輸入又は貴金屬の貯藏によつて一國の富を増大せんとすることは、恰も一家族がより美しい食卓を圍まんがために不必要なる量の食料の貯藏を維持することを家族に強ゆると同様愚なことではないか」(註二)として、貨幣の富を構成せざる所以を説き、貴金屬蒐集に努むる重商主義的貿易政策を排除する。かくして彼は貨幣が價值に満ちたる商品であることを認めながら、マーカンチリズムの主張に對する排撃に急なる餘り、貨幣の交換手段としての技術的なる規定を強調せる結果、ワーゲマンによつて彼も亦象徴主義の貨幣理論から全く蟬脱するにいたらなかつたと云ふ正當なる批判を與へられるに至つたのである。

(註一) E. Wagemann : *Allgemeine Geldlehre*, S. 19

(註二) E. Wagemann : *a. a. O.*, S. 20.

リカルドも亦スミスと同様に貨幣を商品とみ、貴金屬と解した。彼は「マルサス(の書翰) (Letters of Ricardo to Thomas Robert Malthus) に於て次の如く述べてゐる。貨幣並に商品の價值決定及び其の輸入・輸出を規定する法則に關する限りに於ては、貨幣と他のすべての商品との間の區別は存在しない(註一)。また他の箇所に於ては「一國に於て使用され得る貨幣の分量はその價值に依存しなければならぬ。若し諸貨物の流通の爲めに金のみが使用されるならば、銀のみが此の同じ目的の爲めに用ひられるときに必要とするであらう」ところの分量の僅か十五分の一に過ぎざる分量が要求されるであらう」(註二)との叙述が見出される。而して其の立論の根據をなすものは彼に於ても亦貨幣の本質的機能が價值の尺度たること、及び價值の尺度たるべきものはそれ自身不變なる價值を有してゐることが極めて望まじきことであるが、價值の不變なる財貨と云ふ如きは存在し得ず、たゞ其の中に於ても金・銀は爾餘の財貨に比して相對的に其の價值が安定してゐると思惟されると云ふことであつた(註三)。

(註一) D. Ricardo : *Letters of Ricardo to Thomas Robert Malthus*.

(註二) D. Ricardo : *Principles of political Economy and Taxation*, 1821, p. 341.

(註三) D. Ricardo : *Op. cit.*, pp. 11-12, 38.

Jacob, H. Hollander : *The Development of Ricardo's Theory of Value*, *The Quarterly Journal of Economics*, Aug. 1904, pp. 455-491.

併し乍ら既に指摘せる如く金・銀は其の價值が不變なるが故にではなくして、却つて可變的であるからこそ價值尺度たり得るのである。明らかに彼も亦貨幣の價值尺度たる意味について、充分なる認識をもつてゐなかつた。

つたことが分る。彼の貨幣の價值尺度機能に對するかゝる認識の不充分はやがて彼をして貨幣が價值の尺度たることと價格の單位たることを混同せしめ、また他方に於て彼は流通手段たる貨幣の鑄貨形態に眩惑された結果、貨幣の第一概念をば價值尺度としてよりも寧ろ單に商品流通の媒介手段としての規定に於て把握するに至つたことから、金貨・銀行券・紙幣、此の三者の本質的差異は没却されざるを得なかつた。かくしてか彼に於ては銀行券乃至紙幣も亦本來の貨幣たるが如くに考へられ、従つてそれらも等しく價值尺度たる機能を果し得るものと考へられるに至つたのである。それをひとは彼の次の言葉のうちに窺ひ知るであらう。曰く「現在では——彼は此の際金地金が一オンスにつき一七九七年以前に於ける平均價格三磅十七志七・七五片より四磅十志に騰貴し、而して最近に於ては四磅十三志と云ふ高さになつてゐる事實を指摘する 青木註——金貨は單に一つの商品に過ぎずして、銀行券が價值の標準尺度である。併し乍ら此の場合——貶質鑄貨が依然としてギニーなる名によつて呼ばれてゐるところに、完全量目をもつ新鑄貨が投ぜられる場合（青木註）——に於ては、金貨が其の尺度となり、銀行券は市場に流通する商品となるであらう」(註一)。かくして彼に於ては紙で造られた流通手段、即ち紙幣は極めて高い造幣料の課徴を基礎として價值が極めて高度に維持されるところの貨幣簡片として理解され(註二)、更に總ての貨幣制度の理想は貨幣の價值安定を確保することに在るが、それはよく調節された紙券貨幣によつて果され得るものであるとせられ、それはまた鑄造費及び流通上の諸出費を免れるが故に最良の貨幣であると考へるに至つたのである(註三)。

(註一) Ricardo : High price of Bullion. Ricardo's Economic Essays, edited by E. C. K. Conner, 1926, pp. 24-25.

(註二) Ricardo : Principles of political Economy and Taxation, 1821, p. 341. 邦譯、三八二頁。

(註三) Ricardo : Proposals for an Economical and secure currency, with observations on the profit of the Bank of England as the Regard the public and the proprietors of Bank stock. Section IV.

リカルドーが約一世紀前、即ち十九世紀の初頭に於て通貨(Currency)の本位が不變なること・通貨の價值が本位貨幣の價值に一致すること並びに通貨の利用が經濟的に行はれることの三點よりして當時の金貨本位制度(Gold coin standard)(金貨幣を鑄造し且つ之を流通せしめるところの貨幣制度)に代へるに、金核本位制度(Goldkeren-währung)(地金本位制度)(Bullion standard)とも云はれる)を以てせんことを提案せるは極めて鋭き洞見と云ふべきである。併し乍ら彼がこのことを強調せんとするの餘り紙幣を以て獨立なる貨幣となし、その價值が金の價值を表示するにあらずして、前述の如くその數量の制限に加ふるに、高き造幣料の課徴によつて附與せられるものとなせるは誤謬たるを免れ得ない。

リカルドーは貨幣が流通の發展過程に於て必然に機能上の分歧を遂げ、紙幣は貨幣の交換手段としての機能が貨幣より分岐して獨立なる存在形態をとつたものに過ぎないこと、従つて紙幣流通の根據はそこにのみ求めらるべきことを理解しない。紙幣流通の原理は、彼に従へば、高き造幣料の課徴と數量の制限に外ならず、紙幣はそれによつて相等しき名稱を有する鑄貨又はその鑄貨に含まるる地金と同一量の交換價值を取得すると云ふのである(註一)。従つて紙幣の流通は必然性に於てではなくして、單に流通の便宜にのみ其の説明が求められる。即ち「ギニー貨幣が轉々と渡り歩く間に蒙らざるを得ざる磨損より生ずるところの量目の減損に之を委せざることより起るであらうところの節約並びに運搬費の節約は著しいものであらう。併しより少額なる支拂に關する限り、倫敦並びに地方の流通貨幣の永續的供給が甚だ高價なる媒介物、即ち金の代りに、甚だ廉價な

る媒介物、即ち紙で與へられることから遙かに最も大なる便益が結果するであらう。また曰く、「一通貨はそれが全然紙幣——但しそれが代表すると看板を出してゐるところのその金と相等しき價值を有する紙幣——より成る時に、其の最も完全なる状態にある。金の代りに紙を用ひることは最も高價なる媒介物の代りに、最も廉價なるそれを置き換へ、而してその國をして如何なる個人に對しても損失を與へることなく、それが以前にこの目的のために使用せる總ての金を粗生原料品・道具類及び食物と交換することを得せしめる云々」(註二)と。

(註一) D. Ricardo : Principles, p. 341. 邦譯、三八二頁。

(註二) D. Ricardo : op. cit. p. 349. 邦譯、三九二頁。

リカルド一の貨幣本質の問題に對する見解はかくの如く首尾一貫せるものとは云ひ難い。彼の此の矛盾せる見解は貨幣價值の問題に於て彼を規定し、矛盾のさらなる擴大へと彼を追ひやつてゐる。即ち彼は一方に於て金はその生産に一定の労働量を必要とするが故に價值に満ちたものとなすに拘らず(註一)而も彼は利潤の生産の問題を理解しない結果、結局スミスに於けると同様に勞賃並びに資本利潤從つて生産費を決定的なものと考へるに至つたのであるが(註二)、他方に於ては金貨幣の價值決定の契機を紙幣に於ける場合と同様に其の數量に求めるに至つてゐるのである(註三)。此の數量的見解は「高き地金價格」(High price of Bullion)に於て更に明瞭に述べられてゐる(註四)。即ち茲にそれを引用するならば、次の如くである。「金・銀の數量に於ける變化は、是等と交換せらるる諸財貨を相對的に高價ならしめ或は廉價ならしむる以外の影響を生じないで

あらう。より少き數量の貨幣はより多き分量と同様流通媒介物としての諸機能を果すであらう。其の目的の爲めには一十萬は一億と同様に有効であらう」。次いでまた「若し是等の諸國のうち何れかに於て金鑄が発見されたとするならば、流通に附せらるる貴金屬の數量の増加したる結果として、その國の通貨は價值に於て下落するであらう。従つてまた最早や他の諸國の通貨と同一價值ではなくなるであらう云々」と述べられてゐる(註五)。かくて吾々はスミスに於けるとは異り、リカルド一の場合に於て遙かに明瞭に名目主義への轉落を看取し得るのである。

(註一) D. Ricardo : Letters of Ricardo to Thomas Robert Malthus.

(註二) D. Ricardo : High price, p. 3.

D. Ricardo : Principles, p. 340. 邦譯、三八二頁。

(註三) D. Ricardo : op. cit. pp. 341-342, 358-359. 邦譯、三八二—三八三、四〇二—四〇三頁。

(註四) D. Ricardo : High price of Bullion.

(註五) D. Ricardo : op. cit. pp. 3-4.

第二款 歴史學派の金屬主義學說

現實的、歴史的觀察法に基づき社會的事象を歴史的發展の過程に捉へんとする歴史學派に於ても亦、貨幣は商品・貴金屬として理解される。ひとはロッシヤ一の屢々引用される有名な言葉を想起することが出来るであらう。「貨幣に關する誤つた定義はこれを二つに大別することが出来る。一つは貨幣を商品以上と解するものであり、他は商品以下となすものである」(註一)。

(註) W. Roscher : Grundlagen der Nationalökonomie. 1918. S. 310.

彼はさらに述べて曰く、「種々なる交換行為の媒介・交換価値の測定並びに時・處を通じての価値の保持者として用ひられ、一般に愛好せらるる貨物之を貨幣と名づく」と。(W. Roscher : a. a. O. S. 338-339.) 併し乍らロッシヤ人はワーゲマンの所謂貨幣の象徴主義的見解を脱することが出来ずして、貨幣を單なる章標或は富の總和と解するに至つたのであつた。W. Roscher : a. a. O. S. 277.

第一項 舊歴史學派の金屬主義學說・クニース、ヒルデブラント

——その本質論並にそれに於ける世界觀・方法論の支配形態——

歴史學派に屬する學者のうちで、後世の金屬論の理論的基礎を作つたものは實にクニースである。吾々は貨幣の重要な諸根本問題が二三のそれを除いては彼に於て既に解決されてゐるのを見る。従つて吾々がこゝに彼の見解を稍々詳細に検討することは決して無意義ではあり得ない。クニースは古典學派が金屬主義學說をば勞働若しくは費用価値の基礎の上に築きあげたのに對して、使用価値の上に建設せんとした(註)。

(註) 所謂使用価値學派はメンガー、ジェボンズ、ワルラスに至つて限界效用學說としてより高度の完成を上げたが、既にそれに先達つて使用価値をもつて其の學說の根本となせる點に於てクニースの重要性がある。而して限界效用學派はかゝる基礎の上に立ちて名目主義學說を擁護した(尤もメンガーに就いてはかく云ふを得ない)のであるが、クニースに於ては同一の立場から金屬論に到達した。併し乍らひと若し論理の徹底を求めんとせば、使用価値の土臺の上に於ては必然に名目主義の肯定者たらざるを得ないであらう。此の點既に指摘せるところであり、更にその詳説に對する機會と場所が後に與へられるであらう。クニースはただ彼の現實的、歴史的立場から貨幣を商品・金として把握し、而もそれを具體的使用価値の一般的、抽象的使用価値への還元の可能性の信仰によつて基礎づけんとした。

クニースに従へば、貨幣も亦一つの商品である。而もそれはたゞ一個の商品、爾餘の一切の商品より區別されるべき特殊なる商品でのみあり得る。貨幣の本質に對する彼のかゝる認識の根據をなすものは、彼が貨幣の本質的機能の一を該商品の價值を測定するところの尺度たることに求めたことであつた。蓋し貨幣が價值の尺度として機能し能ふためにはそれ自身も亦價值物であり、従つて商品でなければならず、またそれは諸商品の價值を統一的に表示するものとして、即ち一般的等價物として爾餘の一切の商品と對立するものだからである。彼は述べてゐる。或る一般的價值測定者及び交換手段たる機能をすぐれて果し得る爲めには、貨幣として使用せられる對象は造形可能性(Formbarkeit)、分割可能性(Teilbarkeit)、抵抗能力(Widerstandsfähigkeit)等々と云ふ數多の特殊の自然的特質をもたねばならぬ。が、それを一般に且つとにかく果し得るためにはそれは既にそれ自ら一個の經濟財であらねばならぬ。換言するならばそれが貨幣機能に及び特にまた交換手段たる機能に使用されるに先達つて、ある他の種の經濟的充用を見出さねばならないのである。併し乍ら貨幣が經濟財であると云ふことは他の經濟財と同一なる意味に於てではない。勿論それが經濟財であり、交換價值をもつと云ふ限りに於ては何んら一般經濟財と異るところはない。併し乍らただ一個のものを除いては何ものも貨幣ではあり得ないのである。貨幣の概念と交換價值をもつ財の概念とは二つの異種の概念であつて、貨幣の一のより狭き概念とより廣き概念とではない。貨幣はそれに於てあらゆる財の交換價值が測定せらるべきであるが故に一つの交換價值をもつ財でのみあり得る。併し乍らまさにその爲めにまたたゞ一個のものでのみあり得る。されば他の如何なる取引財も貨幣と同一視されてはならない。此の特殊化(Besonderung)の以前に於ては社會

に於て如何なる貨幣も存在せぬ。而してその止揚は貨幣廢除を意味したであらう。かくして貨幣は交換價値の測定に使用せられるところの特殊なる經濟財 (Besonderes wirtschaftliches Gut) である。貨幣の概念は職能の概念ではなく、特殊的機能を受けられたる或る經濟財の概念であると(註)。

クニースはかく貨幣を正しく特殊なる商品と觀じ、價値尺度たる機能を認めはしたものの、資本制經濟の特殊な生産構造に付いて十分なる認識を有せず、従つてまた貨幣生成の必然性の論理を其の真相に於て理解せずして、貨幣をば直接交易の困難の想定の下に、メンガーに於けると同じく、財の市場流通性なる概念より導出せる結果、貨幣の本質的、第一次的機能は之を交換の手段たることのうちに求め、價値の尺度たる機能を以つて第二次的なもの、交換手段たる機能より派生せるものと考へるに至つてゐる (K. Knies: Geld und Kredit. Abt. 1. SS. 9. 10. 11. 邦譯・10—11・12—13頁)。されば兩機能の關係は彼にあつて併存的ではなくして、從屬的であつた。即ち「ある財の價値測定はまさに交換に於てある等價を形成するところの貨幣の量が表示されることによつて生じ、而してまた一方では金の或る量が交換財たる役を演ずるが故に、まさにそれによつてまた他の財の價値が測定せられるのである」(K. Knies: a. a. O. S. 187. 邦譯・12—13頁)。従つて彼に於ては價値尺度たる機能は終局的には本源的な機能たる交換手段機能のうちに還元さるべきものでなければならぬ。併し乍らひと若し兩機能の關係をかくの如く解するならば、クニース自身の否定にも拘らず、紙幣も亦價値の尺度たる機能を有すとの見解に到達せざるを得ないであらう。蓋し紙幣は交換手段たることが本來の機能であり、また價値をば彼と共に使用價値と解するならば、紙幣も亦交換手段とし

ての作用を有するが故に使用價値をもつ筈であるから。使用價値とは對象の主體に對する作用の意義の認識に外ならないが故に、使用價値と作用價値とはクニース自身の認める如く原理上差異あるものではなく、従つて使用價値にとつては對象の實體性と否とは問題となり得ない筈であらう。

彼はかく交換手段機能に本源性を認め、價値尺度たる機能を以つて之れに還元せしめ得られるものと考へるが故に、兩機能は彼にあつては不可分の關係に立つものである (K. Knies: a. a. O. SS. 185-187. 邦譯・12—13—14頁)。貨幣が流通の過程に於て機能上の分岐を遂げること、交換手段たる機能は價値尺度たる機能より分離して獨立なる存在形態をとるのであることは彼に於ては理解されない。さればこそ彼は紙幣を經濟的概念としての流通手段としては理解せず、専ら法律的概念に於て理解したのであつた。即ち紙幣は既に確立してゐる請求權の解除手段 (Liberationsmittel) であり、その故に流通手段としても用ひられ得ると云ふのであつて、後者は前者の第二の派生的なる使用たるに過ぎないと考へられたのである (K. Knies: a. a. O. SS. 345-360. 邦譯・四二二、四二七頁)。

然るに彼は他方に於て象徴貨幣若しくは記號貨幣の成立の必然性を承認する。曰く「それにも拘らず、また既に一般的に擴まれる貨幣使用の最中に於て貨幣の交換手段たる職務の排除に向へる或る取引傾向 (Verkeitsstendenz) の出現と活躍とが確證せられる。貴金屬筒片はかの『第三商品』(Dritte Ware) としつゝ、かの中間的交換財としてのそのかゝる職能に於ては、實にただそれらが他の二個の商品または財の本來そののみが企圖されたる交換を容易ならしめる一道具を支給すると云ふ意味に於て、一箇の交換手段として

活躍するに過ぎない。かくてそれらのものは實にたゞ最初は——或る商品の「販賣者」によつて——受領せられ、その後——他の商品の「購買者」として彼によつて——再び交附せられ、その間他の種の使用欲望に役立つてゐねばならぬことを要せぬが故に、この交換手段の或る他の種の充用性及び一般にそれに於ける素材的なものは毫も問題とならぬ様に見え、従つてまた當然、またある施設によつて、特にまた適當なる形態を備へたる紙券 (Papierschein) によつて代はられ得る様に見える。「貴金屬の出現と諸特質とは貨幣として役立つ個片の或る迅速なる受領を實行不可能ならしめる。而してその重量及び純分 (Feinetal) に關して行はるべき面倒なる検査の煩勞は、多數の貨幣受授者に對して全くただ行はれたる検査のなんらか信ずるに足る符號を給せられたる同一貴金屬個片が貨幣職能の爲めに固持せられることによつてのみ節約され得る。確かにこれらの金屬個片も亦毀損等に對する抵抗力の非常に大なる程度をもつに過ぎぬ。それらが貨幣として取引のなかへ這入つて來るに當つて持つて來る形態及び重量はそれらのものに於ても亦、時の経過と共に磨滅と消耗とに支配される。併し其のときにも尙其の間中同一金屬個片は繰返し／＼してたゞ貨幣個片としてのみ役立ち得る。ひとはそれらのものをかゝるものとして確に數千の場合に於てもち、受取り且つ與へるが、何人もこれ等の銀または金貨片のあるものから裝飾品等々を作り得ることを想起することはないのである。」「かくて鑄造された貨幣の交換手段たる職務は貨幣が其の諸職能の一に對して全體に必要な分量の一部に於てはまたある單なる貨幣記號 (Geldzeichen) によつて、貨幣を代表する或る象徴 (Symbol) によつて代位せられることに對する一つの特殊的基礎と手引とを準備した云々」(K. Knies : a. a. O. SS. 180.

182-183. 201. 邦譯・一二〇・一二三、二四五頁)。

まさに記號貨幣はかゝる過程を経て成立する。それは交換手段としての機能のみ代理する。交換手段としては貨幣はそれ自體何ら價値物たるを要しない。蓋しそれは商品の一より他への移轉を媒介するに過ぎないからである。併し乍ら價値尺度と交換手段との分離を否定するクニースにとつては、交換手段もまた經濟財でなければならぬ (K. Knies : a. a. O. SS. 200-201 邦譯・二四四頁)。然りとすれば、それ自體經濟財にあらずして、單なる交換手段に過ぎない記號貨幣も亦經濟財でなければならぬし、それはまた交換手段たるが故に價値尺度たる機能を果たさねばならぬ筈である。併し乍らこれは彼の峻嚴に拒否するところである。(K. Knies : a. a. O. SS. 351-352. 177. 邦譯・四二六、二二七頁) かくして彼は何づれの道を撰んでも、彼自身の見地を自ら否定せざるを得ない結果に陥る。クニースは此の困難なる問題を如何にして解決せんとするのであるか。彼が鑄貨の名目價値と云ふ現象は記號貨幣の使用の爲めの支柱として表示されてはならぬと云つてゐる (K. Knies : a. a. O. S. 204. 邦譯・二四八—二四九頁) ことは正しい。若し吾々が記號貨幣の使用と云ふことをば此の場合記號貨幣をもつて眞實なる貨幣なりと解するならば、併し乍ら彼が之れによつて云はんとすることはかうである。「價値測定及び價格規定はいかなる貨幣量が等價を形成するか、取引に於て幾何の貨幣が財に對して受け取られ得るかと云ふ問題を缺き得ぬが故に、貨幣の價値尺度としての職能と價格の標準としての充用とは一般に貨幣の交換手段としての機能からは分離され得ない。従つて一般にただ個々の場合に於てのみ——たとへ多くの個々の場合に於てにせよ——流通手段としての貨幣が代位され得

るに止まり、同時に當該貨幣額の價值表象 (Wertvorstellung) は他の場所に於て交換せられたる、而して現存せる貨幣によつて明瞭に保たれてゐるのである」(K. Knies: a. a. O. S. 202. 邦譯、二四五—二四六頁)。價值尺度機能と交換手段機能との不可分を證明せんとする此の叙述は併し乍ら寧ろ兩機能の可分性を證明してゐるのではないか。個々の場合に分離が可能であるならば、論理上それは全體の場合にまでもおし擴げられ得べき筈であらう。彼は此の場合、記號貨幣が常に價值尺度としての現實の貨幣の存在を前提としてゐると云ふ事實を以て兩機能の不可分性を證明してゐるものと錯覺してゐるのである。

彼がその鋭い洞察力に拘らず——否寧ろ其の故にこそ——かゝる概念の不明確性と誤謬と錯覺とを犯さざるを得なかつたのは、實に彼が貨幣成立の論理的構造の真相を理解し得なかつたことに深く基因してゐるのである。

(註) K. Knies: Geld und Kredit. Abteilung I. Das Geld. Darlegung der Grundlehre von dem Gelde, mit einer Erörterung über das Kapital und die Übertragung der Nutzungen. 1873. 2 Aufl. 1885. SS. 186. 257. 259. 邦譯、二二七、三二〇頁、三二四頁。

されば、クニースに於ては貨幣は財の一定量に對する單なる指圖證券ではなく、また或る價值量の單なる象徴・記號でもない。貨幣はそれ自身價值對象 (Wertgegenstand) であり、それによつて、經濟價值が表示せられ、評價及び測定せらるべきである。と云ふ意味に於ては、唯一個の價值對象・自己の經濟的價值をもつ一つの財貨でのみあり得る。紙幣は何んら經濟財にあらざるが故に、それは貨幣たり得ない。それは單に、貨幣諸機能中の一個のものを代位するに過ぎない。それは金屬貨幣の間隙を埋めるものに過ぎずして、その存在は、價值尺

度たる貨幣、即ち金銀の存在を前提とするものである(註)。

(註) K. Knies: Geld und Kredit. SS. 148-149. SS. 343-350. 邦譯、一八一—一八二、四一六—四二四頁。

紙幣はそれ自身無價值なるが故に、それは價值の尺度たる機能を果し得ない。それにも拘らず無價值なる對象をば價值測定者たらしめんとすることは、最も無遠慮な專制政府と雖も不可能であり、かくの如きは恰も我々に「賢者の石」(Stein der Weisen)を求めたる探險旅行に關して報告してゐるが如きものである。貨幣論に於けるまた其の實踐に於ける諸々の誤解・諸々の誤謬及び諸々の愚考の大部分は實にひとが或る財の價值はたとへば價值をもつ他の對象によつてのみ評價及び測定せられるに過ぎぬと云ふことを等閑に附してゐることにその根據をもつものである。何等か量的に規定し得らるる目的物に於ける分量的關係の測定のためには、それ自ら測定せらるべきところのものを或る特殊量に於て所持してゐる如き一對象のみ測定道具 (Mass-Werkzeug od. Mass-Mittel) として充用し得るに過ぎぬことは一つの自然法則的必然である。長さの延長 (Länge-Erstreckung) はそれ自ら長さをもち長さの量 (Längen-Quantum) を表示するところの或る測定手段によつてのみ、平面の擴り (Flächen-Ausdehnung) はたゞ一平方フィート、一平方メートル等々の如き一平面によつてのみ、重量は重量をもつてのみ計量し得られる如く、種々なる具體的財貨が抱含するところの經濟價值の一定量が一般に評價され、また測定せられ得べき限りに於ては、其の評價及び測定は明らかにただそれ自ら經濟價值をもち、それ自ら一つの經濟財なる一對象によつてのみ可能なところではなければならぬ(註)。

(註) K. Knies: Geld und Kredit. SS. 176-177. 147-148. 邦譯、二一六—二一七、一八〇—一八一頁。

かくの如く彼が貨幣の商品性を認識し、而も單なる商品一般としてではなく、諸商品の一般的等價者として爾余の一切の商品より區別されるべき特殊なる商品として把握し、且つまた測定者と被測定者との等質性を主張せる點は、而して其の限りに於てはまことに正しき洞見と云ふべきである。併し乍ら彼は一つの根本的なる點に於て誤つてゐた。それは彼が本來異質的なる二つのものを共通の公分母に還元せんとし、主觀的なる感情の強度に對して正確な數量的表示を與へることの可能性を信じたことである。即ち彼に従へば、貨幣によつて計量せらるべきところの價値とは主觀的感情的強度に外ならず、換言すれば相互に異質的であることがその存在の形式であるところの使用價値であつた。彼はマルクスが人間労働をもつて價値創造の根據となしてゐることの誤謬なるを指摘する。彼に従へば、吾々の欲求がパン・靴・書物等々のなかに労働が藏されてゐるが故にそれ等のものによつて満足せしめられるのでは決してない。そのことは吾々が日光や水や空氣のなかに如何なる労働も含まれてゐないことの故にそれ等のものを欲求し、且つ使用するのではないと同様である。されば交換取引に於ける二つの異種の「使用價値」の等置 (Gleichsetzung) はかの使用價値の生産に必要であつた二つの労働量の等置或は單純労働の二つの等しい時間からは説明せられ得ない。労働量の大小は價値の大小を規定し得るものではなく、労働はたゞ使用價値を形成する限りに於てのみ價値を創造する。而して貨幣も亦商品であるが故に、其の交換價値は他の商品と等しく或る使用價値に基づく、従つて商品と貨幣とは双方の側の使用價値に應じて交換されると云ふのである(註)。

(註) K. Knies: Geld und Kredit. SS. 133-139. 邦譯、一八九一—一九四頁。

固より諸商品はそれが單に労働の生産物であるから交換されるのではなくて、それが使用價値として相互に異質的であるからこそ交換されるのである。併し乍ら此の相互に異質的なるものが如何にして普通の公分母に還元せられ、それによつて量定し得られるのであるか。相互に異質的なるものは相互に通約し得られない筈である。而もすべて此のことをクニース自らも亦承認する。曰く、各々の特殊なる財の種類 (besondere Gütergattung) はかゝるものとしては特殊なもの獨特なものをもたねばならず、その點に種々なる財の種類の異種の要素が存在するのであつて、従つてまた相互に對して及び相互によつて實際に通約し得ざるものとして現はれる。されば貨幣財と雖もそれが或る特殊な類價値 (Ein eigenartiger Gattungswert) として使用せられる限り、他の財貨の經濟價値のための尺度たり得ない。測定はたゞ同種のもの間に於てのみ可能であると(註一)。

併し乍ら彼に従へば、個々の使用價値はその差異性の故に絶對に相互に通約し得ないと云ふ考へは誤りであると云ふ。蓋し諸商品は總て人間の欲望満足の對象として、即ち使用價値一般 (Gebrauchswert in generell) としては共通なる徴章をもち、従つて共通なる使用價値を有するもの (Ein Gemeinsamesgebrauchswertes) への還元によつて、異種の使用價値の等置が可能とせられるからである(註二)。

(註一) K. Knies: Geld und Kredit. SS. 151-152. 邦譯、一八五—一八六頁。

(註二) K. Knies: a. a. O. S. 155. 邦譯、一九〇頁。

併し乍らこれだけの説明によつては相互に異質的なる使用價値が如何にして之を共通の或る第三者に、即ちクニースに従へば、共通なる使用價値をもつところの或るものに還元し得られるかは未だ明かではない。總て

の商品に共通するところの使用価値一般とは一體何であるか。それは單に抽象的な概念に過ぎないではないか。然るに使用価値は常に唯だ具體的のみあり得る。而して具體的な使用価値は唯だ相互に異質的のみあり得る。従つて使用価値にとつては總ての商品に共通するところの使用価値一般と云ふが如きは問題となり得ない。それは一つの形容矛盾 (contradictio in adjecto) である。それにも拘らず、クニースは此の問題、即ち共通なる使用価値への還元の問題を如何に説明せんとするのであるか。吾々は暫く彼自身をして云はしめよう。「實際に於て——と彼は云ふ——すべての異種の使用財は使用財として或る共通の統一をもつ。種々なる財の種類が種々なる欲望の種類を充足する一方、それらは同時に盡く何れも當該人間的欲望圏の總和的現在量を充足する。まさにその故に財の種々なる種 (Species) は確に類的使用価値を含む。各個人が、彼の使用する財の總量に對して、差別と並んで同時に、此の類的性質を承認する如くに、後者はまた社會によつてもその成員に對して現存するものとして承認せられる」。

「異種の財の類の使用価値に於ける類的なるものの社會的承認は、分業的生産に於ける交換取引にあつては、ある代替し得る (vertretbar, fungible) 使用価値——すべての我々の經濟的需要を充足する諸對象はその同種の保持者である——の承認として實際に效用を生ずる。若し或る特殊の類の經濟財が他の特殊の類の財に對して授受せられるならば、兩者は經濟的使用価値をもつものとして、またその限りに於て、同種にして且つ相互を通じて代替せられ得、測定せられ得るものとして承認せられる。——それに反して、或る財が何人かによつて消費對象なるときには、使用価値の特殊類の特有性・特殊性が有効になる。若し代替財 (casuarius) たるもの

(ables) が或る等しい使用価値及び交換価値を同じ財の類のそれぞれ等しい大いさの分量に於て代替せしめるならば、交換価値の方程式の制約的原因であるところの我々の代替的使用価値の或る等しい量は、その双方的價格規定に於てその表現を見出す如き種々の財の類の多種多様の分量によつて代表せられてゐることが出來よう。例へば肉一キログラム、パン五キロ、小麦一クォーター、鐵 a ツェントネル等々」。

「異種の財の使用価値の人間的總需要圏内に於けるその社會的評價に對する代替的性質を我々は先づ財の一般に擴まれる消費に應じて、此の代替性の強き出現を考察することによつて明らかならしめ得る。何人によつても欲求せられるところの如き「市場流通財」 (Marktgängige Güter) の多様な種類に對して、何人も第一にそれらのものは交換取引に於ては等しく評價せられたる使用価値として相互に入れ代へることの承認を齎すであらう」。「次ぎには財の相對圏の眞中に於けるより近き親近さに應じて」而してそれは漸次「最大なる圏に到達する。而して其の内部にあつては、安樂椅子と家屋との如く、金と銀と爾餘一切の對象とが總て人間的欲望の充足手段として共通の徽章をもつて存在するのである。社會的に承認せられたる財として、それ等は種々の種類の總べてに於て社會によつて類的に妥當する使用価値の保持者たる實を示さねばならぬ。社會に對して類的に妥當する使用価値は特殊の財の類の多様な使用価値形成物 (Gebrauchswertgebilde) に社會的交換取引の内部に於て代替性を得しめるのである。此の種を同じうする代替し得る使用価値こそ——何等かの労働量ではなくて——そのなかに凡ての經濟財の社會的に承認せられたる價值實體がよこたはるところのものである。而してそれはいまかゝるものとして他總ての社會的に承認せられたる財の類のなかに存す

ると同一の種類に於て、貨幣として使用せられるところの特殊の財の類のなかに存する。それ故にそれはまたある距離がメートルの長さによつて、平面が平方メートルに依つて測定せられ得ると全く同様に、金または銀の一グラムの使用価値に於て測定せられ得るのである」。

「貨幣は勿論特殊的使用価値として諸商品の代りに働くことは出来ぬ。併し乍ら貨幣財が其の類的資格・社会的需要の爲めの其の共通の使用能力に基いて或る資産高の保持者として顧慮せられ、且つ其の限りに於て社会化せられた使用価値の代替せられ得る量を代表する限りは、該商品の代りに働くことが出来る」。一代替的として社会的に承認せられたる使用価値に對してのみ普遍妥當的承認が要請せられ得るのである(註)。

(註) K. Kries: Geld und Kredit, SS. 160-163, 275-276, 164. 邦譯、一九六一二〇〇、三三五、二〇〇頁。

以上に煩はしいまでに長く引用せる彼の叙述によつて、彼は異質的なる使用価値の共通なる使用価値への還元の可能及び其の過程を説明せんとしてゐるのであるが、吾々は以上の叙述によつて問題に對する完全な理解を與へられたとなすことが出来るであらうか。吾々にはかくの如き説明は問題の解明に對して何ら寄與するところがなく、依然として同じところに、最初の出發點に足踏みしてゐる様に思はれる。それは説明ではなくして寧ろ問題の置き代へであり、否同じ意味の異なる表現の單なる羅列に過ぎないかの様に思はれる。彼が異質的なる使用価値の一般的使用価値への還元を論證する爲めに長々しく費せる以上の言葉を壓縮して書き替へるならば、次の如くならう。即ち財は盡く當該人間の欲望圏の總和的現實量を充足するものとして、共通の統一の徽章をもつ。まさに其の故に財は類的使用価値をもつ。此の財の類的使用価値は社会的に承認されて代替し

得る使用価値となる。經濟財の社会的に承認された價值實體はまさに此の代替し得る使用価値のうちに横はる。而して貨幣は社会化せられた使用価値の代替せられ得る量をもつが故に、價值の尺度として機能し能ふ。これが彼の使用価値の通約を主張する全論證なのである。

併し乍ら吾々のみるところによれば、本來異質的なる使用価値が如何にして共通なる使用価値に還元されるかはそれによつて少しも明かにされてゐない。勿論人間の經濟的欲望の對象であると云ふことは確かに財一般に共通なる事實である。併し乍らそれによつて意味されるところのものは唯だ財が使用価値であると云ふことのみ。使用価値なる概念は抽象的なる概念ではなくして、具體的なる概念である。それはただ何んらかの使用価値であり得るのみであつて、何んらの使用価値でもなき使用価値と云ふが如きものはあり得ない。従つて異質的であると云ふことが、使用価値の存在形式なのである。換言するならば、財は相互に異質的な使用価値としてのみ、人間の欲望充足の手段となり得るのである。抽象的使用価値・使用価値一般・共通なる使用価値・普通妥當的に承認せられたる使用価値と云ふが如きものは存在し得ない。それはただ概念の遊戲に過ぎず、而もかくの如きは使用価値なる概念に矛盾するものである。従つて貨幣をばかゝる證明し得ざる價值の體化物として代替性を有する商品となし、その故に貨幣は價值の尺度たる機能を果すものであるとなすことは明かに誤謬でなければならぬ。彼は曩にも指摘せる如く、正しく使用価値は使用価値としては相互に異質的であること、即ち商品は具體的なる使用価値としての側面より觀察するならば、諸商品は相互に異なる質であり、それ故にのみ交換されるのであること、而も商品が他の商品と或る一定の分量上の割合をもつて交換されるために

は、是等の商品は相互に共通な或る第三者に還元されなければならぬことを認識してゐたのであるが、價值をば使用價值としてみ理解した結果、此の困難をば商品が總て人間的欲望の充足手段として共通の徽章をもつと云ふ事實に逃避する以外には克服し得べき手段を見出し得なかつたのである。併し乍らワーゲマンも正しく指摘せる如く、使用價值にとつては普遍妥當なる公分母と云ふが如きものは存在し得ない(註一)。且つまた使用價值それ自體は人間主觀の感情の強度に外ならず、従つて其の高さの具體的な數字的決定は不可能なところである(註二)。後者の問題についてはクニースは何んら觸れるところがない。従つて此の問題は輓近に於ける名目論者と金屬論者の論争の焦點をなしたものはあるが、それは他の箇所に譲り、こゝでは深く立ち入らないこととする。

(註一) E. Wagemann : Allgemeine Geldlehre. S. 27.

吾々の見解に従へば、若し主觀的價值たる使用價值以外に如何なる價值も考へ得ないならば、ひとは寧ろ貨幣に對して價值尺度機能そのものの否定に到達せねばならぬであらう。蓋しクニース自身も認めてゐる如く(K. Knies : a. a. O. SS. 171-172. 邦譯、二一〇頁)「個々人を支配する彼等の財の有價的轉換への強要は自明的に提供者と欲求者との主觀的價值評價の相異として自己を表現せねばならぬ」からである。従つて其處では何んら等價交換と云ふことはあり得ぬからである。さればこそ徹底せる主觀的價值論者は貨幣に對して價值尺度たる機能を認めず、單なる價值表示の手段となしたのであつた。例へば吾々はそれをメンガー、(C. Menger : Grundsätze. 邦譯、二七九-二八〇頁、左右田博士「貨幣と價值」二二、一九頁)其の他の學者の見解のうちに見出し得るであらう。

(註二) E. Wagemann : Allgemeine Geldlehre. SS. 120-121.

とまれ貨幣が價值尺度たる機能を果し得るためにはそれ自體價值物でなければならぬと云ふことは正しい。

従つて貨幣は金銀である。併し乍ら貴金屬貨幣は價值尺度としての機能から云へば、既に指摘せる如く、現實にそれが存在してゐる必要は少しもなく、想像的・觀念的金であつて差支へない。此の點に就いても彼の既に洞察せるところであつた。彼はそれを次の如く述べてゐる。「貨幣即ち貴金屬貨幣が價值測定の爲めのその職能に於て他のなにかへても及び特にまた何等かの貨幣信用券によつても代替せられなかつたし、また代替せられ得なかつたことはむしろ確呼として不變のまゝである。價值測定の爲めに貨幣使用が依然として必要であると云ふことは、取引に於て一般に貨幣簡片が價值對象に對する價值等價として購買及び支拂に於て使用せられることを前提とする。……併し乍ら多くの、極めて多くの個々の事象に於ては、他の場合に見出される貨幣使用を通じて全く既に維持せられてゐる如き當事者間に於ける一定貨幣量の價值に關する或る明瞭なる表象の現存だけで十分に充分である」(註)。

(註) K. Knies : Geld und Kredit. SS. 274-275. 邦譯、三三三-三三四頁。

貨幣が價值尺度として機能する際には、かく想像的・觀念的金であつて差支へないと云ふ事情のうち、吾々の既に指摘して來た如く、計算貨幣成立の根據が存在するのであるが、現象そのものに固執し、其の内奥にまで立ち入ることをしない名目論者は此の現象を捉へ、それが現實の貨幣そのものの存在を前提とするものであることを認識せずして、計算貨幣そのものを以つて眞實なる貨幣と考へる。即ち單に抽象的な貨幣名に過ぎないところの圓・磅・マルク自體が彼等にとつては貨幣なのである。併し乍らクニースの鋭き洞見は名目論者のかゝる見解の誤謬なることを指摘し、計算貨幣の成立は何んら名目主義の理論的支柱たり得ざるものであ

ることを次の如く明かにしてゐる。「かの見解に心を傾ける人々にとっては現實的貨幣によつてのみ得らるべき諸表象が現實的貨幣の職務遂行によつてすでに習慣となつてゐるから實體的貨幣の存在することを要しないと考へる。『若しリーヴル・シリング等々の名稱が保存せられ、而も金屬は落ち去つたとしても、すべての物は尙ほ全く同様に計算及び販賣せられ得るし、——商業流通は維持せられ得る』と云ふバークレー (Berkley, 1755) の立言は上に關説した誤謬を想起させる。リーヴル・ターレル等々の『名稱』は單なる特殊の言葉としては金屬の『脱落』前に於てもまた貨幣職能を微塵たりとも果しはせぬ。我々がリーヴル・シリング等々をもつて『計算し且つ販賣』するのは、これ等の特殊な二つの綴 (Silben) が現實的貨幣の或る量の固有の指稱であるからに外ならぬ。而して價值表象の此の習慣は金屬の當該量が一般にどこかに存在したことによつて基礎づけられたのでは決してない。金屬個片は却つてそれを使用するものにとつて良く知られた交換財として、取引に於て『一般に行はれて』ゐなければならなかつた。評價それ自體は一つの思考過程である。併し乍ら此の思考過程は具體的對象の事實的效用作用が經驗に於て知覺されてゐなければ可能でなし(註二)。

(註) K. Kries: a. a. O. SS. 206-207. 邦譯、二五—二五二頁。

さらにクニースは價值尺度の問題に關して不變的・絶對的なる價值尺度と云ふ如きものは存在し得ざる(註三)と。また貨幣が價值の尺度たることと價格の標準(單位)たることは混同さるべきではなくて、截然區別せらるべきものであることを主張する。價值尺度の可變性については、彼は次の如く述べてゐる。「經驗はかゝる『不變的・絶對的』價值尺度の發見を、特に異種の財のある長き期間の後に現はれたる交換價值變動が確定せらるるべし出來なし(註四)。

べかりし場合に向つて最も空しきものと思はせるのである。……アダム・スミスやデヴィッド・リカードの如き人々ですらある絶對的價值尺度・自己の側では價值諸條件の或る變化を一般に經驗せぬであらうところのある價值對象を案出すると云ふ不可能事を可能ならしめることは出來なかつた！ 財の取引價值に對する諸條件はまさに自然必然的に可變的・相對的であつて、たとへば人間勞働給付のある量の・それ自體のみで考察せしき諸特質に關する如何なる論究も、その取引價值のかの諸條件を確定せる且つ絶對的のものたらしめることらるべし出來なし(註四)。

(註) K. Kries: Geld und Kredit. SS. 173-174. 邦譯、二二—二二三頁。

併し乍ら彼は直ぐそれに次いで「従つて如何なる場合に於ても長き期間の後に於ける價格變動の測定のためには、やつと或る相對的にすぐれた價值尺度が案出されるに過ぎぬ」(K. Kries: a. a. O. S. 174. 邦譯、二二三頁)と述べ、恰もひとが便宜に従つて任意に價值尺度たるべきものを變更し得るが如く考へてゐるもの如くであるが、之は彼が貨幣の成立について其の必然性をば充分に理解せず、寧ろ便宜性に於て捉へた當然の歸結に外ならぬ。たとへ彼が後に述ぶる如く、國家による貨幣の任意的なる創造を極力否定してゐるとは云へ。

價值尺度としての貨幣はかくの如く必然に其の價值の變動を免れ得ないが、價格の單位としての貨幣は彼に従へば不變なるものとして機能する。此の兩者は截然區別さるべきものであつて、此の兩者の間の或る明瞭なる區別の缺如から多くの誤謬が生じたのである。價值尺度として使用せらるべき財貨の確定されたる分量が價格の單位なのである(註一)。クニースはかく價值尺度としての貨幣より價格の單位への變化を理解してゐた。貨幣も亦一つの商品であり、従つて其の價值の變動は之を免れ得るものではなく、寧ろ逆説的に云へば、貨幣

の價值は可變的であるからこそ貨幣は價值の尺度として機能し得るのである。如何なる國家權力と雖も貨幣の價值を確定不動ならしめ得るものではない。尤も幾何の金屬量を價格の單位として定めるかは國家の任意である。名目論者は國家がかく貨幣單位としての金属量を確定することを以て直ちに國家が貨幣を創造し、貨幣に對して固定せる價值を賦與するものであるかの如く考へるのである。併し乍らかゝる見解はまたクニースの極力否定するところであつた。彼に従へば、貨幣が、従つてまたその價值尺度機能が國家權力の單なる意志と單なる法制とによつて作られ、且つ維持せられると云ふ考へのうちに貨幣の本質に對する誤謬の根據が存在するのである(註二)。かくして彼はひとは永久に互つて恰もかゝるものとしての或る法規が或る無價值なる事物から或る支拂手段を構成し得るかの如き意見を排除すべきであらうとなしたのであつた。

(註一) K. Kries : Geld und Kredit. SS. 197-198, 342. 邦譯、二四〇—二四一、四一五頁。

(註二) K. Kries : a. a. O. SS. 176, 194, 202, 205-206, 207-208, 322, 323-329, 335-339, 336, 356. (邦譯、二一六、二二六、二四六、二五〇、二五三、三九一、三九九、四〇七、四〇八—四三二頁。尙ほ此の問題に就いては價值論に於て詳しく述べられるであらう。

銀行券と紙幣との本質的差異については、クニースは前者が支拂手段であり、後者が流通手段であると云ふことのうちにではなくして、前者を以て經濟的範疇とみ、後者を以て法律的範疇と考へることのうちに看取せるものの如くである。従つて其の分類原則は、一方に於ては「兌換」に對し、他方に於ては「支拂」に對する規定の點に求められた(註一)。本來銀行券は商品流通の必要から生じたものである。其の本質は支拂手段であり、實在する金に對する指圖證券である。其の最初の形態は銀行手形であつた。併し乍ら經濟政策上の要求か

ら或は倫理的な觀點から、大抵の國家に於ては銀行券の發行は單一或は少數の・國家が特許を與へたところの銀行の特權となり、其の銀行のみが銀行券を發行し、流通界にそれを投入する權利を有するに至つたのである。此の様に國家が發行銀行を法律によつて限定し、兌換制度を確立した場合に於ても銀行券の性質は何んら變るところがない。それは飽くまでも現存する金に對する指圖證券であり、其の流通の原則は手形流通と全く等しく、其の價值は一に兌換の能否にかゝつてゐる。彼も亦銀行券の成立に對しては正しい認識を持つてゐた。彼に従へば、それは支拂手段として發生し、その本質は貨幣に對する指圖權であり、貨幣請求權(Geldforderung)に外ならない。その故にまたそれは流通手段としての職能を果し得ると云ふのである。かくして彼は定義するに外ならない。その故にまたそれは流通手段としての職能を果し得ると云ふのである。かくして彼は定義するに外ならない。「銀行券は事實上この獨特の本質が貨幣請求權の或る流通手段に對する一般的基础と支拂手段の任務の原則的引受との結びつきより生ずる一の雜種(Hibride)・一つの合ひの兒である」と(註二)。

(註一) K. Kries : Geld und Kredit. S. 346. 邦譯、四二〇頁。

(註二) K. Kries : a. a. O. SS. 248-255, 269-272. 邦譯、二九九—三〇七、三二七—三三一頁。

之れに對して、紙幣は、彼に従へば、國家の公布に従つて何人に對しても強制相場(Zwangskurs)をもつところの法律的支拂手段である。債務者は此の強制相場をもつ紙幣に於て金屬貨幣に於けると同様に、「満期となつた」支拂義務に對する「解除手段」(Solutionsmittel)を所持することとなる。されば紙幣は、云ひかへるならば、貨幣にかへて支拂の爲めに使用さるべき權限の保持者であり、従つてそれは既に確立してゐる請求權の解除手段として使用すべき權利の附與のみを包含してゐるものである。従つて紙幣は先づ第一に支拂手段

であり、その故にそれはまた貨幣の代りに現金取引に於ける賣買手段として、現金的購買手段 („bares“ Kaufmittel) としても充用せられると云ふのである(註一)。尤も彼は紙幣が決して終局的支拂手段たり得ぬこと、國家と雖も之れをしかなし得るものではないと云ふことを認識してゐた(註二)。とまれ彼が紙幣をかくの如く法律範疇として、従つてまた第一次的には流通手段としてではなく、支拂手段としての規定に於て把握するに至つた所以のものは、貨幣が其の流通の發展過程に於て機能上の分岐をとげ、かくて分離せられた交換手段機能はそれ自身の獨立な存在形を取得するに至ると云ふことを理解し得なかつたと云ふことにある。紙幣は支拂手段ではなくして、貨幣の流通手段たる機能を、而してそのみを代位するところのものである。其の限りに於て紙幣は金に代位して流通する。法律による強制通用力の賦與は紙幣の本質を形成するものではない。それは單に形式的な條件たるに止まる。彼は此の形式的な條件を本質と思ひ込んだのである。

(註一) K. Knies : Geld und Kredit, SS. 348-349 邦譯、四二二—四二三、四三六—四三七頁。

(註二) K. Knies : a. a. O. SS. 352-355. 邦譯、四二七—四三〇頁。

然るに彼は他方に於て紙幣が金屬貨幣の間隙を埋むるものであり(註一)、現實的貨幣に代位するものであつて、従つて其の價值表象はそれのみが依然として價值尺度であるところの現實的貨幣からのみ取り出され得るものであることを認識してゐる(註二)。併し乍らかゝる認識は紙幣を流通手段としての規定に於ける把握からのみ導き出され得るものである。さればこそクニースは他の箇所に於てはかゝる見解を否定するところの叙述をなしてゐる。即ち若しひとが紙幣を價值表象として、流通手段としての規定に於てのみ把握するならば、そ

の發行される名目價值總額はそれがなければ當然流通せねばならぬ金の價值總量によつて規定さるべきであらう。然るにクニースに於てはそうではなくして、それが實際に國家への支拂に充用せられ得る範圍に限定さるべきである(註三)。それでこそ論理的には彼は正しくあり得るのだ！

(註一) K. Knies : Geld und Kredit, S. 361. 邦譯、四三八頁。

(註二) K. Knies, a. a. O. S. 202. 邦譯、二四五頁。

(註三) K. Knies : a. a. O. S. 369. 邦譯、四四六頁。

要するに、クニースにとつては、紙幣も銀行券も支拂手段である。其の本質的差異は貨幣信用券(銀行券は其の一種)が量的に精密に規定されたる貨幣に領收に對する請求權の保持者・流通手段たるに對して、紙幣證券(Papier-geldscheine)が貨幣に支拂の分量的に精密に規定されたる解除權の保持者・流通手段(Träger, Zirkulationsmittel quantitativ präzisierter Liberationen von Geld-zahlungen)として對極をなすこと、要言すれば一方の兌換性に對して他方が不換性であることの中に存する(註)。かくして兩者の經濟上の本質的差異については彼は充分なる認識を持ち得なかつたのである。

(註) K. Knies : Geld und Kredit, S. 358. 邦譯、四三四頁。

クニースの問題提出の仕方は極めて正しく、其の理論も多くの正しきものをもつてはゐた。而して吾々も亦彼の理論より多くのものをかち得たのであるが、彼の社會經濟研究の基底をなす心理學的歴史方法の故に、以上吾々が論じ來つた如き諸矛盾を彼は免れ得なかつたのである。

ロツシャー、クニースと共に、所謂歴史學派經濟學の創設の榮譽を擔ふリヒアルト・ヒルデブランド (Richard Hildebrand) も亦貨幣を商品・貴金屬とみた。併し乍ら彼は純經濟的・理論的觀察方法によつてではなくして、單純な歴史的歸納と法律的觀察方法によつてかゝる見解に到達したのである。その故に彼の學說をばデューリングは法的金屬理論 (Juristischer Metallismus) と名づけてゐる(註)。

(註) H. Döring : Die Geldtheorien seit Knapp, S. 34.

ヒルデブランドに従へば、貨幣の發生は交換に代はつて賣買が現はれるときに始めて可能である(註一)。即ち賣買に於ては交換に於けると異り、交換せられる二つの財貨のうち一方が「賣買の手段」(Mittel des Kaufs) 即ち「一般的に定まれる・代替し得る」客體 (Generell bestimmtes od. r. fungibles (vertretbares) object) となるのであるが、かかる「賣買手段」の人為的創造によつてかゝる客體は貨幣となる。即ち貨幣は貸借等の諸契約に於けると同じく、賣買に際して代價の手段をなし、若しくは價格の決定に役立てる爲めに特別に作られたところの、而してたゞ讓渡にのみ定められてゐるところの「代替的なる物」(Fungible Sache) である(註二)。その故に彼に従へば、國家は既存の關係に對して單に承認を與へるのではなくて、國家が貨幣を創造する。即ち貴金屬の一定の重量と純分とを以つて、國家が鑄造するところの鑄貨と共に初めて貨幣は發生する。かくして彼に於てはその重量と純分とを國家が保證する完全量目の金屬貨幣、即ち鑄貨のみが貨幣として承認せられるのである(註三)。

(註一) H. Döring : a. a. O. S. 34.

(註二) R. Hildebrand : Über das Wesen des Geldes, 1914, S. 910.

(註三) R. Hildebrand : a. a. O. SS. 10, ff. 23, 14, 15.

彼も亦資本制經濟社會の特殊な生産構造を認識しない。従つて諸商品が何故必然にそれ自身の價値を表示する爲めに彼等のうちより一の商品を選び出すかを、換言すれば貨幣成立の社會的必然性を理解しない。されば「賣買手段」即ち貨幣は便宜の爲めの人為の創造なのである。従つてまた貨幣が何故貴金屬でなければならぬか、その理論的必然性は彼に於ては當然存在しないと云ふべきである。交換をば彼の如く狭く・遇然的な直接交換の意味に、而して規則的な交換をば之に對して賣買と解しても事態は少しも變らない。彼は唯だ歴史的觀察から貨幣が商品として・貴金屬として成立したと云ふ事實並びに國家の權威によつて鑄造された鑄貨が本位貨幣として流通してゐると云ふ表面的な事實だけを捉へるのである。併し乍ら、ひと若し法律的觀察を徹底せしめて行くならば、金屬說へではなくして、クナップへの道があるのみであらう。蓋し國家は其の際には萬能なる存在として考へられてゐるからである。さればデューリングが「貨幣の法律的觀察法がクナップに於けるが如く『記號學說』(Zeichen Theorie) に必然的には達しないで、却つて素材價値說にも導き得るものであることを、ヒルデブランドの貨幣理論が證明した」(註)と云ひ得られたのは實にヒルデブランド自身の理論の透徹の缺如の故に外ならぬ。

(註) H. Döring : Die Geldtheorien seit Knapp, S. 34.

ともあれ彼は國家によつて鑄造された完全なる量目と純分とをもつ鑄貨のみを貨幣と解した。かゝる見解の基礎の下に、彼は單に「名目的價値單位としての貨幣單位」に關するクナップの見解を拒否する。彼に従へば、

かくの如き見解は計算單位とその價值とを混同してゐるものに外ならない。蓋し計算單位の價值は變化し得るものであると云へ、計算單位そのものは法律的に定められたものであるが故に、その名稱のみならず、その實體も亦不變であるから。それは價值單位ではなくして重量單位である(註一)。彼のかゝる批判は其の限りに於てはまことに正しい。併し乍ら彼に於ては貨幣は鑄貨でのみあり得る。されば上の批判は次の如く補追される。單に金屬の一定重量ばかりではなく、鑄貨形態のかゝるものも貨幣の、又は計算の單位をなす(註二)。併し乍ら吾々は不幸にしてかゝる補追が概念の曖昧以外に何を理論に齎らすのかは理解し能はない。

(註一) R. Hildebrand: Über das Wesen des Geldes. SS. 12. 66.

(註二) R. Hildebrand: a. a. O. S. 12. ff.

銀行券・紙幣及び補助貨幣は彼に従へば貨幣ではない。それ等は單に貨幣の代りに用ひられるところの支拂手段に過ぎずして、賣買手段としての貨幣概念に對立するものである(註一)。而してそれ等の支拂手段としての性質は専ら法律に負ふてゐるものであると云ふ(註二)。

(註一) R. Hildebrand: Über das Wesen des Geldes. SS. 26. 39. 40.

(註二) R. Hildebrand: a. a. O. S. 39.

それ故に銀行券・紙幣及び補助貨幣は彼にあつては經濟的概念ではなくして、法律的範疇として理解される。而してそれ等各々の間に存する本質的差異は支拂手段なる概念のうちに解消されてしまふのである。

歴史學派は一般に經濟諸關係の論理的分析の問題を輕視して、現實的・歴史的觀察により多く若しくは専ら依存するが故に、貨幣を經濟的範疇としてよりも寧ろ法律的範疇として把握しがちである。その最も徹底せる

最も典型的な、その故にまた最も論理の透徹せるはクナップであつた。吾々は既にクニースに於て法律的概念が貨幣に對して導入せられたるをみ、ヒルデブランドに於て更にそれが顯揚せられたるをみた。次に吾々が問題としようとするところの、新歴史學派の代表者をもつて許されるシュモーターの貨幣本質に對する見解も亦かゝる方法論上の立場によつて規定されてゐる。デューリングも亦彼の方法論と貨幣本質との結び付を指摘して次の如く述べてゐる。「貨幣の本質に關する彼シュモーターの見解は國民經濟的諸問題に對する彼の特殊な觀察方法と最も密接に關聯する。シュモーターは國民經濟の歴史的・社會的・國家的及び文化的制約を際立たせ、而してそれを心理的に又倫理的に基礎づけようとするが、この見方は貨幣に對する彼の態度に於ても亦明瞭に顯はれてゐる云々(註)。

(註) H. Döring: Die Geldtheorien seit Knapp. SS. 24-25.

第二項 新歴史學派の金屬主義學說・シュモーター、ロツツ及ディール

——その本質論並にそれに於ける世界觀・方法論の支配形態——

シュモーターの方法論上の立場は先づ彼の貨幣生成に對する見解を規定する。彼は貨幣が國民經濟の一定の發展段階の所産であることを認めはする。併し乍ら資本制經濟そのものゝ特殊な構造に關する十分なる認識を缺いてゐた結果、貨幣の成立をば分業的生産と私的所有との對立のうちにはなくして、貴金屬そのものの技術的特質、取引の要求、市場の慣習や商業上の習俗並びに國家の實行(Die staatliche Veranstaltung)や個

人の利己的な利害の協力のうちに看取したのであつた(註一)。従つて貨幣が何故貴金屬でなければならぬかの論理的必然性は彼に於ても亦見出され得ない。彼はたゞ歐洲諸國の貨幣制度の歴史的研究から、經驗的に貨幣は貴金屬なりとの結論をひき出したに過ぎないのである。従つて彼に於ては貨幣制度は國民經濟的制度であると共に、法律的制度でなければならぬ。換言するならばシュモラーにとつては貨幣は實際的にも・概念的にも「自然的基础」(Natürliches Substrat)を有つと共に、「慣習上法律的に秩序づけられた形式」(Konventionell rechtlich geordnete Form)を有するものである(註二)。

(註一) G. Schmoller : Grundriss der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre, 1919, Bd. II, S. 69.

(註二) G. Schmoller : a. a. O. SS. 69, 79.

かくの如くして彼も亦専ら流通手段たる鑄貨としての側面にのみ固執する。従つて價值ある貴金屬より鑄造された貨幣のみが彼にとつては「眞實の」貨幣(Das „wahre“ Geld)である。國家の印章によつて宣言された紙幣の如きは貨幣への信用ある指圖證券ではあるが、實際的及び科學的用語法の支配的意味に於ては何んら貨幣ではない(註)。従つて銀行券と紙幣並びに補助貨幣の本質的差異は彼にあつても全然看過せられる。

(註) G. Schmoller : Grundriss, SS. 78, 79.

シュモラーに従へば「眞實の」貨幣は次の如き種々なる機能を果す。即ち貨幣は先づ一般的交換手段及び支拂手段、價值及び價格の尺度、同時に總ての契約の價值表彰者、資本流通の媒介者及び價值保存と價值移轉との手段である。その上にまた全ての經濟價値の代表者であり、全ての經濟的諸事象の計算(Rechnung)、確

定(Fixe-rung)及び精確化(Präzisierung)の手段である。併し乍ら貨幣のこれ等の種々なる機能は、彼に従へば、次第に歴史的に發展して來たものであつて、貨幣はその「第一次の經濟的機能と有用性」(Primäre wirtschaftliche Funktion und Brauchbarkeit)を貴金屬の商品價値により、その「第二次の經濟的・法律的機能と有用性」(Sekundäre wirtschaftliche und rechtliche Funktion und Brauchbarkeit)は之を國家の印章及びそれと結び付いてゐるところのあらゆる法果(Rechtsfolge)によつて獲得するものであると云ふ。(G. Schmoller : a. a. O. SS. 79, 180.)

シュモラーは貨幣に對して價値の尺度たる機能を認める。併し乍らそれは多くの場合價格の單位たることと混同されてゐる。それと共にまた計算貨幣の成立を理解しない。従つて紙幣も亦交換手段たる機能を果すと共に價値尺度たる機能をも果し得ると考へる(註一)。更に他方に於て彼は貴金屬貨幣及び紙幣の價値をば一樣にそれらの購買力への信頼に歸せしめる。而してその信頼自體は主として貴金屬貨幣の實體價値に乃至・紙幣・銀行券及び外國爲替政策に基づくと云ふのである(註二)。かくして彼の學說と名目主義者のそれとの本質的な對立はとり除かれる。其の上に彼は貨幣體系の國家的秩序の意義を強調するが故に(註三)、クナップに一層接近する。さればこそ彼自らも亦クナップとの差異は「單に用語法と分類との便宜問題」(nur eine Zweckmäßigkeitfrage des Sprachgebrauchs und der Einteilung)だけであることを認めるに至つてゐるのである。(註四)

(註一) G. Schmoller : Grundriss, S. 180.

- (註二) G. Schmoller : a. a. O. S. 79.
 (註三) H. Döring : Die Geldtheorien seit Knapp, S. 26.
 (註四) G. Schmoller : a. a. O. S. 79.

ワーゲマンが現代ドイツに於ける嚴密なる金屬論者としてあげてゐる者はワルター・ロッツ(Walter Lotz)とカール・ディール(Karl Diehl)である(註一)。ロッツは其の歴史的方法の立場から、社會的諸關係を顧慮せず、個人の合理的な利己心より貨幣の本質に關して恒久的に妥當する定義を演繹することは不可能と考へる(註二)。而して彼はまた純經濟的・理論的觀察に基き、貨幣の機能が經濟生活の發展と共に歴史的に形成されて來たことを認め、現代經濟に於ける貨幣の機能をば一般的交換手段・一般的價值尺度・價值保存及び移轉の機能並びに法律的に有效な支拂手段の四つとなす(註三)。ところで貨幣に對して價值尺度機能が問題とせられる場合には論理上測定者と被測定者との等質が要求せられるが、彼は正しく此の點を洞察する。彼は云ふ、「貨幣が價值の尺度である以上、それ自身も亦測定さるべきところの「價值の性質」(Die Eigenschaft des Wertes)をもたねばならぬ」と。かゝる根據の下に、彼は貨幣は交換手段及び價值尺度機能を自らのうちに合一せしめ、價值測定物として「使用價值及び交換價值の擔手」たるところの財貨に外ならないと主張する(註四)。

- (註一) Wagemann : Allgemeine Geldlehre, S. 28.
 (註二) W. Lotz : Artikel „Geld“, Wörterbuch der Volkswirtschaft, Bd. I, III, Aufl. Jena 1911, S. 987.
 (註三) W. Lotz : a. a. O. S. 988, ff.
 (註四) W. Lotz : G. F. Knapps neue Geldtheorie, Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, 30. Jahrg. 1906, S. 346, H. Döring : a. a. O. S. 24.

それ故に紙幣は彼にあつても眞實なる貨幣ではない。それは價值尺度たる機能を果し得るものではないが故に、無條件的に非貨幣(unbedingt Nicht-geld)である。従つてまた今日の經濟制度に於て貨幣を生産手段又は享樂手段に對する指圖證となす見解も彼に従へば誤謬たるを免れない(註一)。彼は更らに一步を進めて主張する。たとへ紙幣經濟が行はれてゐる場合であつても、貴金屬は其の性質上價值尺度として排除されるものではない。なるほど此の場合に於てはひと紙幣單位をもつて計算する。併し乍ら實際には紙幣單位の價值をば紙幣單位で支拂はれるところの貴金屬で再び測定するのである(註二)。

- (註一) W. Lotz : G. F. Knapps neue Geldtheorie, S. 351, 352, 357, 363, Artikel „Geld“, S. 990.
 (註二) W. Lotz : Artikel „Geld“, S. 993.

ロッツがかくの如く價值尺度機能を以つて貨幣の本質的な職能と見、それよりして貨幣も亦一つの商品、貴金屬でなければならぬとするその思想過程そのものには誤りはない。たとへ彼自身の主張のうちには、價值尺度機能と交換手段機能との關係についての説明が缺けて居り、尤も彼自身の全見解より惟論するときは、交換手段がより根本的・第一次機能と考へるものゝ如くであるが、かくの如きは既に明なる如く名目説への通路を開くものであり、且つまた彼が價值をもつて使用價值となすが故に、異質的な使用價值の一般的な公分母への還元の問題・主觀的感情強度の客觀的・數的表現の問題等の如き吾々の既に論じ來れる解決の困難なる、否不可能なる問題を令み、而してそれ等の問題は結局彼自身の主張の否定、彼が極力排せんとする名目主義そのものへ轉落を強むべき内的必然性をもつてゐるとは云へ。彼はこれ等の問題を徹底的に究めることをしなかつ

たし、またより適切に云ふならば、かゝる問題に想到しなへしなかつたが故に、經濟的觀察の方面よりして紙幣は非貨幣として極力排せられたのであつた。

彼は更に他方に於て法律的觀察によつて彼自身の見解を基礎づけようとする。否寧ろ彼は獨斷的・思辨的演繹を排するの餘り歴史的觀察法の重要性を極端に強調した結果、貨幣の本質を考究するにあつては國家の法制の桎梏を免れ得なかつたと云ふべきであらう。されば彼は明かに國家なき貨幣理論(Die staatlose Geldtheorie)を拒否する。彼に従へば、金屬論者はクナップの理論に對して、それが貨幣の國家理論であらうとするところではなくして、それが貨幣制度と國家との關係を經濟史的にはなく、唯だ法制史的にのみ論じてゐることを非難しなければならぬのである(註)。かくの如くにして彼も亦國家によつて貴金屬より鑄造されたところの鑄貨のみを眞實なる貨幣として把握する。併し乍ら鑄貨そのものは單に流通手段であり、かゝる法律的觀察によつては、既に指摘せる如く、貨幣が何故に貴金屬でなければならぬかの論理的必然性に對する解明は與へられ得ない。貨幣は唯だ貴金屬よりなると云ひ得るのみ。

(註) W. Lotz : G. F. Knapps neue Geldtheorie, S. 346.

紙幣については彼はそれが單なる交換手段たること、貨幣の交換手段たる機能の獨立な分岐形態たることを理解しない。蓋しそれは彼が貨幣の價值尺度機能と交換手段機能との關係について明確な認識をもつてゐなかつたことに基づく。かくして、彼に於ては紙幣は經濟的概念としてではなく、専ら法律的概念として、支拂手段として解された(註一)。而も彼の價值尺度機能と交換手段機能との關係に對するかくの如き認識の缺如、從

つてまた紙幣概念の不明確性は、彼をして遂ひに紙幣本位に於ては素材價值なき貨幣も亦價值の尺度たる機能を引受けるものであるとの考へに導いたのである。併し乍らかくては彼の舊の見解と明らかに矛盾することゝなる。そこで彼は此の矛盾をばかくの如きは單に異常なる場合に過ぎないとすことによつて調和せんとするのである。茲に吾々はクニースを想起することが出来るであらう。彼は明らかに述べてゐる。「吾々は無制限な私的鑄造(Unbeschränkte Privatprägung)を伴ふ金屬本位の場合には金屬論である。吾々は異常なる場合の爲めに正常的なる場合を不完全に特徴づけねばならぬ様な貨幣の定義を斷念するのだ」と(註二)。併し乍らかくの如きは問題を解決する所以ではなく、問題よりの逃避でなければならぬ。同一なる原則の上に立つものに對して理論は例外を許さない。ロツツのかゝる理論の貧困と矛盾は實に遠く彼の方法論そのものうちに基因し、從つてまた貨幣成立の論理的構造の眞相を認識し得なかつた結果に外ならない。

(註一) W. Lotz : G. F. Knapps neue Geldtheorie, SS. 351, ff. 357, 369.

(註二) W. Lotz : G. F. Knapps neue Geldtheorie, S. 359.

カール・デュールはクナップによつて金屬主義的見解の最良の代表者と稱せられ、またベンディクセンによつて理論的金屬主義の第一人者とせられてゐる(註一)。併し乍らデュールは二つの相矛盾する觀察方法をそれぞれ別個に施せる結果、理論の首尾一貫性を保持することが出来なかつた。即ち彼は一方に於て、純理論的觀察方法の下に、貨幣は何故貴金屬でなければならぬか、その必然性を明かにしたが(註二)、然るに他方に於ては、其の同じ彼が此の方法をば拒否し、法律的觀察方法を導入することによつてクナップの承認に達し、素

材價値なき貨幣をも尙貨幣として承認するに至つたのである。(註三)——かくの如きはロツツに於ても吾々の既に見出し得たところである——。かくしてディールはただ本位政策的立場から幸ふじて金屬論を維持したのであつた(註四)。これ高垣博士がディールの理論的金屬主義とせらるゝ所以は「貨幣政策の關する限りであつて、貨幣本質論に於ては單純に然りとなすを得ない」(註五)と云はれる所以であらう。吾々は以下に於て彼のかくの如き矛盾せる本質觀に對して少しく詳細な検討を加へよう。

(註一) F. Bendixen : Geld und Kapital, 3. Aufl. 1922. S. 79.

(註二) K. Diehl : Über Fragen des Geldwesens und der Valuta während des Krieges und nach dem Kriege. 1918. SS. 104, 106.

(註三) 高垣博士が「彼——ディール(青木註)——にありては貨幣をもつて法制的事項に外ならずとする見解並びに貨幣の經濟學的理論は法制に立脚せざるべからずとする見解とは異り、貨幣の基礎的定義に於ては法制學者も經濟學者も一に歸せぬばならぬとする。是れその經濟理論に於ける法的立場の顯現と觀るべきものにして、事實上に貨幣を金に繋ぐの點に於て金屬主義と相通するところあれども、其の主旨に於ては全く相異なる」(高垣寅次郎、「貨幣の本質」三二頁)とせられるのはまことに此の所以であらう。

(註四) K. Diehl : Theoretische Nationalökonomie, Erster Band : Einleitung in die Nationalökonomie. 1916. S. 400. Über Fragen des Geldwesens. SS. 115, 74.

(註五) 高垣寅次郎、「貨幣の本質」二八頁。

ベンディクセンに従へば、金屬論者の貨幣理論は近代の貨幣經濟をば商業及び市場の開始以前の前歴史時代に於ける交換 (Der Tausch in Prähistorischenzeit vor dem Beginn des Handels und der Märkte) に於て存在せし觀念をもつて説明せんとする見込のない企圖に止まつて居り、ディールの貨幣の知識及びその研

究も亦實生活に負ふものではなく、寧ろ彼は生活を超越した論理を打建ててゐるものであると云ふ(註一)。併し乍らベンディクセンのかゝる批判はあてはまらない。それは寧ろベンディクセン自身に對して云はるべきことであらう(註二)。ディールは一面現代經濟の特殊な構造についてかなり深い認識をもつてゐた。併し乍ら歴史的方法に對する過當な評價の結果、彼は優勢なる意味に於ける法制の經濟に對する支配と云ふ錯覺より抜け出ることが出来なかつたのである。それ故に若し表面に現はれた現象それ自體に固執して、そのよつて來るところの内奥にまで立ち入ることをしないことが實生活に觸れたものであり、生活の論理に叶ふものならば、ディールも亦一面かく評價さるべき資格を有するものである。

(註一) F. Bendixen : Geld und Kapital. SS. 99, 94, 80.

(註二) ベンディクセンの貨幣の本質に對する見解は後に詳述する適當な機會をもつてあらう。

ディールは現代經濟社會が非組織的であり、私有財産と自由競争に基づき、自由なる生産・消費の行はれる個人主義的經濟秩序に於てであることを認識する。彼に従へば、かゝる社會に於ては價値の第三比較者 (tertium comparationis) が存在しなければ價値は比較し得られず、而して若しも諸種の商品の價値の變動を測定すべき一定の商品が存在しないならば、自由なる經濟取引は行はれ得るものではないのである。ところで此の比較商品は價値なき一片の紙切ではあり得ない。蓋し然るときはこの財貨の價値をもつて爾餘の財貨の價値を測定する可能性がなくなつてしまふからである。かくの如き根據よりしてディールは貨幣が商品のみ・金のみあり得ることを正しく主張する(註)。

(註) K. Diehl : Über Fragen des Geldwesens usw. S. 104.

更に彼は同じ根據の下に、國家の内部取引にとつては貨幣が何んら素材價值なくしても可能であるとのクナップの見解 (Die Knappsche Behauptung) を拒否する。戦時中の獨逸の貨幣現象は名目主義の立論の一の基底をなすものであるが、ディールは戦時中の獨逸貨幣と雖も素材價值なき貨幣ではなかつたこと、それは實際には金屬貨幣に基いた貨幣代用物であつたに過ぎなかつたと云ふことを洞察し、それ故に戦時中の獨逸の貨幣體系は何んらクナップの理論の正當性を保證するものではないと主張してゐる(註一)。されば紙幣は彼にとつても貨幣ではなく、それは單に國家への「貸付證券」(Ein Darlehn)であり、一種の信用券(Ein Kreditpapier)であるに過ぎないと考へられた(註二)。ところが彼は貨幣の商品性を特殊なる經濟機構より論證せんとするに急なるの餘り、共產主義國家に於ては彼は價值なき貨幣の存在を承認する。彼は云ふ、素材價值なき貨幣は一定の經濟組織即ち共產主義經濟内に於ては可能である。そこでは貨幣は單に支拂手段若しくは計算の單位である。即ちそこでは各人はその労働時間に從つて計畫的に財貨に對する請求權を與へられるのであるからして、貨幣は唯だ財貨に對する支拂命令であり、シムボルであるに過ぎないと(註三)。併し乍ら此の社會に於てディールが尙貨幣と稱するものは單に先行給付に對する證據に過ぎず、それは貨幣と本質的に異なるものである。クニースの既に指摘せる如く、共產主義社會に於ては貨幣は存在し得ない(註四)。尤も「其の證據を貨幣と名付くるは各人の任意である。併し乍ら此の場合、此の兩者がそれによつて等しく自然財貨を獲得することが出来る」と云ふ皮相なる見解の爲めに、本質に於て全く異つた二つのものに對して同一の名稱を與へてゐるのだと云ふ事實を見逃がしてはならない(註五)。

(註一) K. Diehl : Über Fragen des Geldwesens usw. S. 62. Deutschland als geschlossene Handelsrat. 1916. Ss. 3. 19.

(註二) K. Diehl : a. a. O. S. 101.

(註三) K. Diehl : a. a. O. Ss. 71. 73.

(註四) K. Knies : Geld und Kredit. S. 189. 邦譯・二二〇頁。

(註五) S. Budge : Vom theoretischen Nominalismus. Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. 12. 1919. 大藏省譯・二六頁。

ディールはたとへ貨幣が價值尺度たる機能を果す上に於て、それ自身價值物であり、一の商品でなければならぬと云ふ事實を認識し、ベンディクセンとの論争に於て之を強調した(註)とは云へ、貨幣が一つの特殊なる商品として、商品生産社會と云ふ特殊な社會の必然的所産であること、それはたゞ此の特殊な社會關係を示してゐるものであることを充分理解してゐなかつたもの如くである。このことは彼が名目主義を峻拒したにも拘らず、彼自身の意思とは無關係に彼自身のうちに名目主義への轉落を準備したのであつた。而してそのことは更に彼が純粹なる理論的觀察を拒否し、法律的觀察の必要を強調し、法的規範を導入するに至つて遂に表面に現はれるに至つたのである。即ち彼は一方に於て「國家は一定重量の貴金屬に對して一定の名稱を附すると云ふ全く從屬的なる機能を果すのみであつて、此の貨幣名の背後に如何程の價值が隠れてゐるかは金屬そのものの價值に依存する。國家は單に價格を決定し得るのみにして、貨幣の價格を決定し得るものではない」(註一)と云ひ乍ら、次の瞬間には法制の創造物としての貨幣の把握に到達する。彼に従へば、貨幣とは國家によつて本位の基礎と宣言せられた「法律的支拂手段」(Das gesetzliche Zahlungsmittel)である(註二)。かくの

如くにして彼は概念的には素材價值なき貨幣も貨幣として承認するに至つたのである(註三)。

(註一) K. Diehl : Über Fragen des Geldwesens, sw. S. 106.

此の問題についてディールとベンディクセンの論争を茲で想起することは當を得たものであらう。ベンディクセンは一匁の金が一匁であると云ふことは、金の價值がそれによつて附與せられたものであること、従つて金はその價值を貨幣から即ち貨幣制度から受取るものであることを主張せるに對して、ディールは之を「價值と價格の壓ふべき混同」(fatale Verwechslung von Wert und Preis)であると非難し、「國家の立法が制定した價格は純粹に名目的であつて、金素材の生産條件に特に依存するところの金の内在的價值はそれとは無關係である」と主張する(註二)。(Bendixen : Geld und Kapital, 1922, S. 89. K. Diehl : Über Fragen des Geldwesens usw. SS. 105-106)。ディールが商品の價格とその内在的價值とは混同するべきでないことを考へたことは確に正しい。併し乍ら國家が一定金重量に對して名稱を與へることを以て、固定價格を與へるものとなすことは誤謬である。「それが單なる名稱に過ぎないならば、如何にして價格を云々なし得るのか、ディールの議論を進めて行くなれば、金本位成立の場合に於ける金の價格の存在は否定せねばならぬ」(Bendixen : a. a. O. S. 91)。と云ふベンディクセンのそれに對する批判は此の際まことに正當である。金は價格をもつて得ない。諸商品の價值の一般的表示者であり、従つてまた價格の單位であるところの金自體が價格をもつと云ふことは論理上矛盾でなければならぬ。さればディールは、ベンディクセンの正しく指摘する如くに、「私——ベンディクセン——に對して價值と價格との混同を非難する代りに等價と同一性の混同と云ふべきであつたのである」(F. Bendixen : a. a. O. SS. 91-92)。

(註二) K. Diehl : Eine neue Theorie des Geldes, Bankarchiv, 5. Jahrg. 1906, S. 244.

(註三) K. Diehl : a. a. O. S. 246. H. Döring : Die Geldtheorien seit Knapp, S. 27.

ディールの法律的觀察の強調はかくの如くにして必然に彼自身の名目主義への批判的見地を自ら否定せざるを得ない結果に導くものであるが、彼は問題をば理論上の地盤より政策上の地盤にひき下ろし、かくして僅かに金屬主義的見解を一貫せしめ得たに止つたのであつた。即ち彼の見解に従へば、素材價值と相關せざる貨幣

の發行は經濟社會に禍を及ぼすものであるが故に、まさにその故に私有資本主義的經濟秩序(Privat kapitalistische Wirtschaftsordnung)の下に於ては、國民經濟的に合理的なる貨幣制度は素材價值を有する貨幣に基礎を置くべきものであつて、まさに之れが「眞實の」貨幣(Reales Geld)であると云ふのである(註)。

(註) K. Diehl : Über Fragen des Geldwesens und der Valuta, 1921, SS. 136-7.

ディールのうちに看取し得られる名目主義的見解は、高垣博士の指摘せらるる如く、彼の其の後の著書に於て更に一層明確に表現せられてゐるのを見る。即ち彼はそこに於ても明らかに貨幣を以つて法制的秩序により一般に妥當するものと認めらるる支拂手段なりと定義し、「眞實の」貨幣と補助貨幣及び任意に支拂手段として用ひられる銀行券・手形・小切手との差異は之れをそれらが法制的支拂手段たると共に強制通用力を有するか否かの點に求めてゐる(註)。それ故に彼にあつては不換紙幣も亦「眞實の」貨幣でなければならぬこととなる。かくて彼は彼の金屬論的立場とは全然矛盾する結論に到達するのであるが、彼は之れに對しては何等の矛盾を感じざるもの如くである。

(註) K. Diehl : Theoretische Nationalökonomie, 113. Bd. 1929, S. 258. 高垣寅次郎、「前掲書」、三〇頁。

吾々は以上に於て先づ吾々の貨幣本質に對する根本觀を披瀝し、次いで名目論より金屬論に對して向けられたる批判に答へ、且つ名目論者が如何なる根據に立ちてか、かく金屬論を非難するや、其のよつて立つ理論的根據をとりあげて其の誤謬なることを暴露し、更に從來の著名なる金屬論者によつて展開された貨幣本質觀を便宜の許す限り歴史的に捉へ、それらのもつ根本的な缺陷を指摘し、之が批判をば大體に於てなし得たと思ふ。

かくして吾々はいまや第二の課題に入らんとする。

第二章 貨幣職能學說

第一節 概説・職能學說一般の理論的根據と其の誤謬

素朴的なる金屬主義學說が紙幣の存在を、従つてまたそれ自體何んら素材價値を有せざる單なる紙券が交換に於て如何にして商品と等置せられ得るかを説明し得なかつたことは既に指摘せるところであるが、貨幣と商品との或は商品と貨幣との交換が行はれる限り、兩者の間に同種の價値が存在せねばならぬと云ふことが當然問題となつて来る。蓋し然らざる場合には商品の幾何量が貨幣の幾何量と交換せられるかは決定され得ないからである。それ自體に價値なき紙幣と價値物たる商品との交換のうちに存する此の(外見上の)矛盾を一つのより高い統一に導かんとすることこそ、ワゲマンの指摘する如く、職能學說の立場である(註一)。職能學說にとつては紙幣も亦貨幣と等しく價値性(Wertheit)を有するものであつて、其の故にそれは商品と等置せられる。かくてワゲマンは云ふ。「金屬主義の理論は二重の和解即ち貨幣と貨幣素材との根本的對立及び職能價値の觀念の導入とによつて益々その根本思想の嚴密さを輕減するに至つた」(註二)。併し乍らそは名目主義者ワゲマンの考へるが如く、金屬主義に對して職能學說の相對的眞理を意味するものではなく、寧ろ職能學說其のものうちにそれが名目主義學說へ解消さるべき必然性を内蔵してゐることを證明するものに外ならぬ。

い。名目主義者にとつては確かに職能學說は名目主義學說に對して理論的地盤を提供するものであつた。さればこそワゲマンは此の說を通じて始めて名目論は新なる生命を獲得し、金屬說をそれ自身のうちに融容して理論的完成をとげるものであると考へたのである。彼は次の如く述べてゐる。「かくて漸次に名目主義的思想は生きようと努めた。商品の概念が漸次に貨幣概念より解放され、貴金屬は商品なれども、貨幣は單に價値象徴に過ぎないと云ふ見解が益々明瞭に形造られて行くのを觀察することは極めて興味あることである。此の過程が完成されたとき、金屬說と象徴說との綜合が完成される。之れに依つて始めて名目說が完全なる生命に目覺めるのである」(註三)。

(註一) E. Wagemann : Allgemeine Geldlehre. S. 32.

(註二) E. Wagemann : a. a. O. S. 38.

(註三) E. Wagemann : a. a. O. S. 38.

またモルに従へば、職能學說の意圖するところは名目主義學說と金屬主義學說との綜合にあつた。即ちそれは、金屬主義と名目主義との對立のうちより、それ等の學說の何づれをも肯定することなく、而かも一方金屬貨幣を承認しつつ、同時に商品價値から遊離された貨幣の價値を容認せんとするところの第三の立場(Ein dritter Standpunkt)をなすものである(註)。併し乍ら此の綜合は從來の職能論者によつては完成されなかつた。そこで彼は「貨幣理論」第三及び四章に於て之れが基礎づけをなさんと試みたのであるが、それにも拘らず彼も亦之れをなし得なかつたのである。蓋し兩説は既に指摘せる如く、兩極に相對立するところの相互に絕對に相容れざる學說であり、之が綜合をなさんとすることはまさに不可能を可能となさんとするに等しきものであるか

ら。兩者の綜合が成しとげられ得たと信ずるときは、寧ろ名目説への完全な轉落を承認せねばならぬときでなければならぬ。吾々は既に之れをモルに於てみるを得たし、本節に於てさらにそれを確かめるであらう。

(註) B. Moll: Logik des Geldes, 1922, S. 4, ff.

職能論者は所謂狭義の名目論者(彼等は如何なる意味に於ても貨幣に價値を認めない)と同様に、觀念論的な世界觀の上に立つ。此の根本的な世界觀によつて既に彼等の貨幣本質觀は規定せられる。兩者は基礎的な世界觀を等しくするが故に、貨幣の本質觀に於ても結局且つ必然に合一せざるを得ない。彼等にとつては貨幣は人間の合理的なる思惟の所産である。貨幣が如何なる社會關係をそれ自身のうちに具體化してゐるか、従つて彼等の認識の彼岸にある。従つてまた彼等は貨幣に對して客觀的な、絶對的な、質としての價値を認めない。彼等の世界觀に従へば物の本質とは人間の思惟作用の所産に外ならないが故に、その認識は認識主觀と對象との關係のうちのみ求めらるべきものである。

職能學説はまさにかくの如き認識論的見地から、貨幣の本質をば貨幣の貨幣としての作用そのものうちに求めんとするのであつて、一物の作用はそのもの、本質の顯現に外ならず、従つて其れの作用の完全なる理解は却つて本質の把握を俟つてのみ可能であると云ふことは理解されないのである。

「いま吾々はウォーカーの有名な言葉を茲に想起することが出来るであらう。「貨幣とは即ち貨幣たるの職能を果すところのものである」と(註一)。また山崎博士に従へば、貨幣と他の財貨との間に存する差異の最も顯著なる點は、一つは流通を本性とし、一つは靜止を常態と爲すの點に存し、絶えず轉讓所有者を更へ、而

かも最後の所有者の存在せざることが貨幣の貨幣たるの特質を爲すものである(註二)。更に左右田博士に於ては最も直截に「貨幣とは何ぞや」てふことは即ち「貨幣の職分とは何ぞや」てふことである(註三)と述べられてゐる。今暫く左右田博士の如何なる根據を以てかく主張せらるゝかを尋ねるならば、職能學説一般の思惟過程を明かにし得るであらう。博士の此の問題に關する敘述は次の如く展開されてゐる。「一物を認識すとは即ち『統一し又區別する』事の謂ひであり、是れ吾等が思惟一般の根柢をなすものである。一物の本質とは斷じて形而上學的に思考せられたる絶對的なものにあらずして吾等が思惟作用の單なる所産であり、是れあるが爲め一物は爾餘のものとして『本質上』區別せらる。そは一物に固着せる性質にあらで、認識主觀と客觀即ち能動と所動との關係のうちのみ悟り得らるゝものである。かくて一物の本質は事物の靜的狀態のうちに求め得らるゝものではなくて、却つて其の動的(更に適切にはしか考へられたる)狀態のうちのみ釋ね得らるゝものである。今や貨幣の本質を闡明せんとするに當り、抑々如何なる觀點に立ちてか上述の動的關係を尋究すべきか。諸説此の問題を繞りて集まる。其の一は貨幣の本質を考察するに外面的貨幣素材の觀點よりなし、他は之に反して其の内容即ち其の職分(作用)の見地よりなす。併し乍ら前者にして例へば食料としての家畜と貨幣素材としての家畜とを區別せんと欲する場合、當該家畜を家畜として、其の外形の儘に考察する限り、それは畢竟無意義である。それはこれが内面的職分を顧みるに於てのみ區別せられ、且つ種々なる場合に應じて夫々種種に規定せられ得るのである。此の意味に於て『貨幣とは何ぞや』と云ふことは即ち『貨幣の職分とは何ぞや』と云ふ事である」と(註四)。

併し乍ら吾々の既に述べた如く、貨幣の本質としてその商品性を主張することは、貨幣の職分が本来その特殊な現物的性質に固有なるものとして考察することを意味するものではない。財そのもの、屬性をば、それが置かれたる一定の社會關係より切り放して、如何に研究して行つたからと云つて、そこから貨幣の本質を導出し得るものでないことは云ふまでもなく明かなところである。確かに特定の商品に金は其の現物的性質が貨幣としての社會的機能に最も適合したものであり、それ故に金は終局的に貨幣となつたのであることを吾々は認める。併し乍ら此の際看過されてならぬことは、このことが可能なのはたゞ特殊な社會關係、換言すれば商品生産關係の下に於てのみだと云ふことである。貨幣の職能はそれ故にかゝる特殊の財貨に内在的な屬性ではなく、その財貨が特定の關係に置かれることにより、その關係によつて規定された所の社會的機能に外ならぬ。従つて金屬論は凡て財そのもの、屬性より貨幣の本質を導出せんとするものだと左田博士のかゝる非難はあたらない。それは岡橋氏の該切なる表現をかりるならば「たゞ貨幣の素材にのみ固執する金屬主義者に限り妥當するに過ぎないのである」(註五)。

(註一) F. A. Walker : Money, Trade and Industry, p.p. 1-23.

(註二) 山崎覺次郎、「貨幣銀行問題一斑」、四一—四五頁。

(註三) 左右田喜一郎、「貨幣と價值」、四頁。

(註四) 左右田喜一郎、「貨幣と價值」、三一—四頁。

(註五) 岡橋教授、「貨幣本質の諸問題」、一七—一八頁。

職能學說の論者に従へば、貨幣の貨幣としての機能が貨幣に對して價值性を賦與するものである。而して貨

幣に本質的なる機能は價值の尺度たることではなくて、寧ろ交換の手段たるにあるとせられる。蓋し貨幣は彼等にあつては交換を容易ならしめる爲めに、人間の合理的なる思惟によつて創造されたものと考へられるが故に、それは専ら交換の媒介者として現はれざるを得ないからである。従つて本來交換手段たることを以て生命とする紙幣も亦彼等にとつては當然本來の貨幣であり、それはその職能の故に等しく價值をもつものでなければならぬ。されば職能學說はたとへば貨幣に對して價值性を強調することによつて貨幣をば單なる指圖證乃至は記號と爲す見解に對立するとは云へ、商品貨幣と標章貨幣との理論的同權を承認し、貨幣の概念を素材價值なき貨幣にまで擴張することによつて名目論者に接觸する。即ち職能學說に従へば、貨幣の構成素材は貨幣の本質にとつて何等の意味をも有するものでない。素材價值なき貨幣と雖、眞實なる貨幣であり、それ自身特殊なる價值をもつ一つの經濟財貨に外ならぬ(註)。従つて紙幣は金屬貨幣に對する單なる指圖ではなく、またその價值をば貴金屬貨幣の價值よりひき出すところの金屬貨幣の代理でもないと云ふのである。

(註) さればこそデューリングは孤立的な、現實から抽象された、而して其の出發點を評價する人間からとる經濟理論の領域に於ては、貨幣の純理論的觀察法は何よりも先づ素材價值なき貨幣の承認に、而して價值ある財貨としての貨幣の把握に導かねばならなかつたと云へる所以なのである(H. Döring : Die Geldtheorien seit Knapp, S. 47.)。

職能論者は金屬貨幣の貨幣素材が元來此の貨幣の價值創造の基礎であつたことを認めはする。併し乍ら彼等は貨幣成立の過程と本質そのものを混同すべきではないとし(註一)、貨幣成立の論理的構造の眞相を理解せず、従つてまた貨幣を一つの商品、諸商品の價值を身をもつて表示するところの一般的・絶對的なる商品と理解せ

ずして、貨幣と商品とを嚴格に區別せんとするのであるが、かくては商品の價值根據は貨幣の價值根據と相異なるといふ結論に到達せざるを得ない。然らば貨幣と商品とがそれにも拘らず相互に交換されると云ふことの可能は如何に説明せらるべきであるか。彼等は此の困難をば稀少性 (Seltenheit) と効用性 (Nützlichkeit) との結合によつて免れんとする。即ち價值は彼等に從へば人間の物に對する關係に外ならず、それは物の人間に對しても (意義 (效用) とそのもの、稀少性によつて規定せられるものであるが、貨幣 (同様に紙幣も亦) も亦貨幣としての效用を有し、其の數量の限定によつて價值をもつものであるが故に、貨幣はかゝるものとして商品と共通なものをもち、從つてそれと交換に於て等置せられ得ると考へたものゝ如くである (註二)。茲に於て金屬貨幣と紙幣との本質的な差異は完全に抹殺せられ、貴金屬貨幣の存在は經濟技術上の要求に歸せられざるを得ない。從つて名目主義學說との本質的な對立も亦それと共に解消せられるのである。

(註一) 左右田喜一郎、「貨幣と價值」、二二頁。

(註二) 例へば K. Helfferich : Das Geld, SS. 552-558. S. Budge : Vom theoretischen Nominalismus. 邦譯、三四頁、Lehre vom Geld, SS. 66, 79-80, 80-86, 86-105.

尤も名目主義學說は、ワーゲマンの指摘する如く、商品と交換に貨幣を提供することがそれ自體獨立なる二つの價值交換であるかの如き觀念の完全な排除によつてはじめて成立する (註一)。併し乍ら職能說の理論にして徹底せしめるならば、此の根本的と思惟されたる點に於ても亦結局名目說に合一する。蓋し彼等にとつては貨幣は單に交換を媒介するところの手段にして目的ではない。そは評價の對象たり得ず、從つて彼等にとつて

は貨幣は何んら價值對象ではあり得ないし (註二)。またそれ故に貨幣の唯一の屬性は唯だその量たる點にのみ求められざるを得ないからである (註三)。かくして商品と貨幣との等置と云ふ彼等の批判的見地を彼等自ら否定することゝなる。さればこそ職能論者たる左右田博士は問題のかゝる提起を最初から否定したのである (註四)。たとへ職能學說はそれによつて自らの存在そのものを否定する結果となるとは云へ。

(註一) E. Wagemann : Allgemeine Geldlehre, S. 32.

(註二) 左右田喜一郎、「貨幣と價值」、二二—二三、一九四頁。

(註三) 左右田喜一郎、「前掲書」、二七〇頁。

(註四) 左右田喜一郎、「前掲書」、一九—二〇頁。

職能學說にとつてはクニースの意味に於ける價值尺度機能は貨幣に對して拒否せられる。左右田博士に於けるが如く貨幣を價值對象とせざる場合にはそれは言を要せざる程に自明であるが、他の論者の如く貨幣を價值對象とみたる場合に於ても (例へばメンガー、ヘルフェリッヒに於けるが如く) 而してそは彼等の理論の不徹底を證明してゐるものに外ならないのであるが———そうである。蓋し使用價值以外に價值を理解せざる彼等にあつては、交換に於ける價值の相等性は當然考へられ得ないからである (使用價值と職能價值との間には何んら原理上の差異は存在しない。而して此の際貨幣の價值が貨幣としてのその効用に基づくか、それともウキザリーの如く貨幣と交換せられる商品の使用價值に基づくかは何んら問題ではない)。彼等は特殊な生産方法に基づく商品生産社會と云ふ特殊な經濟構造を理解しない。それ故にまた交換の必然性とそれに於ける價值の相等性は理解され得ない。使用價值の側よりみれば、交換はまことに或る一人に對する一財の主觀的價值と

他の人に對する他財の主觀的價值との相互的差異に基づく。されば價值を使用價值としてのみ解する彼等にとつては、交換は二つの商品の價值の間に同等の關係あることを意味するものではなく、却つてそれとは反對に兩者の間に不等の關係あることを示してゐるものである。かくの如く等價交換なる現象を否定する彼等が論理上の誤謬を犯すことを欲しないならば、價值尺度たる機能を貨幣に對して拒否せざるを得ないことは蓋し當然であらう。

然るに商品の價格は専ら貨幣によつて表示せられる。かゝる現象に當面して、彼等は價值尺度の概念をば交換價値の表示若しくは公分母の概念に拘り代へる。こゝに吾々は職能學說が指圖證券學說に發展すべき内的必然性を看取することが出来るであらう。併し乍ら貨幣が若し單なる價格表示器 (Preisindikator) に過ぎないものとするならば、諸商品の價值關係が既に決定されたものとして前提されて居らなければならぬ。ところで職能論者にとつては、價值は絶對的客觀的なものではなくして、經濟主體の財貨に對する評價に外ならないのであるが、かゝる前提の下に於て然か云ひ得る爲めには、ひとはあらゆる商品に對して自己を同時に評價關係に置かなければならない筈であらう。かゝることの不可能なることは云ふまでもあるまい。彼等は貨幣が價格の單位として計算貨幣たる機能を果し得る爲めには、價值尺度たる機能を前提とするものであることを理解出来ないのである。

貨幣は價值の尺度たるが故にこそ、その素材の一定量が尺度の標準として確定され、貨幣名を以つて貨幣素材の價值ではなくして、數量そのものが相互に比較計算されるに至つたのだ。然るに名目論者はこれらの中間

項を一切看過するが故に、貨幣をば單なる計算貨幣としてのみ把握する。これはまさしく、吾々の指摘せるところによれば、名目主義學說の中心の見解をなすものであつたのである。

更に主觀的價值理論の基礎の上に立つ職能論者にとつて解決の不可能なる根本的問題は使用價值が如何にして精確な數量的表現を獲得し得るかと云ふことである。此の相互に異質なるものが如何にして數量化し得られるかはまた、既に見たる如く、同一の立場に立つ記號學說乃至指圖證券學說に對しても云ひ得られたことであつた。而も此の效用の量化の問題が不可能なることは職能論者自身の側に於てさへも認識されてゐたのである。さればこそ左右田博士は主觀的價值の價格への架橋を人間の意思に求められたのであつた(註一)。併し乍ら問題を論理の平板より心理の平板にひき移すことはその解決を可能ならしめる所以では決してなく、寧ろ問題を混迷に導くに過ぎないものである。唯だ一切の事象を人間の思惟の恣意なる所産と考へられる場合にのみ或はそれが問題解決の鍵を與へるものとすことが許されるであらう。

(註) 左右田喜一郎、「貨幣と價值」二五頁、本書二六九—二七〇頁參照。

既に夙く效用の量定し得られざることを認識せる職能論者レキシスは、此の問題の解決をば稀少性なる概念を導入することによつてなさんとしたのであつた。即ち彼はそれによつて財貨が相互に共通性を生じ、かくしてそれは數量的關係に表示し得られるものとして取扱はれ得ると考へたのである(註二)。此の場合「稀少性」は單なる主觀的な欲望の不満足即ち缺乏の感覺であつてはならない。それは純粹に客觀的な存在でなければならぬ。さればレキシスは財の稀少性を測定する規準をば主觀的な缺乏の感覺ではなくして、それが獲得の

爲めの客觀的困難即ち此の目的の爲めに必要な費用に求めたのであつた。従つて財貨の獲得に必要な費用が彼に於ては價值判斷の基礎となり、かゝるものとして商品は相互に通約し得ると考へたものゝ如くである(註二)。レキシスのかゝる見解は確かに一應肯定せらるべきであらう。併し乍らかくては彼の商品價値の原理と貨幣價値の原理とは全然異なることとなる。蓋し彼は貴金屬は年來の蓄積せる巨大なる量の存在の故に、その生産費はその交換價値に殆んど影響を與へないと考へるからである(註三)。彼自身明らかに述べてゐる。

「金は獨立の貨幣用金屬たる資格を有するが故に、其の價値決定が他の普通の商品とは全く異なる」と(註四)。更に彼に於ては紙幣も獨立な本來の貨幣をなすのであるが、其の價値は法律上無制限なる支拂能力を認められたることに依存し、それによつて紙幣も亦價値の尺度たり得るのである(註五)。併し乍ら商品の價値原理と貨幣の價値原理とがかくの如く相異なるならば、如何にして貨幣は商品價値の測定尺度として機能し得るのであるかは説明され得ないこととなる。従つてまた何故に商品に對して貨幣が等置せられるか、商品は如何にして貨幣的表現を得るかと云ふ問題の解明も不可能とならざるを得ない。そこで彼はかゝる關係をば史的發展の所産となすことによつて此の困難より免れんとする。曰く「然らば金によつて表示された貨幣の價値並びに一般の貨幣單位の價値は商品に對し實際如何にして定まるか。各種の商品の相對的價値並びにそれ等相互間に絶えず現はれる騰落の關係はそれぞれの商品の生産條件並に市場條件によつて決定される。併し乍ら或る瞬間に於て、何故に百マルクは個々の商品の一定數量と等しき價値を有するか、或る程度まで此の關係は史的發展の所産である云々」(註六)。かゝる見解に對する詳細な批判の機會は後に與へられるであらう。

(註一) W. Lexis : Allgemeine Volkswirtschaftslehre. 1913. S. 30 邦譯五二一五三頁。

(註二) W. Lexis : a. a. O. S. 31. 邦譯五五頁。

(註三) W. Lexis : a. a. O. S. 101. 邦譯一七六頁。

(註四) W. Lexis : a. a. O. S. 101. 邦譯一七四頁。

(註五) W. Lexis : a. a. O. SS. 108. III. 邦譯一八九、一九五—一九六頁。

(註六) W. Lexis : a. a. O. SS. 101-102. 邦譯一七七頁。

以上論じ來たれる如く、貨幣記號學說乃至指圖證券學說に於て解決不可能なるものとして指摘されるところの貨幣に關する一切の根本なる諸問題は、職能學說に於ても亦依然として未解決のまゝに残される。職能論者はかゝることを何んら意に介しないものゝ如くである。彼等は唯だ名目論者と等しく直接吾々の感性に與へられた紙幣現象を捉へ、それよりしてデューリングの指摘せる如く(註一)、素材價値なき貨幣即ち標章(象徴)貨幣のうちに貨幣職能の最も主要な化體と未來の理想貨幣(Idealgeld)を認めんとするのである。尤も彼等は既に指摘せる如く貨幣の價値性を強調し、素材價値なき貨幣のうちにさへも貨幣として常に一の價値ある特殊財貨をみ、單なる記號としての貨幣を拒否し、他方金屬貨幣を承認することによつて自らを指圖證券學說乃至記號學說より區別し、獨自の存在を主張する。

此の點よりしてワグマンは職能學說を一つの金屬主義學說の修正とみ、金屬主義學說の範疇に組み入れて居り(註二)、デューリングも亦此の點を注目して名目主義學說に對立せしめんとした(註三)。併し乍らそは單に外見上の類似を捉へたるに過ぎずして、職能學說は貨幣に素材價値を否定すると云ふ最も本質的な點に於て、

従つてまたそれより生ずる一切の根本的なる誤謬に於ても指圖證券學說乃至記號學說と一致するが故に、吾々はフィリップ・ボヴィッチと共に之を名目論の範疇に組み入れるべきが至當と思ふのである(註四)。

(註一) H. Döring : Die Geldtheorien seit Knapp, S. 38.

(註二) E. Wagemann : Allgemeine Geldlehre, S. 30.

(註三) H. Döring : a. a. O. S. 38.

(註四) Philippovich : Grundriss der politischen Ökonomie, I. Bd. 11. Aufl., S. 275.

職能價值理論の代表者と目される學者として、吾々はメンガー、ワグナー、レキシス、フィリップ・ボヴィッチ、ヘイン、ジムメル、ヘルフェリッヒ、ウエバー、フォン・ミーゼス、ウオーカー、また吾が山崎博士、左右田博士、高垣博士等を擧げることが出来るであらう。以下吾々は諸家の理論を展開することによつて更に詳細に職能理論を検討しよう。

第二節 學說の批判的研究

第一款 ワグナー及びメンガーの二面的・二律背反の本質觀

國民經濟的諸問題の研究に於て、ワグナーが歴史的歸納法の重要性を指摘すると同時に演繹的・純理論的研究を要求したこと、併し乍ら彼にあつては兩方法は各々獨立に適用さるべきであつて、單に相互に補助的なる關係に立つものとしてのみ認識せられ、統一的綜合に於て理解し能なかつたことは吾々の既に指摘せるところ

である(註一)。かくの如き方法論上に於ける誤される態度の故に、彼は國民經濟的諸問題の解明に當つて、一方に於ては之れを法制より分離して觀察し得ずして、其の法律的基础を強調することとなり、然るに同時に他方に於ては現實によつて基礎づけられたる前提からではなくして、思辨的に導出せられた抽象的經濟人なる假說的前提より之を演繹的に説明せんとするの結果に陥つてゐる。即ち國民經濟的諸問題はワグナーにあつては法律的問題であると共に、それは人間及び人間行為の動機及び衝動と不可分に結合されてゐるが故に、一般心理學の諸問題なりとせられ、従つてまた國民經濟學は或る點に於て應用心理學と考へられた(註二)。デューリングの指摘せる如く、「ワグナーの靜的質的貨幣問題への態度も亦此の根本觀から説明され得る」(註三)。即ちワグナーはかくの如き二面觀の故に、貨幣の概念をば一方に於て純經濟概念として理解せるに拘らず、他方に於ては法律的概念を導入せねばならなかつたのである(註四)。

レキシスも亦同一なる世界觀の下にワグナーと同じ方法論上の立場に立つ。従つて貨幣の本質觀に於ても根本的にはワグナーと全く一致してゐるのをみる(W. Lexis : Allgemeine Volkswirtschaftslehre, 1913, SS. 97-98, 109, 111-112, 邦譯、一七〇、一七一、一九二、一九六頁)。ワグナーに於ては演繹法により接近せるに反して、レキシスは現實的立場をより重視し、歴史的研究法に基づく社會生活の歴史的發展の必然性の認識並びに經濟學と法律學との密接な關係を一層強調してゐる(W. Lexis : a. a. O. SS. 12-23, 邦譯、三二一-四〇頁)。點に兩者の差異が存在するが、それは何んら兩者の根本的對立を意味するものではなく、單に程度の差異に過ぎない。デューリングはレキシスが現實主義的理論を強調してゐる點よりして、彼が國民經濟的諸問題の純理論的研究を拒否してゐるかの如く述べてゐるが(H. Döring : a. a. O. S. 40)、それは餘りに燥急なる批判たるの非難を免れ得ないであらう。

(註一) 本書三一—三五二、三九—四〇頁參照。

(註二) A. Wagner : Grundlagen der Volkswirtschaft. I. Halbband. 1892. S. 15.

(註三) H. Döring : Die Geldtheorien seit Knapp. S. 45.

(註四) A. Wagner : Sozialökonomische Theorie des Geldes und Geldwesens. 1909. SS. 119, 124 ff. 120.

ワグナーは先づ經濟主義なる前提の下に、貨幣の起源をば信頼及び慣習のうちに求めてゐる。曰く「貨幣は他人——乃至は少くとも他人の大多數——が規則的にそれを受取るのを信頼して取引する人々により、個々の取引行爲(就中交換)に於ても其他の具體的諸財貨に對する正當にして完全なる交換對價——交換等價——として承認利用され、與へ且つ受取られる所の・因襲と習俗とによつて取引界に於て交換手段及び價值尺度として採用された客體(交換財)である」(註一)。かくの如く貨幣は彼にあつては單に流通機構のうちからのみ引き出され、その必然性を商品生産なる特殊な生産關係との聯關のうちに看取されてゐない。されば彼が貨幣をもつて「交換手段と價值尺度との兩機能を取引界に於て自身のうちに結合せるところの客體」と定義してゐる(註二)とは云へ、其の際にはクニース的な意味に於ける價值尺度機能が考へられてゐるのではなくして、所謂價格割合の表示手段たる機能が問題とされてゐるのである(註三)。従つて彼に於ては交換手段機能がより根本的であり、本質的である。彼が「貨幣使用の最後の基礎」(„Die letzte Grundlage des Geldgebrauches“)として求めた個人及び集團心理學的要因(“Individual“- und „massenpsychologischer Faktor“)たる信頼の契機は彼に従へば實に貨幣客體の有體的、素材的、形式的性質からは完全に免れ得るものであつて、確實なる事實として容認された若くは信ぜられた貨幣客體の交換手段機能に基づくものなのである(註四)。

(註一) A. Wagner : Sozialökonomische Theorie. SS. 119, 120.

(註二) A. Wagner : a. a. O. S. 119.

(註三) A. Wagner : a. a. O. SS. 119, 124.

(註四) A. Wagner : a. a. O. SS. 117-118.

かくてワグナーに於ては、デューリングの指摘せる如く、貨幣問題も亦第一に心理的なる問題であるが(註一)、此所に吾々は彼の循環理論を看取することはさまで困難ではない。蓋し交換手段たる機能を本質的な機能となす貨幣は其の起源を信頼の契機に求められるが、此の信頼なる事實は外でもない、貨幣客體が交換手段としての機能を果たすところの事實そのものに基づくことと云ふのであるから。吾々は此の際ブツヂェが特定財貨の一般的交換手段としての使用を該手段への信頼へ還元せんとするひとびと、特にワグナーに向つてなせる批判を(註二)、茲に殊更らに利用する必要はあるまい。欲するならば讀者は彼を参照するべきである。

レキシスに於てもその合理主義的なる見解に基づいて貨幣は本來純粹なる交換手段としてのみ認識される(W. Lexis : a. a. O. SS. 97-98, 101. 邦譯「一七〇—一七一、一七六頁」)。尤も彼も亦明らかに貨幣は價值尺度たる機能を果すものであることを認めてはゐる。併し乍らそはワグナーに於けると等しく、クニース的な意味に於てはあり得ない。蓋しレキシスに従へば、貨幣は流通手段としての資格を有するが故に商品に對して交換價值を取得し、それによつて「抽象的交換價值の擔ひ手」となり、「一般的抽象的價值等價物」となるのであるから(W. Lexis : a. a. O. 邦譯「一九六頁」)。かくして價值尺度機能は彼に於ても亦價格表示の手段とすりかへられ(W. Lexis a. a. O. SS. 97-98. 邦譯「一七〇—一七一頁」)。

(註一) H. Döring : Die Geldtheorien seit Knapp. S. 46.

(註二) S. Budge : Lehre vom Geld. S. 5. ff.

ワグナーに於ては、更にレキシスに於ても貨幣は其の有體的、素材的、形式的性質によつて拘束されるもの

ではなく、且つ交換手段たる機能を果し得るが故にそれは價值尺度たる機能を果し得るものであるからして、素材價值なき貨幣も亦價值の尺度たり得る。而してワグナーに従へば、素材價值ある貨幣にあつては價值尺度として役立つ客體の單位は「特定の質の貨幣素材の重量」を形成するが、素材價值なき貨幣にあつては「此の——即ち素材價值を有する（青木註）——貨幣の稱呼價值單位（Nenn-Werteinheiten dieses Geldes）」である（註）。ワグナーの此の言葉はまさに彼が貨幣の價值尺度としての機能と價格の表示手段としての機能とを混同してゐる事實を論證してゐるものに外ならない。ワグナーに於ても、そしてまたレキシスに於ても貨幣成立の論理的構造の真相は全く理解されて居らないのである。

（註） A. Wagner : Sozialökonomische Theorie, SS. 119, 124. ff. W. Lexis : a. a. O. S. 112. 邦譯、一九六頁。

ワグナー及びレキシスによつて展開された貨幣の經濟的概念は以上に説明された如くであるが、更に彼等は法律的觀察の下に貨幣の法律的意義を重視し、貨幣の法律的側面を考察せんとする。かくてワグナーによれば、貨幣は「交換手段及び價值尺度として、又法律的支拂及び債務辨濟手段としての機能を實現する所の客體」であり（註一）、レキシスに従へば、貨幣概念は國家により發行された流通手段のみに限定されるべきである（註二）。かくして彼等に於ては紙幣も亦「眞實の」貨幣と觀ぜられる。

（註一） A. Wagner : Sozialökonomische Theorie des Geldes und Geldwesens, S. 121.

（註二） W. Lexis : Allgemeine Volkswirtschaftslehre, SS. 4-5, 23. ff. 邦譯、七一八、四〇頁以下。

經濟事象の説明が思辨的に導出せられた抽象的經濟人の營利衝動の心理學的隔離により、心理學的公理に立

脚する事によつて可能であると信するメンガーの方法論上の立場は、貨幣現象の説明に於ても彼を規定する。尤もメンガーは一方に於て歴史的觀察に基づき貨幣を抽象的計算單位としてではなく、商品として把握した。併し乍ら彼の思想的基柢をなす心理主義の立場は、彼の意識とは獨立に、彼をして結局名目論への道を辿らしめるに至つてゐる。

メンガーは貨幣が商品であることを強調して次の如く述べる。「貨幣が其の他の商品の領域内に於て特殊な性質を示すと云ふことは、貨幣は商品なりとの命題に少しも矛盾するものではない。そのことは恰かも街路が多くの點に於て他の地所（田畑・牧場・森林・建築場等）から極めて明瞭に區別される事情がそれらの街路や道路が地所であるとの事實を否定しないと同様である」と（註一）。其の上に彼は貨幣の價值が貨幣の材料と鑄造との價值よりひき出さるべきことを説いてゐる（註二）。さればキルマイヤーの如きはメンガーの主張の側面を重視して彼を金屬主義者となしてゐるのである（註三）。メンガーが更に進んで「吾々は貨幣を通常得んと努めるのは貨幣素材の効用的性質に依るに非らずして、むしろ其の交易價值の故に吾々は財貨と交換に貨幣を獲得せんと努めると云ふ事は同様に正しい。併し乍らかゝることは總て貨幣の交換手段としての機能を專ら明らかにするものであつて——商品としての貨幣の特質一般の反證ではない（註四）、と述べてゐる點に徴するならば、キルマイヤーの取扱ひ方の妥當性が證明されたかにみえる。併し乍らメンガーの貨幣生成に就いての見解よりするも、彼に於ては流通手段としての機能が貨幣の本質的機能をなすものであり（註五）、従つて彼が特定財の貨幣たる地位を獲得するのはその素材價值によるのではなくて、それが交換手段たるの機能を狙ふ

時始めて可能であるとさせる點、而してまた貨幣の價值が流通手段としての機能に内在的に結びついてゐると主張する點、(註六)よりするならば、高垣博士(註七)及びワグマン(註八)の爲せる如く、彼を職能論者の範疇に組み入れることがより當を得たものと考へられるのである。

(註一) E. Wagemann : Allgemeine Geldlehre S. 33. (im Handwörterbuch der Staatswiss. S. 566.)

(註二) C. Menger : Grundsätze der Volkswirtschaftslehre. 1823. S. 260.

(註三) K. Kirmaier : Die Quantitätstheorie. S. 14.

(註四) E. Wagemann : a. a. O. S. 33. (im Handwörterbuch der Staatswiss. S. 566.)

(註五) ミーゼスも亦貨幣の成立についてメンガーの販賣可能性説 (Die A. satzfähigkeitstheorie) に一致する。彼は正しく貨幣が分業と私有財産の社會の産物であることを認めてゐたとは云へ、商品經濟の特殊性に對する充分な認識を缺いてゐた結果、結局直接交換の困難より導出せざるを得なかつたのである (L. v. Mises : Theorie des Geldes und Umlaufmittels. 1924. SS. 3. 6.)。されば交換手段としての職能が貨幣の本質的な職能と考へられ、其の他の職能は之れに還元し得られるものと主張された (L. v. Mises : a. a. O. SS. 7-9.)。而して彼は職能學説を嚴格に主張する立場から、メンガーの金屬主義的側面を拒否してゐるが、職能學説の立論の基礎よりするときは、ミーゼスの見解が論理的には正當であると云はねばならぬ。

(註六) メンガーは金屬貨幣の價值を一方に於て貨幣の材料と鑄造との價值より、他方に於ては流通手段としての機能より導出してゐる故に、彼の金屬貨幣價值理論は二元的であるが、それは職能論者に共通なる見解である。例へばレキシスに於ても貨幣用金屬は貨幣的職分を利用せられるが故に一層大なる價值を有するに至ると考へられ (W. Lexis : a. a. O. S. 102. 邦譯「一七九頁」)。ミーゼスに於ても貨幣の價值はその原始的源泉即ち使用價值に基づくと同時に貨幣的機能即ち一般的交換手段としての機能からも亦發生するものであることが主張せられる (L. v. Mises : a. a. O. SS. 134. III.)。而してミーゼスに従へば、貨幣はその交換價值の原始的源泉を滅失したる後に於ても價值を持つが、その價值は一般的交換手段としてのその機能に基づくもの (L. v. Mises : a. a. O. S. 111.)。

(註七) 高垣寅次郎、「貨幣の本質」、三五頁。

(註八) E. Wagemann : Allgemeine Geldlehre. S. 33.

メンガーはかくの如く貨幣の本質的機能を交換手段機能のうちに見取すると共に、價值尺度としての機能を貨幣に對して拒否する。蓋し彼に於ては價值は物に對する人間主觀の關係であるが故に二財の交換に於ける價值の相等性は考へ得られないからである。此の點に於て彼はワグナー或はレキシスよりも一層理論的であると云ふことが出来る。たとへ彼がそれによつて價值より價格への架橋を斷念せざるを得ないとは云へ。

資本制生産方法と云ふ特殊な生産方法に基づく交換の必然性を理解し得ない彼にあつては、交換の起源は専ら對象に對する經濟主體の價值評價の差異に求められる。それ故に言葉の客觀的意味に於ける等價者と云ふが如きものは一定の市場と一時點に關してさへ存在するものでなく、否寧ろ斯様な等價者は事柄の性質上全く問題とならず、現實に於ても決して存立し得るものではないと考へる(註一)。彼の見解に従へば、ひとが交換財の價值等價を云々するの誤りを犯してゐるのは價格現象の一面的考察に基づけるに外ならない。彼はそれを次の如く述べてゐる。「交換に於て顯現する諸財量を等價者と見做す誤謬は、全過程のうち感覺的に知覺し得る唯一の現象が價格であり——此の財價格を現象の表面に押し進める力はあらゆる經濟的運動の終局的且つ普遍的原因、即ち其の欲望を能ふ限り完全に満足し其の經濟状態を改善せんとする人間の努力である——、而して此の價格は水準を異にする二つの靜止せる水量間の關門が取り除かれると水面が再び平になる迄波浪を生ずる。かかる價格の平衡性とまた價格の高さは精密に測定され且つ日常生活は間斷なく價格に注目せしめるから、

此の價格の大きさをば交換の本質的なものと看做す誤謬が、更に此の誤謬の歸結として交換に於て顯現する諸財量を等價者と看做す誤謬がともすれば生じたのである(註二)。更に彼は語を次いで、かゝる誤れる見解が我がの科學に對して如何に計り知るべからざる不利益を齎したかを慨嘆する。

かくして彼に於ては、「正しき價格理論はかの見せかけの、眞實何所にも存立せざる二財量間の『價値相等性』を説明するが如き課題・價値の主觀的性格と交換の性質とを全然誤解せる如き課題を有せずして、寧ろそれは經濟人が能ふ限り完全なる欲望満足に向けられたその努力に於て、如何にして諸財を而もその一定量を相互に手交する様になつたかを明らかにすることに向けられねばならない」のである(註三)。勿論ひとが限界效用價値理論の基礎の上に立ち、而も論理上の誤謬を犯すことを欲しないならば、當然メンガーのかゝる結論に組みせざるを得ない。而してまたそれによつて確かに財の直接交換の問題は解決されてゐる。併し乍らひと其の際には價値が如何にして數量上の表現を取得するかと云ふ問題に對しては全然沈黙を守らざるを得ない。また流通現象、貨幣價値の原則を規定する貨幣經濟現象は説明され得ない。

(註一) C. Menger : Grundsätze. 邦譯、二七六頁。

(註二) C. Menger : a. a. O. 邦譯、一七一、一七二頁。

(註三) C. Menger : a. a. O. 邦譯、一七三頁。

等價交換の拒否は更らに利潤の源泉の問題の方面からしてもなされる。蓋し價値をもつて財に對する經濟主體の關係即ち主觀的評價となすときは、利潤の源泉をば主觀的評價の差異に求める以外には説明し得ないからである。そこで彼は或る特定の商品に對する購買者の主觀的評價を直ちに需要價格に飛躍させ、同一商品に對

する販賣者のそれを供給價格に飛躍させて、それ等を對立せしめることによつて兩者の觀念上の差異を實體上の差額となし、此所に利潤の源泉を求めんとする。それ故に此の差額は決して單なる偶然ではなく、寧ろ國民經濟の普遍的現象に外ならないのだ(註)。

(註) C. Menger : Grundsätze. 邦譯、一七二—一七三頁。

かくしてメンガーにあつては言葉の客觀的意味に於ける等價者なるものは如何なる意味に於ても存在し得ない。従つてかゝる等價者の尺度も亦同じく問題となり得ないのであつて、かゝる理論の基礎は實に擬制であり、誤謬に外ならず、貨幣の真相に對する誤解の原因はまさに貨幣の概念をば「價値尺度」に求めることのうちにこそ存在すると云ふことになるのである(註)。

(註) C. Menger : Grundsätze. 邦譯、二七六、二八二頁。

併し乍ら市場關係に於ては各商品の價格は貨幣によつて表現せられ、計算される。そのことからしても彼も亦貨幣を價格の尺度、若しくは價格の表示手段と考へる(註)。

(註) C. Menger : Grundsätze. 邦譯、二七九—二八〇頁。

ミーゼスも亦貨幣に對して價値尺度としての機能を拒否する。彼の見解に従へば、主觀的價値の範疇内に於てはかかる思考過程に對する餘地はない。價値の測定ではなくして、たゞ同種の感情と比較することのみが可能なのである(L. v. Mises : Theorie des Geldes. SS. II. 20)。さればミーゼスにとつても貨幣はメンガーに於けるが如く單に「價格表示器」(Preisindikator)に外ならぬ。ミーゼスに従へば、貨幣は價値の尺度であるからではなくて、一般的交換手段であるが故に各財貨の價格は貨幣によつて表現されるのであり(L. v. Mises : a. a. O. S. 21)。其の故にまた各財貨の交換價値は貨幣によつて表現せられ、計算されるのである(L. v. Mises : a. a. O. S. 21)。

思辨的な演繹の下に、限界效用價值理論の基礎の上に立つメンガーやミーススにとつては貨幣の必然性の論理が理解され得ないが故に、彼等の頭脳には事象は總て逆に映する。貨幣が諸商品の價值の統一的、一般的表示者として價值の尺度たるが故に、價格の表示手段となり、一般的交換手段となると云ふことは、それ故に彼等にとつては考へられ得ないのである。

併し乍らメンガーに従へば、此の價格尺度たる機能は必ずしも貨幣性格を獲得した商品に結びついてゐるものではなく、従つて貨幣性格の必然的歸結ではなく、況んやその前提・その原因ではない。それは貨幣の概念の中には有しないのである。と云ふのは「貨幣性格をもたざる一商品が『價値の尺度』となる如き場合、或ひは貨幣性格を獲得した多數の商品のうちと彼此のものゝみが『價値の尺度』となるが如き場合が十分考へられる」からであると云ふ(註)。これ彼が貨幣は唯だ一つの商品でのみあり得ると云ふことを理解せざることに基づくものである。

(註) C. Menger : Grundsätze, 邦譯、二八二頁。

かくしてメンガーに於ては貨幣の本質並びに概念は専らその財の流通に於ける機能によつて定められる。即ち曰く、「如何なる事物も其の素材及び其の技術的屬性により、又は其の外部的形態により、或は權力者の單なる意思的行爲によりてそれ自ら貨幣たるにあらず、如何なる事物もそが一國民の財流通の歴史的發展の中に於て一般に用ひらるゝ交換媒介者たるの職能を事實上に負擔し、而して財流通上また國民經濟上の交換を媒介する固有の地位を獲得するとき貨幣となる」(註)。

(註) C. Menger : Grundsätze, S. 313 高垣寅次郎、「貨幣の本質」、三五頁。

紙幣については何んら詳細な説明は與へられてゐない。ただ次の如く述べてゐるに止まる。證券貨幣は「他の流通内にあるところのあらゆる財産諸證券と同じく、その所有者に結ばれてゐる權利の價值から自身の價值を導き來るところの流通客體である」(註一)。交換手段たることが貨幣の貨幣たる所以であるとなすならば、貨幣は何んら商品たるを要せず、従つて貨幣の交換手段機能の獨立な分岐形態たる紙幣も亦本來の貨幣でなければならぬ筈であらう。併し乍ら彼に於ては貨幣は商品としてのみ考へられ、且つ紙幣成立の過程は理解されざるものゝ如く、それ故に紙幣は交換手段としては理解されずして、かくの如く一種の權利の證憑の如くに考へられるのである。従つてこゝでは「經濟的概念は法的概念よりひき出されてゐる」(註二)。

(註一) C. Menger : Artikel „Geld“ Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4. Bd. 3 Aufl. 1911. S. 566.

(註二) 河野重弘譯、「貨幣及び信用理論」、九頁。

第二款 左右田博士及びジムメルの貨幣本質觀

——その認識論的制約——

吾が學界に於て職能學説を支持するものに山崎博士・高垣博士を始めとして多くを數へ得るが、殊に理論的職能論者と目さるべきは左右田博士であらう。それ故にこゝでは代表的に左右田博士の見解を埒し來つて批判の對象となし、それによつて他の學者への批判にも代へようと思ふ。既に述べたるが如く、博士に於ては一物の本質は事物の靜的狀態の中に求め得られるものでなく、却つて其の動的(更に適切にはしか考へられたる)

状態の中にのみ繹ね得らるゝものである。それ故に貨幣の本質の闡明は其の職能のうち求めらるべく、それ故にまた「貨幣とは何ぞや」と云ふ事は即ち「貨幣の職分とは何ぞや」てふ事で行なければならぬ(註一)。而して貨幣の唯一眞實の機能は、博士の見解に従へば、價値の客觀的表彰及び交換手段としての機能であるが故に、之を徹底的に究明するは總て貨幣の本質を根源的に闡明する唯一の鍵鑰を握る所以である(註二)。

(註一) 左右田喜一郎、「貨幣と價値」、三、四頁。

(註二) 左右田喜一郎、「前掲書」、五頁。

明らかに價値尺度としての機能は博士に於ては峻拒せられる。蓋し博士に於てもメンガー、ミーゼスに於けるが如く、價値は經濟主體の物に對する關係に外ならず、従つて財貨交換の起原は個人の評價強度の差異にのみ求められるが故に、交換は常に不等價交換でなければならぬからである。「凡そ——と博士は書かれる——交換は或る一人に對する一財の主觀的價値と他の人に對する他財の主觀的價値との相互の差異に基くものである。財の交換が行はれた場合、それは二個の主觀的使用價値の間に同等の關係あること、若しくは二物に就いての相異なる二個の使用價値が——クニースに於ける如く(青木)——一ケの一般的使用價値に還元せられ、之に對して同等の關係にあることを意味するものではない。却つてそれとは反對に二ケの使用價値の間に不等の關係あることを立證するものである。而して此の不等の關係は交換に際して斷じて數量的に規定せらるゝものではない。かゝる論據の上に立ちて博士は「果して然らば『價値尺度』とは本來何を意味するやと余は問ひ度い。一財の價値をもつて他財の價値を計るとは抑々何の謂なるか、かゝる見地に立ちて貨幣と貨幣代用物と

を區別せんとする説の如きは、余の見る限り、不當である」と主張せられる(註)。

(註) 左右田喜一郎、「前掲書」、一九—二〇頁。

勿論吾々が商品を使用價値の側より考察するならば、相互に異質であり、異質的であるが故にこそ交換せられる。而して同一種類の商品の系列についても、第一次より第二次、第二次より第三次と最終次に至るにつれてそのものゝ經濟主體に對する重要性は確に遞減するであらう。その故にまた交換が行はれ得るのだとも云ひ得る。従つてそこでは價値尺度もまた當然問題となり得ない。ひとが直接交換の事象をのみ想定してゐるときには、それはこの真相を傳へて誤りないであらう。併し乍ら吾々の當面してゐる社會はかゝる直接交換の社會ではない。貨幣經濟の社會である。そこでは商品は總て一定の價格をもつて市場に現はれる。従つて價値は數量的に規定されるものでなければならぬ。然るに主觀的價値即ち財に對する個人の評價は主觀的なる感情の強度に外ならないが故に、まさに左右田博士の主張せらるゝが如く、之を數量的に規定することを得ない。博士は此の困難を如何にして克服せられんとするのであるか。

いま博士の之れに對する見解を叙述する前に、叙述の技術上の便宜の爲めに、吾々は先づ價値尺度の問題を中心としてなされた金屬論者への博士の批判に對して若干の検討をなさうと思ふ。

博士は正しく貨幣が歴史的には現物貨幣として生成したこと、而して貨幣は私的所有と分業的生産の社會の産物であることを認められる。併し乍ら此の社會の特殊性について十分なる認識に到達せられず、貨幣成立の必然性の論理をその眞相に於て理解されざる結果、貨幣は結局單なる交換媒介の手段としてのみ把握せられ

29(註1)。

従つて貨幣は何んら價値の尺度たる機能を果すものではなく、之をして本源的なる機能となすは實に「目的 (Objekt) と手段 (Mittel)」、過程 (Prozess) と本質 (Wesen) 其のものを混同せる結果」に外ならない。換言すれば「貨幣それ自身も亦財なることを要し、財の主觀的價値は貨幣の實體價値をもつて計量せられざるべからずとなすの誤謬は、貨幣素材を目的と考へ手段とみざるものである」(註二)。而して論者がかゝる誤謬を犯すに至れるは、博士の見解に従へば、貨幣成立の過程と本質そのものを混同せることに基因する。博士はそれを次の如く述べて居られる。「現在の貨幣制度及び貨幣形態は唯だ史的發展の成果である。然しながら貨幣の概念は此の(發展の)過程とは自ら異なる。論者は常に貨幣の機能を攻究するにあつて既存の事實よりして貨幣の本質より之をなさず。かゝる考究の論理的歸結として論者は貨幣素材と之に直接對立する他財との關聯を討究するに當つて、常に史的事實の經過を顧慮して其處に本質的内容を發見せりと考へるのである。かゝる混亂の由つて生ずる所以は屢々「價値」の概念と事實上存在せる對象とが、或は「貨幣」なる手段と貨幣素材なる目的物とが同視され、又貨幣成立の過程が屢々本質そのものと混同せらるゝに因る。貨幣素材其のものをもつて貨幣本質の考究に當つて其の中心點をなすものと考へ、貨幣素材と他の財とを直接比較し得るものとみること、是れ重大なる誤謬の由つて生ずる所以である。

手段が目的より益々獨立し、手段の手段としての活動が愈々重要性を加へ、且つ獨立的となるに従ひ、目的と手段との間の明瞭なる區別を悟ることは益々困難となり來るのである」。

(註一) 本書、「貨幣生成論」、七八—八〇頁參照。左右田喜一郎、「貨幣と價値」、二二頁。

(註二) 左右田喜一郎、「前掲書」、二二、二六頁。

「かくて手段と目的との混同は一方歴史的原因に基くと共に、他方心理的根源に發生するものなること疑ひを容れぬ。貨幣として用ひられたる諸種の財は一方財そのものとして即ち目的として事實上存在し、他方また貨幣として即ち手段として存在したのである。貨幣素材が目的より手段へ推移せる場合に於てすら尙且つ目的たる貨幣素材の價値と他財の價値とを比較し得るものと考へるのである。併し乍ら「かくの如き場合に於ける二つの價値の所謂比較計量及び交換は、余の見限り、斷じて貨幣の機能にあらず、却つて一ヶ獨立完結せる行爲であり、自足完了の過程である」。されば「貨幣そのものを『財』と考へ、此の財の價値によつて貨幣の重要な機能が行はると見る主張は貨幣の本質を正當に闡明する所以にあらずと余は考へる。貨幣は貨幣そのものとしては其の本質上手段であつて決して目的ではないといふこと、及び手段は同時に同一の意味に於ては目的たり得ないといふ事を斷じて忘れてはならぬ」(註)。

(註) 左右田喜一郎、「貨幣と價値」、二二—二四頁。

博士のかゝる見解は博士が資本制社會と云ふ特殊な社會の特殊な生産構造そのものを理解されざる結果、商品概念と單なる財貨の概念との本質的な差異を認識し得ずして、これら截然區別さるべき二つの概念を混同してゐること、及び單純な自己經濟乃至所謂單純商品生産社會のみ常に想定してゐることに基因する。一物が商品であるかそれとも單なる財貨であるかはその外的な形態規定からは認識され得ない。商品としての机も、

財としての机もその形態に於ては何んら變りはない。一物が特定の關係に置かれることによつて始めて概念上の差異が生ずるのである。商品の具體的な使用價值が問題であるとき即ちそれが人間の消費欲望の直接の對象として考察するときは、それは最早や商品ではなくして單なる財貨であり、かゝるものとしてそれは市場よりその姿を消してしまふ。併し乍ら商品は商品そのものとしてはその使用價值が問題たるのではなくして、その交換價值が、即ちそれが幾何の價值で賣れるかや問題なのである。換言するならばそれがどれだけの貨幣額に實現されるかと云ふことだけが問題なのであつて、従つて其の際には商品は單なる手段に過ぎずして、寧ろ貨幣が目的なのである。

商品が目的となるとき、即ち具體的な使用價值として人間欲望の直接の對象となるときは、それは最早商品ではなくして、單なる財の地位にまで引下げられる。まことに「財は一面目的として、他面手段として同一の意味に於て、同時に存在し得る」との考へは誤謬であり、それは論理上許されざるところでなければならぬ。

貨幣が目的であると云ふことは貨幣商品そのもの、使用價值が問題とされることを意味するのではない。貨幣は價値の具體的・一般的體化物として財産の一般的存在形態であるが故に、かゝるものとして目的それ自體なのであり、かゝるものとして資本制社會に於ては貨幣の増殖そのものが目的となるのである。所謂單純商品生産社會を想定する時は、交換は常にW—G—Wの形式に止まり、従つて貨幣はこゝでは商品と商品との交換を媒介するところの單なる手段に過ぎないかの如くである。併し乍ら資本制社會は單純商品生産の社會ではなくして、擴張再生産の社會であり、従つて商品及び貨幣の流通は「常に平面的に貨幣と商品とが交換される行程

としてみてはならず、それは原則として資本の増殖運動の断面」(註)としてのみ認識さるべきである。之を公式にはW—G·W—G、によつて示し得るのであらう。即ち此の社會に於ては左右田博士の見解とは正に反對に、貨幣が、貨幣の増殖が目的なのであつて、商品は、商品の生産はただその手段に過ぎない。それ故に貨幣が商品であると云ふことは目的と手段との混同では斷じてなく、博士のかゝる非難は單に貨幣の本質をもつて交換の媒介手段たる機能に求め、主觀的價値理論の基礎に立つて尙ほ且つ貨幣を商品と看做す人々に對してのみ向けられ得るものであらう。

(註) 田邊忠男、貨幣に關する基本的諸問題、「經濟學論集」、第五卷、第十二號、一六頁。

博士は貨幣の本質としてその商品性を主張することは財そのものの屬性より貨幣の本質を導出せんとするものであるかの如く考へて居られる。尤もそれは素朴的な金屬論者の屢々陥入れる誤謬であつた。併し乍らそれだからと云つて、かゝる非難を總ての金屬論に向け得べき權利が博士に對して與へられるわけではない。吾は貨幣を商品、一つの特種なる商品とみるが、それは貨幣の職分が本來その特殊な物理的性質に固有なものと考察することを意味するものではない。貨幣の機能はかゝる特殊なる財貨に内在的な屬性ではなくて、其の財貨が特定の關係に置かれることにより、その關係によつて規定されたところの社會的機能に外ならないのである。されば博士のかくの如き非難はただ「貨幣の本質を考察するに外面的貨幣素材の觀點」よりなすところの素朴的な金屬論者に對してのみ妥當するに過ぎない(註)。

(註) 此の點については既に本稿「職能學說」二四一—二四二頁に指摘せるところである。

博士は以上述べたるが如く、價值尺度としての機能を貨幣に對して拒否せられるが、而もなほそれをば貨幣の原始的職分として嘗つてそれが存在したことを認められる。而してたゞ現今の經濟社會に於ては諸種の價値の相互關係を確立する爲めには財の價値と貨幣の價値とを直接に比較するを要しないが故に、かゝる機能は貨幣にとつて必要ではないとせられるものゝ如くである。それ故に、此の社會に於ては博士にとつてはたゞ財の價値間に於ける比較的關係を表現すべき「價値の共同指數」(Der gemeinsame Nenne des Wertes)あるを以つて足ると考へられる(註)。博士は歴史的には貨幣が現物貨幣として成立せることの故をもつて、價值尺度たる機能を原始的職分として嘗つて存在したと考へられたものゝ如くであるが、併し乍らたとへ其の場合に於ても、博士の根本的見解に従へば、價值尺度機能は論理上當然に否定されなければならぬ筈であらう。蓋し博士に於ては交換は交換當事者の主觀的評價の差異に基づくものであり、従つてそは常に不等價の關係を示すものだからである。そのことの矛盾は暫く措くとしても、貨幣が單に財の價値間に於ける比較關係を表現すべき價値の「共同指數」(Der gemeinsame Nenner)に過ぎないとするならば、各財の間の價値關係は既に定つてゐることが前提されなければならない。かゝることが許される場合に於ては貨幣は確かに單に抽象的大さたる「價値の共同指數」を以つて充分であらう。併し乍ら事情はしかく好都合には出來てゐない。若し價値を以つて財に對する經濟主體の關係となし、而も價値關係を定れるものとなす爲めには、既に指摘せる如く、經濟主體があらゆる財貨に對して同時に評價關係に入つて居なければならぬ。かゝることの不可能なることは云ふを俟ないであらう。それ故に貨幣が價格の表示手段として機能する前に、先づ問題とされなければならぬのは

無限に多數な商品の間の價値關係が如何にして確立されるかと云ふことである。それは貨幣が價值尺度として機能することによつて始めて可能とせられる。而して測定するものはそれによつて測定されるものと等質であることが要求せられるが故に、貨幣も亦それ自體價値をもち、商品でなければならぬのである。それ故に貨幣は單に抽象的な大きさに過ぎないところの「價値の共同指數」ではあり得ない。此の點に就いては吾々の既に詳細に述べ來つたところである。

(註) 左右田喜一郎、「貨幣と價値」、一二頁。

ともあれ、財の價値は日常の生活の實踐に於て「客觀的・數的に表彰せられる」(註一)。換言するならば商品の價格は貨幣なる特定の對象によつて表示せられる。かくて價值尺度機能を拒否する博士に於ても亦前陳の如く貨幣は價値の客觀的表示、質的多様性を通約するところの公分母なりとせられる(註二)のであるが、かく云ひ得るが爲めには價値關係の決定と云ふ前述の難問題が解決されねばならぬ上に、尙二つの難關が克服されねばならない。先づ第一に、使用價値としてみるとき無限に質的多様性を有する商品が如何にして一般的公分母に通約せられるかと云ふ問題である。此の問題はクニースへの批判に於て實に博士自らが否定されたところであつた(註三)。然らば博士は此の問題を如何にして解決せんとするのであるか。第二の問題は、價値そのものを心理的現象としてみるときそは統一的なものであつて、まことに「數學的に分割することを得ないものである」が、此の純粹に主觀的な活動たる價値が如何にして「價格として・外面上單位の複數として表彰せられるか」(註四)、と云ふことである。博士は此の二つの問題を次の如くにして解決せられる。「人間は各々の主

觀的現象をば客觀的・數量的に表彰せんとする欲望を有する。而して之あるが爲めに主觀的心理的現象たる價値も亦客觀的表彰のうちに數量化せられる(註五)。今や一切の解答は與へられた！しか爲さんとする人間の欲求に基づく。人間の前には今や一切の不可能事は存在しない。論理的には不可能なる問題も人間の意欲によつて自由に解決され得ると云ふのである。科學に於ては最早論理的必然が問題たるのではなく、人間の至高なる意欲が一切となつた。

(註一) 左右田喜一郎、「貨幣と價値」、二四頁。

(註二) 左右田喜一郎、「前掲書」、三一〇頁。

(註三) 左右田喜一郎、「前掲書」、一九頁。

(註四) 左右田喜一郎、「前掲書」、二四、二五頁。

(註五) 左右田喜一郎、「前掲書」、二五頁。

併し乍らかくの如きは問題の解決ではなくして、寧ろ問題よりの逃避でなければならぬ。さればこそエルスターは之を機智に富める假定論と批判した(註一)。問題の一切は依然として未解決のまゝに残されてゐる。論理的飛躍は人間の勝手である。併し乍ら論理自體は飛躍を許さない。恰も正を不正と云ふことは勝手であるが、正を不正となすことが出来ないと同様に。主觀的なる感情の強度は、エルスターの云へる如く、量ることも出来ず、また尺度に表はすことも不可能である。従つてそれは客觀的・數量的に表示され得るものではない。さればこそ同じ立場に立つエルスターは「自分としては經濟の此の問題(„Das Problem der Wirtschaft“)は人間の認識力の境界の彼岸にあると云ふ解決をもつて満足せんとするものである」と述べ、此の問題を迴避して

みる所以なのである(註二)。

(註一) K. Elster: Die Seele des Geldes, S. 54. 邦譯、七八頁。

(註二) K. Elster: a. a. O. Geldes, S. 54. 邦譯、七八頁。

とまれ、左右田博士の見解に従へば、心理過程の內面的、統一的成果たる財の價値は人間の欲望によつて客觀的・數的に表彰せられる。それ故に數は主觀的、統一的なる價値の客觀的表彰であり、従つてそれは財の價値に相應するところの記號と考へられる。而して「此の象徴は純粹に客觀的にして、數字的に分割し得るものであるが、之より推して、此の象徴により客觀的に表彰せらるるもの——即ち主觀的なもの——も亦數學的に分割し得る」と云ふのである(註一)。かくて博士に於ては嚴正なる意義に於て貨幣は正に內面的・主觀的・非數學的、従つて統一的なる心理現象(價値)の外面的・客觀的・數的表現であり、貨幣の唯一の積極的屬性はたゞ其の量たる點に存する(註二)。されば「貨幣は價値を數的・客觀的に表彰することによりて、種々なる價値の交換又は比較に根基を供せんとする目的を有し」、それ故に「特定財に對する貨幣單位の數は他の特定財に對する貨幣單位の數と比較せしめられ、依つて以つて主觀的には比較し得ざる價値關係を數學的に確定し得るに至る」(註三)と云ふのである。併し乍ら人間の意欲は論理上の飛躍を許す程に萬能ではあり得ない。主觀的價値が如何にして數量的表現を實現し得るかの問題が解決されることなくしては、特定の財貨に對して幾何の貨幣單位の數が對應するかは理解せられず、従つてまた財の質的多様性を通約し、財貨間の價値關係を數量的に確定し能ふものではない。費された多くの言葉はかくして結局何ものをも述べてゐないのである。ただ博士が貨

幣をばかくの如く主観的價値の客観的・數的表現と觀念することのうちに吾々は博士に於ける計算貨幣の概念を、従つてまた記號學說への連結點を看取し得るであらう。

(註一) 左右田喜一郎、「貨幣と價値」、二五頁。

(註二) 左右田喜一郎、「前掲書」、二六、二七〇頁。

(註三) 左右田喜一郎、「前掲書」、四七、六〇頁。

貨幣が價値の客観的表彰たることは、博士に従へば、その本質的なる機能であるが、それは貨幣が純粹客観性を有するときのみ、換言すれば目的としての存在ではなく手段としての存在たるときにのみ可能である。蓋し貨幣が目的として個人の評價の對象たるときは、それは貨幣にあらずして經濟財に外ならないからである。かくて「貨幣と財との分岐點は、また同様に、客観性と主観性、目的と手段との分割點である」(註一)。されば博士に於ては、對象が貨幣であるか否かは全然人間の恣意的心理にあるわけであり、従つて「饅頭屋の店頭にある饅頭」も亦貨幣でなければならぬ(註二)。それ故にまた貨幣の本質は具體的なる素材の有無とは無關係となり、従つて實體價値が現在に於ける貨幣制度の基礎として不可欠なるは單に經濟技術上の不完全に基づくものに過ぎず(註三)、理論上の必然に基づくものではないのである。従つてまた「此の觀點よりみれば、所謂紙幣も他の貨幣と等しく財であり、價値の共同指數たるものであるが故に、それは言葉の嚴密なる意義に於て貨幣」と云ひ得られる。所謂信用證券は貨幣の代表たるに止まり「價値の共同指數たり得ないからして、それを貨幣となすことは得ないが、それが純粹客観性を取得するときは貨幣となる。而して鑄貨そのものも純粹客

観性を失ひ、其の上に主観性が働くとき、それは既に貨幣ではない(註四)。かくして貨幣と紙幣及び信用證券の差異は、博士に於ては個人の主観的心理に求められ、客観的徵表に基づくそれ等の本質的差異は全然抹殺せられて、それ等の存在の理論的同權が主張されるに至るのである。

ミーゼスにとつても現物貨幣・信用貨幣及び標準貨幣は全く同權的存在であつた。而して彼に従へば、現物貨幣は同時に技術的意味に於て商品であるが如き貨幣であり、信用貨幣は一般的交換手段として使用され、將來満期となる債權であり、標準貨幣にあつては國家の印象が決定的である。貨幣はこゝでは印象を荷ふ素材ではなくして印象そのものである。(L. Mises: a. a. O. SS. 36. 37)。吾々はこゝにミーゼスの見解も亦記號學說への道が拓かれてゐるのを容易に看取し得るであらう。

(註一) 左右田喜一郎、「貨幣と價値」、五八一―五九頁。

(註二) 左右田喜一郎、「前掲書」、三五―一頁。

(註三) 左右田喜一郎、「前掲書」、三二六、二八四―二八五頁。

(註四) 左右田喜一郎、「前掲書」、一一一―一三、六五―七〇、五九頁。

博士は更に貨幣が如何なる道程を経て現物的貨幣より客観的數として成立するに至つたかについて詳細な叙述を展開して居られる。博士に従へば、貨幣が発生する爲めにはそれ以前に先づ諸々の商品に對してそれぞれの評價社會 (Bewertungsgesellschaft) が成立せねばならぬ。而して或る特定の對象が爾餘の一切の商品群より離脱して貨幣に生成するのは、其の特定の對象に對して成立せる評價社會が爾餘の諸々の評價社會の中で最も廣汎なる評價社會であるが故に外ならない。即ち此の最も廣汎にして且つ各個人の評價に對して最も確實なる社會が通常根源的貨幣素材として認めらるゝ所の對象を其の評價客體として形成し、かくて此の評價社會の

對象が爾餘の商品より離脱して、貨幣として成立すると云ふのである(註一)。而し吾々のすでに生成論に於て指摘せる如く、此の評價社會の發展の過程は實に博士に從へば價値觀念の發展過程であり、從つてまた貨幣が客觀的數として成立する過程に外ならない。從つて此の評價社會がまさに貨幣をして價値の客觀的・數的表彰たらしめ、異質的なる價値關係の公分母たらしめるところのものである(註二)。博士は貨幣の價値尺度としての職能が純粹に觀念的な社會的意識形態として計算貨幣を成立せしめること、こゝに象徴貨幣成立の必然性の社會的・經濟的根據が存するのであること、從つて此の象徴貨幣は常に現實的貨幣の存在を前提してゐるものであることを理解されない。かくて象徴貨幣そのものが本來の貨幣と考へられ、價値關係の公分母と考へられるのである。吾々はこゝに博士のクナップへの乃至記號學說への通路を見出すことが出来るであらう。

(註一) 左右田喜一郎、「貨幣と價値」、二〇三頁。

(註二) 本書二二六—二二八頁。

博士に於てはクナップの國家がたゞ個人的評價の集合たる評價社會と拘りかへられてゐるに過ぎない。されば博士自身も亦博士の見解が此の點に於てはクナップと對立するものでないことを認められてゐる。曰く「國家權力は既に此の段階——發展せる評價社會、即ち價値觀念の發展過程に於ける第四段階、換言すれば『媒介價値』(Vermittelungswert)の普通化の段階であり、『對象價値』(Gegenstandswert)と『媒介價値』(註一)とが概念上明白に分化せられるところの段階(青木註)——に於て其の影響を及ぼすことが出来る。蓋し此の状態は國家權力の影響を受け入るゝに必要な根基を包藏するに因る。かくて『貨幣國定說』は此處に深き意味

を持つ。「今國家法制にしてかく進歩せる評價社會に基くものと考へ得るならば、それは國民の價値現象を支配する絶對的力を獲得する。即ち茲に於て『貨幣』の純粹概念は其の負擔者から分岐せられて『形式』として現存し得ると共に、『國定說』は茲に貨幣論として確固不動のものとなり來る」と(註二)。

(註一) 茲に媒介價値とは何を意味するものであるか。それは博士に從へば、交換の媒介者たることによつて貨幣がもつところの所謂職能價値を意味するものゝ如くである(左右田喜一郎、「前掲書」、二二八頁)。併し乍ら價値とは如何なる意味に於てにせよ、物が評價の對象たることによつて認められた價値である。然るに博士に於ては貨幣は何んら價値評價の對象ではあり得ない。それ故に貨幣に對して媒介價値を認めることは博士に於ては論理上矛盾でなければならぬ。そこで博士はかゝる非難を豫想して貨幣の職能に對して認められる評價は「稍々本質を異にする評價」であるとせられる(左右田喜一郎、「前掲書」、二二八頁)。然らば此の評價は財そのものに對して向けられる評價とどう本質を異にするのであるか。このことに就いては博士は何んら答ふところがない。否答へ得ないのである。蓋し二つの評價の間には原理上何等の差異も存在し得ないから。かくて博士の「目的」と「手段」なる構想は茲に於ても破綻を暴露する。

(註二) 左右田喜一郎、「貨幣と價値」、二二二—二二三、二二五頁。

貨幣の機能上の分岐は博士の峻拒するところである。從つてジェボンズが貨幣は機能上の分岐をとげ、而してその分岐せる機能が種々なる形態規定を獲得し得ることを認めた(註一)ことに對して博士は反對される。貨幣の本質的機能は博士に於ては、既に述べた如く、價値の客觀的表彰及び交換手段であるが、此の兩者は内容上同一のものであり、斷じて分割されべきものではない。換言すれば「兩者は同一職分の相異なる二面であつて、單に表現上相異なるに止まり、決して相互に獨立せるものではない。兩者は常に同時に相携へて去來する」(註二)ものである。貨幣及び計算貨幣成立の論理的構造の真相を理解せざる博士にとつては、經濟生活の發展

とにも貨幣が機能上の分岐を遂げ、それに對應して獨立の多様な形態規定を獲得するものであること、及び貨幣が價值尺度として機能する際に價值尺度たる機能から價格表示の單位に轉化することが理解され得ない。なるほど、博士の如く價值の單位をもつて抽象的な計算單位と解し、且つ單に貨幣の獲得せる多様な形態規定のうちの一を採り、之に固執するならば、價值の客觀的表彰及び交換手段の兩者は之を分離することは不可能であらう。蓋し交換手段は常に之が運載者としてのみ存在し得るから。換言するならば、抽象的な計算單位＝計算貨幣としての貨幣名の運載者たることが交換手段の存在形式に外ならないからである。

(註一) W. S. Jevons : Money, pp. 15-16.

(註二) 左右田喜一郎、「貨幣と價值」、五頁、五七頁。

貨幣のその他の機能即ち支拂手段又は價值貯藏手段 (Wertaufbewahrungsmittel) としての機能は、博士にあつては、貨幣の利用活動 (Benutzungs Wirkung) であつて、貨幣の機能ではない。兩作用はたゞ貨幣が一面價值の客觀的表彰であり、他面交換手段なるが故に、之をして支拂手段又は價值貯藏手段たらしむることが極めて便なるの結果、恰も貨幣の二つの職分なるかの如くに見ゆるに過ぎないのである(註)。併し乍ら、一をもつて機能となし、他をもつて單なる利用活動となすの徵標を博士は何處に求められんとするのであるか。商品流通が盛となれば、信用もそれにつれて當然發達する。従つて貨幣は益々貨幣が作用する以前に形成された社會關係を始末する爲めの手段として要求される。換言すれば貨幣は流通手段としての機能から益々多く支拂手段としての貨幣に轉化するのである。されば支拂手段としての機能は單なる貨幣の利用活動ではあり得ない。事態のかゝる發展は必然に信用貨幣と云ふ新なるものを生む。日常の商取引の如何に多くの部分が現金によることなく、小切手や手形をもつて決済されるかは吾々の充分經驗して居るところである。併し乍ら信用そのものは飽くまでも支拂の繰延べに過ぎない。従つて信用の最も發展せる場合に於ても、繰延べられた支拂の目的物として貨幣の存在が當然要請せられる。このことは國際間の取引に於て最も鮮明に表はれるところである。勿論對內的支拂手段としては、一國の信用制度が安定してゐる場合には現實の貨幣——金は不必要であり、それ自身無價値な紙幣が支拂手段としての役割を一應果し得る。併し乍らそれは窮極的に於てはならない。信用制度が破壊せらるゝや否や紙幣の支拂手段としての機能は停止し、現實の貨幣——金が要求せられるのである。

(註) 左右田喜一郎、「貨幣と價值」、五六頁。

價值貯藏手段としての貨幣の機能は同様にメンガーに於ても單に偶然的なものとせられてゐるのを見る。メンガーは述べて曰く。「現在から未來への「價值」の讓渡なる機能を貨幣そのものに對して同時に認めんとする見解は誤謬である。蓋し貴金屬はたとへその耐久性・その失費少き保存力の爲めにこの目的にも適してゐるとは云へ、他の商品にして之より一層大なる適合性を示すものゝ存在することは疑を容れないからである」(註)。併し乍らそはなんら價值貯藏手段としての機能が貨幣の偶然的な機能若くは單なる利用活動たることを論證するものにあらずして、寧ろメンガー及び左右田博士に於ても貨幣が價值の一般的具體化として、それ故にまた一切の商品の等價物として財貨の一般的存在形態たることを認識され居らざることの證據を示すもの以外ならない。價值貯藏は決してメンガーの如く貨幣の偶然的機能でもなければ、左右田博士に於けるが如く貨

幣の單なる利用作用でもない。それは貨幣が貨幣としての具有するところの正常なる諸能力の一に外ならないのである。

(註) C. Menger : Grundsätze, 邦譯、二八〇頁。

されば支拂手段及び價值貯藏手段たる機能は交換手段機能より派生し、その利用活動としてそれに從屬するものではない。否寧ろ此の三者は貨幣の最も本源的な價值尺度機能より——論理上——派生せるものであり、結局之れに還元せらるべき性質のものなのである。

ジムメルも亦貨幣の職能を貨幣素材から獨立のものと看做し、實體から職能への貨幣の生長を説く(註一)。彼のかゝる見解が左右田博士に對して如何に深き影響を與へたかは、既に博士の見解を學んだ吾々は以下に叙述さるべきジムメルの理論のうち之を看取することが出来るであらう。ジムメルに從へば、「貨幣は價值評價の對象ではなくて、永久に單なる手段であり、單なる象徴である」(註二)。貨幣は直接に享樂され得ないが故に、貨幣はあらゆる主觀的關係に結ばれてはゐない(註三)。而して貨幣が素材價值を有するや否やは貨幣にとつては無關係と考へられるが故に、素材價值を有する貨幣に對して何等の素材價值なき貨幣の存在の理論的同權が肯定せられる。されば紙幣は彼にあつては金屬貨幣への指圖ではなくして、貨幣として一つの價值ある財貨である(註四)。

(註一) H. Döring : a. a. O. S. 39.

(註二) G. Simmel : Philosophie des Geldes, 4. Aufl. 1900, S. 98.

(註三) G. Simmel : a. a. O. SS. 97-98.

(註四) G. Simmel : a. a. O. S. 103.

彼も亦左右田博士に於けるが如く、貨幣が歴史的には現物貨幣として成立したことを承認し、而して其の際には其の具體的實體價值は他の價值客體と比較計量せらるゝものであるが、交換手段及び價值標準尺度に對する需要の増大するにつれ、貨幣は價值相當式(Wertgleichung)の一項たることより轉じて價值の表彰となり、其の限りに於て實體價值を益々離るに至ると説く。即ちかくして「貨幣の價值は漸次其の出發點(tertium a qua)から到着點(tertium ad quem)に推移する」と云ふのである。併し乍ら貨幣が實體價值の殘滓を全く蟬脱することは彼に於ても不可能と考へられる。即ち彼に從へば、經濟價值の純粹象徴的性質は貨幣の發展が之に向つて行はれ、而も完全に之を實現することなき理想に外ならない。併し乍ら彼は貨幣が實體價值の殘滓を蟬脱し得ないのはその本質そのものより生ずるところの内面的理由に基づくものではなくして、單に經濟技術上の一定の不完全さに基づくに過ぎないと考へてゐる(註)。これまさに吾々の知るところによれば、左右田博士の見解をなすものであつた。

(註) G. Simmel : Philosophie des Geldes, SS. 103-122.

併し乍らジムメルは貨幣が價值尺度たることを否定しない。彼に從へば、「貨幣が交換を媒介し、價值を測定すると云ふことは貨幣が吾々に對して存在する所以の形式とも稱すべきものであつて、此の形式を取得することにより金屬は貨幣となるのである」(註一)。併し乍ら彼は貨幣が直接價值ある物財相互の價值關係を表現

すると云ふことは、貨幣自身に價値が存在することは別個の問題と考へる(註二)。而して彼は結局貨幣が價値の尺度、交換價値の表彰たる役割を果す爲めに、それ自身價値物でなければならぬとなす見解に對して否定的な態度をとるのである(註三)。貨幣はジムメルにとつては抽象的財産價値を有し、而して貨幣の此の抽象的・一般的財産價値は正に價値を構成するところの物の相對性を表現するに外ならぬ(註四)。かくて彼に於ても價値尺度の概念は左右田博士に於ける公分母の概念とすり代へられる。従つて彼は一方に財貨群を置き之に對して貨幣を對置せしめ、一方に於ける一定の可除部分が他方に於ける一定の可除部分と等しいと考へるのである。

(註一) G. Simmel : Philosophie des Geldes, S. 181.

(註二) G. Simmel : a. a. O. S. 89.

(註三) G. Simmel : a. a. O. S. 101.

(註四) G. Simmel : a. a. O. S. 88.

二つの量の測定が直接的比較によつてのみ行はれるところでは、これ等の量の質的同一性が前提されねばならないことを彼は承認する。併し乍ら彼の考へるところによれば、二つの量の間の變化、差異或は割合が測定せらるべきところでは、測定する實體の比例が測定される實體の比例のうちに反映しへすればそれで充分であつて、此の場合測定する實體と測定される實體そのものとの間に、本質上の同一が存在する必要は少しもない(註)。かくて彼は彼の所謂比例説(Die Proportionstheorie)を次の如く展開する。暫く彼自身をして述べよう。

(註) G. Simmel : Philosophie des Geldes, S. 106.

「一般に吾々に知られてゐる諸客體のうち、最も異なるもの、世界の二つの相互的な極に立つものは、物質的運動の純粹な外延と意識的現象の内包であるが、それを還元することは形而上學でも、自然科学でも出來ない事であつた。然るに精神物理學者は刺激として吾等の感官を觸發する外的運動の變化によつて、意識せられたる感覺強度の相對的變化を計量し得るに至つた。かくて一因素と他因素の量との間に恒久的關係が存在するに至れば、兩者の間に何んら性質上の關係又は相等性の存在せざるに拘らず、一因素の大いさによつて他因素の相對的大いさが規定せられる。之に依り價値を計量する貨幣の能力は貨幣夫れ自身が固有の價値を有すると云ふ事實に依存するものとみる論理的原理は破られざるを得ない。……質的差異をもつ二個の事物を相等しとみることは出來ないとは云へ、これらのもの、間に於ける二箇の比例は互に相等しとせられ得る。いま、二ヶの客體MとNとは何等かの關係に立つてゐるが、併しそれは性質上同一の關係では絶對になく、従つてまた兩者の何れも他に對する價値尺度たり得ないものとする。而して兩者の間に存する關係は原因結果の關係であつても、象徴の關係であつても、または第三者に對する共通の關係であつても問ふ所ではない。いまaなる客體があつて、それは $\frac{1}{m}$ であり、また更にbなる客體があつて、それはnの何分の一かの分量を有することを知つてゐるに止まるとする。いまaとbとの關係がmとnとの間の關係に照應するものとすれば、bは $\frac{1}{n}$ でなければならぬといふ結果が生ずる。かくてaとbとは全然其の性質を異にし、兩者を直接に比較することは不可能なりとするも、一の數量を他の數量によつて規定することは可能である。……いま若し、貨幣による客體の測定に

てかゝる様式に従つて行はれるものと見られ得るならば、兩者の直接的なる比較可能及びそれと共に貨幣の價值的性質の論理的要求そのものも亦論據薄弱であり支持し難きものとなる」。

「か様な單なる論理的可能性の問題から現實性の問題に移らんが爲め、吾々は——貨幣在高の増加と物價の騰貴との間の・及び財貨の在高の増加と物價下落との間の・勿論屢々隠蔽され勝ちであり、また例外に満ちてゐるところの關係にみらるゝ如き——財の量と貨幣の量との間に於ける極めて一般的なる量的關係を前提する。従つて凡ゆる詳細の規定は暫らく置き、商品の總量・貨幣の總量及び兩者間の依存關係の概念を念頭に置き、商品の總在高と貨幣の總在高との概念並びにこれら二つのものの間の依存關係を考へる」。然らば「いまや、各個の商品はかの商品總量の一定部分であり、この財貨總量を a と呼ぶならば、個々の商品は $\frac{1}{m}a$ であり其の價格はその貨幣總量に對應する部分であり、従つて貨幣總量を b とすれば、それは $\frac{1}{m}b$ に等しい。されば吾々が a と b の大きさを知り、而して一定の客體が取引せらるゝ價値總量の幾何に當るかを知らなければ、その貨幣價値を知ることが出来るし、またその逆の關係をも知るであらう」。

「かくて貨幣とかの價値ある客體とが何んらかの性質上の相等性を有するか否かの問題には全然觸るゝ事なくして、従つてまた貨幣夫れ自身が價値なりや否やにも關係なく、特定の貨幣量は對象の價値を規定し、又測定し得るのである。——此の場合、測定と云ふことは全然相對的性質のものなることを常に念頭に置くべきである。相互に等しとせらるゝ絶對量は、茲に問題とせらるゝ部分量に於けるとは全然異なる意味に於て、測定せられるのである。貨幣の總量が取引對象の總量の對價をなすと假定しても、之を以つて他に依る一の計量と認

むるに及ばない。兩者をして相互に同等の關係ありとみせしむるものは、まさしく、唯だ價値を定立する人間と其の實際的目的とに對する兩者の關係である」。

「若しも單一の商品を直接に單一の貨幣價値と等置すべきものとするならば、商品と其の價値尺度とは同一の本質を有せねばならぬとの要求は正當であらう。併し乍ら單に交換と價値決定とが目的たる場合には、種々の（或は總べての）商品相互の關係（即ち個々の商品を他の凡ての商品にて除したる商）を決定し、之を貨幣量に對して、即ち有效なる貨幣在高の相等部分に對して相等しとして定立すべきであり、之が爲めには單に何等かの數的に決定し得べき大いさを必要とするに止まる。若し取引の對象たるべき商品總量 A に對する商品 n の關係が貨幣總量 B に對する貨幣單位 a の關係に等しいとすれば、 n の經濟價値は $\frac{a}{B}A$ によつて示される。通常人が上述の如く考へないのは、 B 及び A の變動が容易に知覺されない爲めに B 及び A は共に等しく全然自明のものとしてせられ、従つて其の分母としての機能が特に意識されず、個々の場合に吾々の關心を惹くところのものは専ら n 及び a なる數であるが爲めである。従つて n と a とが夫れ自身に直接且つ絶對的に照應し、かくしてまた n と a とは其の本質を同じくするものでなければならぬと云ふが如き考へが生じ得たのである」(註)。

(註) G. Simmel : Philosophie des Geldes, SS. 89-93.

ジムメルはかくの如く、貨幣はそれ自ら實體價値を有せずしても尙且つ對象の價値の比例的測定の可能なることを主張するのであるが、價値を以つて主觀的價値となすならば、それは左右田博士の主張せらるゝ如く、統一的心理現象にして、數的に分割し得るものではなく、従つて數的客觀性に於て之を表示することを得ない。

従つてまた商品全體量の價值に對して、部分量の價值を數的に規定することも不可能である。よし此の問題を暫く置くとしても、それ自身評價の對象にあらずして、純粹に數たる貨幣量の分數及び價值評價の對象たる商品量の分數と云ふ彼にとつては本來相互に關聯なかるべき二箇の現象が如何にして密接に結合され得るのであるか(註一)。之に對して彼は何んらの説明をも與へてゐない。併し乍ら彼自身何んらの聯關なきものゝ結合が不可能なることに氣づいてゐたものゝ如く、商品の總量と貨幣の總量とが何んらかの關係に立つものであることを認めてゐるが、兩者の間には價值の等性以外の如何なる關係が考へ得られるのであるか。この何んらかの關係が何んであるかに就ても彼は何んら答へるところがない。さればヘルフェリッヒはジムメルへの批判に於て曰く、「貨幣の總量と商品の總量との間に、價值關係以外の何んらか他の考へ得べき關係の證明されざる限り、ジムメルの思惟過程に従ふも、貨幣は價值性をもたねばならぬとの結論に達する」(註二)。さればこそまた左右田博士が「商品の全體量の價值と部分量の價值と此等二箇の統一的・主觀的價值觀念を數量上規定し得るものとするならば、何が故に同一の前提を以て、貨幣の價值(それが機能價值にせよ、實體價值にせよ)と商品の價值とを直接に比較し、一つを以て他を測定し得るものとなさないのであるか。更にまた何故に彼自身價值尺度論に歸せざるを得ないものにも拘らず、從來の通説に對して自説を固執するのであるか」(註三)となされる所以なのである。

(註一) 左右田喜一郎、「貨幣と價值」、四二一—四三頁。

(註二) K. Helfferich: Das Geld, SS. 549, 550.

(註三) 左右田喜一郎、「前掲書」、四三頁。

ジムメルは比例測定の論理的可能性の論證として、刺戟關係が感覺關係を測定し得ると云ふ精神物理学上の問題をもつて来る。併し乍ら彼はそれが可能であるのはたゞ此の二つの間に何んらかの合則的連繫が存在するからであること、而してこの連繫は感覺も刺戟も同一の實體の形態であると云ふことによつて條件づけられてゐると云ふことを理解しない。刺戟の比例に於て感覺の相對的大さを測定し得ると云ふことは、感覺の大いさの變化と刺戟の大いさの變化との間に或る合則的な連繫——刺戟の機能としての感覺の大いさ——が客觀的に現實的に存在するといふことによつて既に與へられてゐるのである(註)。

エルスターは感覺關係の測定の比喩を以つて説明せんとするジムメルの比例的測定の理論に對して次の如く批判してゐる。「感覺の強度が比較し得ることは自明である。特に論ずる必要はない。併し乍ら比較と計算とは別個のものである。余は此處に二つの價值を相互に比較し、一つの價值は他の一つの價值より大であることを認める。併し乍ら此の比較によつては之れ以上の事を定めることは出来ない。一つの價值は他の一つの價值よりも大きい、また他の一つの價值よりは小さい。二つの價值の比較より生ずる結果はたゞ之のみであり得る」(Die Seele des Geldes, S. 80. 邦譯、一一五、一一六頁)。

(註) 河野重弘譯、「貨幣及び信用理論」、二六一—二八頁。

ジムメルはかゝる比例測定の理論の上に立ち、その立論の大前提として商品總量と貨幣總量と其の依存關係を要請する。かくして商品量の可除部分と貨幣量の可除部分とは價值に於いて等しいと考へるのである。かゝる見解はまた實に數量理論の根基をなすところのものである。

以上要言するならば、彼は貨幣の實體價值を否定し、貨幣の價值を商品の價值より導出し、價值と價格とを同一視し、其研究領域を商品の價格の問題に限定し、且つ價格形式に關する最も根本的なる課題を看過してゐる。

第三款 ヘルフェリッヒの貨幣本質觀

——彼の經濟社會の原理と現實的性格を中心として——

最後にヘルフェリッヒの所論を検討しよう。職能學説は既に彼によつて完成された形態に於て提出されてゐる。彼こそは實に言葉の嚴密なる意味に於て職能學説の代表と目されるべきであらう。彼は法律的には金との連鎖を斷つてゐる紙幣本位制度の確立されてゐる事實をみて、直ちに金屬主義學説はそれ以來權威なきものとなつたと考へる。象徴貨幣成立の過程が彼にとつては貨幣機能の獨立的表現、化體の過程である。従つて貨幣は物自體 (Ding an sich) ではない。少くともそうであることが必然的ではない(註一)。貨幣を以つて商品となす論者は他の流通財貨に對する貨幣の特殊性を否定せんとするものである。商品はそれ自身消費の爲めに獲得されるのであるが、貨幣は此の消費の爲めの商品を得んが爲めの手段として獲得されるものである(註二)。財は同時に商品たり、貨幣たる事を得ない。それは國民經濟内に於て一定の機能を營む限りに於てのみ貨幣たり得るのであつて、他の機能を營む時は最早貨幣たり得ない。それ故に貨幣の定義は貨幣の實體及び現象形態にではなくて、専らその機能にのみ結びついてゐる。而も貨幣がかかるものとして一つの目的である(註三)。蓋しそれは諸財貨・效用並びに勞務の人より人への移轉を媒介することによつて慾望の對象となるからである。

(註一) K. Helfferich : Das Geld, S. 259.

(註二) K. Helfferich : a. a. O. SS. 267, 266.

(註三) K. Helfferich : a. a. O. SS. 259, 260, 267.

かかる見地に立つて、彼は貨幣を以つて商品、金となすところの金屬主義學説を拒否する。併し乍ら他方貨幣を一定機能の運載者として一つの目的と看做すが故に(註)、貨幣に對して價值を否定するところの見解に對しても組み得ない。かくして彼は職能價值理論を以つて彼の貨幣體系を建設せんとしたのである。

(註) ヘルフェリッヒはかくの如く、貨幣を一方に於て手段となすと同時に、他方に於ては目的として、價值評價の對象として把握する。併し乍ら左右田博士の指摘せる如く、一物が同時に手段たり目的たることは論理上許され得ないところではない。

ヘルフェリッヒは、吾々の既に生成論に於て指摘せる如く、貨幣の成立に對しては合目的なる説明を排し、私的所有と分業的生産との對立より交換の必然性を説き、それより貨幣の必然性を導出したのであつた。併し乍ら、商品生産社會そのもの、特殊性に對する認識の不十分から、次の瞬間には生産の仕方との關聯が忘却せられ、問題の論理的平盤より一轉して無自覺的に現實的歴史的平盤に飛躍する事によつて彼自身の批判的見地を自ら否定し去るの結果に陥つたのである。即ち彼は交換の現實的發展の跡を尋ね、交換の原始的形式を問題とし、一方に於ては財の一方的流通の過程の中に、他方に於ては双方向的交換の過程即ち其に伴ふ諸困難の増大のうちに貨幣成立の根據を求めたのである(註)。貨幣生成の根據に就ての彼のかくの如き矛盾せる二様の説明は必然に彼の貨幣本質觀を制約する。その事は吾々が以下に彼の見解を展開するに従つて明白となるであらう。

(註) 本稿、二三一—二三八頁。

彼は貨幣をかくの如く生産との聯關に於てはなくて、流通機構そのものうちに求めんとするが故に、貨幣性格にとつて決定的なものは、彼に従へば經濟的諸個人間の流通を媒介すると云ふ特殊な機能に對する正則的な規定 (Die ordentliche Bestimmung) に外ならぬ(註一)。かくして貨幣は次の如く定義される。「貨幣とは或る與へられた經濟領域及び經濟制度に於て、經濟的諸個人間の流通(若しくは價値の移轉)を媒介すべき正則的規定を有する客體の全體である」(註二)。されば貨幣の最も本質的・基本的なる機能は、彼に従へば、それが流通の媒介者たることである。而して爾余の一切の機能は此の基本的なる機能の部分的機能 (Teilfunktion) であるか、或ひはそれより派生せるところの附隨的機能 (Konsequivfunktion) であるか、或ひはまた副次的なる機能 (Nebenfunktion) であるかの何れかであつて、總てこれらの機能は、結局に於ては、流通の媒介者たる基本的機能に還元され得るところのものである(註三)。

(註一) K. Helfferich : Das Geld, S. 268.

(註二) K. Helfferich : a. a. O. S. 263.

(註三) K. Helfferich : a. a. O. S. 317.

彼は貨幣の部分機能を論ずるに至つて、先づ流通の過程を分析する。其の結果、流通過程は先づ本質的に異なる二つの群に、即ち價値の一方的移轉 (Einseitige Übertragung) 及び双方的移轉 (Doppelseitige Übertragung) に類別される。而して此の二つの基本的過程のうちより、義務履行と云ふ流通の特殊なる過程が生れ

る。かくして流通は結局以上の三つの過程に分析せられる(註一)。而して流通の媒介者たる貨幣は之に照應して交換の過程を媒介するものとして交換手段なる規定が與へられ、更に支拂の過程及び資本移轉の過程を媒介するものとしてそれぞれ支拂手段並びに資本移轉の手段 (Mittel der Kapitalübertragung) たる規定が與へられる(註二)。

(註一) K. Helfferich : Das Geld, SS. 274-278.

(註二) K. Helfferich : a. a. O. SS. 278-283.

而して流通の本質的に異なる徵標に基づいて類別された三つの過程に照應する所のこれ等三つの機能は、彼に従へば流通の媒介者たる貨幣の本質的機能の部分機能をなすものであつて、前者の後者に對する關係は部分の全體に對する關係に等しきものである(註一)。と同時にこれ等三つの機能は何んら相互に從屬的關係に立つものではない。それ等は等しく同格の地位に立つものであつて、それ等各々の機能に於て貨幣は個人間の流通の道具 (Instrument) として作用するのである(註二)。さればヘルフェリッヒは、論者が一般的交換手段としての機能を以つて歴史的には貨幣の第一次的機能として出現したものであると説き、支拂手段たる機能をばそれより派生せるものとなし、従つてそれは一般的交換手段たる貨幣の機能に對して附隨的な關係に立つと説けるを誤謬なりとして拒否する(註三)。論者のかゝる見解は、彼に従へばひとが流通過程そのものを分析するや直ちに放棄さるべきことが明らかとなる(註四)。蓋し既に指摘せる如く、彼にとつては貨幣成立の起源は財の双方向的流通の過程並びに一方的流通の過程に求めらるべきであるが故に、貨幣の支拂手段並びに交換手段として

のこれら二つの機能の間の聯關は外見上そう見さ且つ多くのひとがしか考へてゐる程に一義的のものでも、一方的のものでもなく、相互に制約的な關係に且つ相互に等しく同格の地位に立つものと考へられるからである。貨幣の交換手段たる機能がその支拂手段としての使用に影響を及ぼすと同様に、貨幣の支拂手段としての機能も亦その一般的交換手段としての使用に影響を與へる。而して此の兩機能の相互的制約性は歴史的にも理論的にも證明せられ得るところであつて、殊に現代の貨幣制度に於ては貨幣の交換手段としての使用が一般的支拂手段としての、殊に法律的支拂手段としての資格付けによつて制約されてゐるのをみると云ふのである(註五)。

(註一) K. Helfferich : Das Geld. SS. 285. 317.

(註二) K. Helfferich : a. a. O. SS. 284-285.

(註三) K. Helfferich : a. a. O. SS. 283. 293. 259.

(註四) K. Helfferich : a. a. O. S. 281.

(註五) K. Helfferich : a. a. O. SS. 290-293. 295.

かゝる主張の論理的歸結として、彼は金屬貨幣と紙幣との間に本質的差異を認めない。彼に従へば、兩者の間には何んら原理上の對立は存在しないのである(註一)。紙幣は法律的支拂手段としての特性を有するものであり、紙幣本位制度に於てそれ自身無價值なる紙券が交換に於て他の流通客體に對して受領せられるのは、該紙券に對して立法が貨幣債務の履行に役立つべき能力を附與してゐるからであり、更にそれが國家への支拂に充當せしめ得られるが故にか或は充當されねばならぬと云ふことからであり、最後に判決が此の紙券をば貨幣

を表示する限り貨幣として認めるか、或はしか規定すると云ふ理由からである。紙幣に對する彼のかかる見解はまさに次の事情に基づく。即ちヘルフェリッヒは貨幣が交換手段としての規定に於ては單に人より人への商品の移轉を媒介するに過ぎず、從つてそれ自體なんら價值物たることを要せず、紙幣はかゝる貨幣の交換手段機能の獨立な分岐形態であることを理解し得ざる結果、紙幣の經濟的な説明をなし能はずして、彼自身の國家當局者としての實際上の經驗と現實的な觀察とから、法律的なる支拂手段の概念を以て紙幣概念を説明せんとしたのである。

(註一) 金屬貨幣と國家紙幣との同權の定立は更に彼の貨幣價值の理論によつて基礎付けられる。彼に従へば經濟主體は商品に對して一定の比例に於て貨幣を與へ且つ受領せんとするが故に、貨幣も亦價值判斷の對象であり、かゝるものとして價值性(Wertqualität)を有するのである(K. Helfferich : Das Geld. SS. 552. 554)。貨幣が價值性を有すると云ふことは貨幣の内的特性であるが、そのことは貨幣が有價值なる素材より構成されてゐることを意味するものではない。即ち貨幣の價值は何んら實質價值(Substanzwert)たるを要しないのである。貨幣の價值にとつては貨幣素材の價值とは全然別個な基礎が示される。例へば近代の貨幣制度、殊に紙幣制度の下に於ては、貨幣の價值は一定條件の下に於て貨幣素材の價值とは獨立なる存在である。それは兌換或は信用關係によつて有價值なる素材より導き出されたるものではなくして、それらが國民經濟上不可欠な貨幣機能を營むべき特權を與へられてゐると云ふ事實に基づく。要するならば、紙幣證券の價值は貨幣としての其の機能に基づくのである。それ故に貨幣が價值性をもちと云ふことはそれが實質價值をもちと云ふことではなくして、機能價值 Funktionswert をもちと云ふことを意味する(K. Helfferich : Das Geld. S. 555.)

ところで、實質價值と機能價值とは、理論的觀察に従へば、原理上何んら對立するものではない。蓋し價值とは、延長、色彩、堅さ、溫度等の如き物に附着せる性質ではなくして、人間主體が外界の客體に對してもつところの關

係に基づくものであり、換言すれば、外界の客體が主體若しくは人間の社會に對してもつ意義についての、主體の判斷の表現に外ならないからである。

扱てこゝに問題とせられる經濟價値の條件をなすものは、外界の事柄が一方に於て需要の對象であり、他方に於ては、それが獲得の爲めに一定の困難が、その克服の爲めには労働と犠牲とを必要とする困難が伴ふと云ふことである。此の二つの前提が與へられて、始めて事物は經濟主體によつて經濟的意義即ち經濟的價値を賦與せられる。貨幣の價値も亦此の一般的價値原理の上に立つ (K. Helfferich: Das Geld, SS. 298, 556-557.)

貨幣も亦生産手段財貨と同じく、人間の欲望を間接的に即ち諸財貨・效用並に勞務の人より人への移轉を媒介することによつて欲望の對象となる。他の財貨との差異は、單にそれがあらゆる經濟組織の下に於て人間欲望の對象たるに反して、貨幣は個人の自由なる自己決定・私有財産及び分業に基づくところの現代の經濟秩序に於てのみ人間欲望の對象となると云ふ點にあるのみ。かくして經濟價値の第一の前提は貨幣に對しても云ひ得られる。然らばその第二の前提は如何。貴金屬貨幣の場合に於ては貨幣素材たる貴金屬は大なる費用を費してのみ生産せられる上に、自然的な稀小性の存在することによつてそは云ふを俟たないところである。

併し乍ら紙幣は殆んど無價値なる紙片より構成せられてゐる。此の場合に於てもなほ第二の前提は云々し得られるか。ヘルフェリッヒはこれを次の様にして解決する、調達の困難は必ずしも人間の労働と犠牲とを要求するところの自然の防壁並びに吝嗇に限られてはゐない。それは社會並びに國民經濟の法的組織のうちにも其の根據をもち得る。例へば一個人若しくは一團體が人々の需要の對象たる客體の製造若しくは所持の獨占權を持つてゐる場合、人々は之を得る爲めには對價を支拂はねばならない。それ故に此の場合に於ては調達の自然的困難に代つて、或はそれに加へて社會的秩序に基づく社會的困難が該客體に價値を賦與し或はそれを騰貴せしめる。國家は貨幣高權 (Geldhoheit) を掌握してゐるが故に貨幣造出の獨占權を利用することによつて人爲的な調達の障害を設定し、かくして經濟價値の第二の前提を確保し得るのである (K. Helfferich: Das Geld, SS. 556-557.)。さればヘルフェリッヒに於ては實價値を有する貨幣と單に機能價値をしか有せざる貨幣との外見上の原理的な對立は當然に消滅するのである。「機能價値をしか有せざる貨幣が其の性質上單に貨幣としての役割を果し得るに過ぎないのに反して、

貨幣素材の所謂實價値を有する貨幣にあつては他の欲望の満足にも供せられ得ると云ふことは、單に程度の差異に止まるに過ぎないのである」 (K. Helfferich: Das Geld, SS. 557-558.)

併し乍ら彼が貨幣の經濟的概念を強調し、クナップの純法律的な觀察に反對して國家權力の制限性を認め、國家は自由交易が交換手段として拒否するところのものを交換手段として強制し得ず、また既に他の理由から價値なきものが交換手段として任意に或は強制的に使用することによつて價値が與へられると云ふことはあり得ないと主張しながら (註一)、尙且つ紙幣が債務履行の手段として受領せられ、交換手段として流通するのは法律が之に對して支拂力を賦與せるが爲めであると爲すことは、結局國家の貨幣高權を以つて貨幣創造の根源と爲すに外ならない。さればこそ彼自らも亦紙幣の價値問題を論ぜる個所に於て、貨幣創造が論理的にも・實際的にも可能なることを次の如く述べるに至つてゐるのである。「この純粹に法律的支拂力及び調達の困難から生ずる價値——彼に従へば既に述べた如く、國家は貨幣造出の獨占權を利用することによつて人爲的に調達の障害を設定し、それによつて價値の第二の前提を確保すると云ふ (青木註)——に基づいて交換手段としての及び總ての他の貨幣機能を營み得る。歴史的には貨幣は勿論貨幣を表示する支拂義務並びにそれと共に單に貨幣としてのみ使用され得る貨幣に對する基礎が成立する以前に生成した。貨幣の成立はそれ故に使用財貨が交換及び支拂手段等として使用されると共に始まらねばならなかつた。併し乍ら一度貨幣發展の後の段階に於て貨幣を表示する支拂義務が発生するや、即ち國家が貨幣債務の履行及び貨幣其のものの造出に關する職分 (Die Bestimmung) を留保するや否や、單に貨幣としての使用可能性と價値とをもつ貨幣創造の論理上・實際上の

可能性が生じたのである」(註二)。こゝに於て貨幣概念の構成及び貨幣制度に對して法律の與へる影響は重大なものとなり、かくて貨幣は「個人より個人への財産價値の移轉を媒介するところの正則的な規定の法律秩序によつて認められた對象の總體」なる法律的意思の定義が與へられる(註三)。

(註一) K. Helfferich : Das Geld, SS. 515, 559.

(註二) K. Helfferich : a. a. O. S. 559.

(註三) K. Helfferich : a. a. O. SS. 321-324.

併し乍ら國家が造幣高權を掌握してゐると云ふことは國家が貨幣を創造し得る力を有してゐることを意味するものではない。それは唯だ貨幣を獨占的に製造し或は紙幣の發行をなし得る權利を有してゐることを意味するのみ。勿論國家は此の造幣高權に基づいて任意に紙幣を發行し得る。併し乍らその際にも國家は貨幣流通の原則が貫徹することを妨げることは出来ないのである。

紙幣は以上述べた如く、支拂手段としての規定に於て把握されてゐる結果、銀行券と紙幣との本質的な差異は彼にあつては看過せられ、兩者の差異は單に兌換の能否にのみ求められてゐるものゝ如くである(註)。

(註) K. Helfferich : Das Geld, SS. 271-272.

一般的交換手段並びに支拂手段としての機能と共に、交易の媒介者たる貨幣の根本的機能のも一つの部分機能としての資本移轉の媒介者としての機能については、彼は次の如く述べてゐる。資本交易の場合に於ても交換及び支拂に於けると同様に、個人より個人への財産價値の移轉が問題となる。而して此の際二つの場合が考

へられる。即ち一つは自由意思的な、一方的な移轉の場合、他は後日に得らるべき反對給付の約定の下に、從つてこの交易過程そのものによつて始めて生ずるところの債權と引替へに財産價値が移轉される場合である。

而して後者の場合は前者に比してより重要な意義をもち、その最も重要な場合は貸付である。貨幣がそれらの資本交易なる過程を媒介するとき、それは資本交易の媒介者としての機能を果すと(註)。

(註) K. Helfferich : Das Geld, S. 295.

ヘルフェリッヒが資本交易の媒介者なる機能を以つて貨幣の概念を規定するところの根本機能の部分機能として重視せるは次の事情に基づく。即ち貨幣はあらゆる交易客體のうち最も代替性に富み、その購買力は他の使用財に比して遙かに大なる交換可能性をもつ。従つて貨幣の形態をとらない資本所有の効果的使用の可能性は貨幣資本の無制限性に反して、極めて限定的である。若し資本所有の移轉並びに返済が貨幣によつてはなくては、實物で行はれ、協定されるならば、事業の遂行上多大なる困難が伴はざるを得ない。貨幣の媒介が資本の交易に於て與へる此の大なる便益と容易化とは、秩序ある貨幣制度の下に於て商品の交換が専ら貨幣で行はれると同様の排他性に於て、資本交易が貨幣で行はれることを結果せしめた。現代の經濟社會に於ては長期・短期投資に對する資本需要は先づ第一に貨幣に向けられる。貨幣資本の如くに容易且つ有利に用ひ得られる資本形態は存在しない。かくて貨幣の資本交易の媒介者たる機能は交換手段機能と同一なる經濟的意義をもつと云ふのである(註)。併し乍ら彼のかくの如き見解は原因と結果とを錯倒せる謬見に外ならない。資本交易に用ひられると云ふことが貨幣概念を規定するのではなくて、寧ろ資本交易の媒介者たる機能が貨幣そのもの

の特性より生ずるのである。

此の點に關して橋爪助教も正しく次の如く述べてゐられる。「資本交易に用ひられるが故に、初めて貨幣たるのではなく、すでに貨幣たるが故に貨幣たるの特質に基づいて、この方面に利用されるのであると云ひ得る」(橋爪明男「貨幣理論」七七頁)。

(註II) K. Helfferich : Das Geld, SS. 296-297.

されば岡橋教授の述べられる如く、「資本交易の媒介者たる機能は交換並びに支拂の手段としての兩機能に對して相互に制約的なる關係が認められるとなし、これ等二つの機能と共に交易の媒介手段としての根本機能に對して同じく部分機能なりとなすは、まづたく一つの迷妄に過ぎぬと云はねばならぬ」(註)。

(註) 岡橋保、『貨幣本質の諸問題』、五七一五八頁。

價值尺度問題に就いてはヘルフェリッヒに於てもクニースの意味に於けるそれは當然貨幣に對して拒否せられる。蓋し彼にとつては價值は主觀的なものであるが故に、二個の客體の價值比較は主觀の評價過程の結果であり、評價主體によつて發見されるのではなくて、創造されるのであるから。従つて價值の測定(Wertmessung)と云ふことはあり得ず、たゞ價值の定立(Wertsetzung)と云ふことだけが可能なのである。測定と云ふことは唯だ客觀的なものについて云ひ得るのみであると云ふ(註)。

(註) K. Helfferich : Das Geld, S. 299.

併し乍ら諸々の交易財の價格は一般に貨幣に於て表示される。かくて彼は貨幣はかゝるものとして一切の交

易財の交換價值に對する一般的な表示即ち公分母をもつと考へる(註I)。而してかゝる意義に於てのみ、貨幣は事實上統一的な價值表示として或は價值の尺度として役立つのである(註II)。

(註I) K. Helfferich : Das Geld, S. 299.

(註II) K. Helfferich : a. a. O. S. 304.

價值尺度はかくて價格の尺度と書きかへられる。従つて貨幣が價值尺度たることは彼にあつては交易そのものうちに實現されるのではない。換言するならばそれは交易の媒介者としての貨幣の根本機能からひき出されるものではなく、従つてまた貨幣の根本機能の部分機能にもあらずして、一般的交換手段たる機能より派生せるものに外ならない(註I)。而してヘルフェリッヒの頭腦には、彼自身の現實的觀察方法によれば、事態は次の如く映ずる。即ち交換價值若しくは交易價值は唯だ二個の交易客體が一定の數量上の比例で相互に取引されると云ふ事實からの抽象に過ぎず、交換が行はれる以前に交換される財の價值が決定されなければならぬとのアリストテレス以來の考へは逆立ちしてゐるのであつて、寧ろひとは取引と云ふ事實及びそれに於て實現された取引客體間の數量上の比例の事實から、二つの客體の各々が交換價值と名付けられる一定の客觀的價值量が與へられてゐると云ふ抽象を抽出するのである(註II)。それ故に彼に於ては貨幣がクニース的な意味に於ける價值尺度たる機能を果すと云ふことは當然問題となり得ないのであるが、ひと若し彼の如く、交換客體が一定の客觀的價值量をそれ自身のうちに内在してゐるが故に、それ等が一定の數量的比例を以つて交換されるのではなくて、交換された事實から一定の價值量を抽象するならば、無限の循環論に陥らねばならない。蓋し

ひとは其の際價値の高さを需要供給より導き出さねばならぬこととなるが、需要供給そのものはまた價格の前提の上に立つてゐるからである。

(註一) K. Helfferich : Das Geld, S. 304.

(註二) K. Helfferich : a. a. O. SS. 302, 303, 351.

ヘルフェリッヒが貨幣を以つて交換價値の一般的公分母となすことのうちに、吾々は彼の計算貨幣としての貨幣概念及び指圖證券學說への連結點を容易に看取することが出来るであらう。たとへば自身は貨幣それ自體を以つて價値對象となし、財貨への單なる指圖證となすところの見解を嚴格に拒否してゐるとは云へ。

貨幣の本質をば指圖證券的な性格のうち求めんとする見解に對して、ヘルフェリッヒは次の如く批判してゐる。「若しも貨幣が財貨共のものではなくして、單に現實の諸々の財貨に對する記號若しくは指圖證券であるに過ぎないものとするならば、貨幣と引換へに得らるべきものは特定の源泉 (Instanz) からの特定の財貨の特定量でなければならぬ。蓋し如何なる種類の指圖證券或は象徴證券であつても、指定されたものが確定されてゐることなくしては考へられ得ないからである。」(K. Helfferich : Das Geld, S. 553)

橋爪助教はかゝる見解に對して法律的概念よりする批判なりとして一蹴せられる。即ち助教はヘラーの批判に對する反批判に於て、「若し貨幣の法律的性質を研究して、しかもそれを指圖證券と云ふならば、この非難は一々尤もであらう。然しながら今問題としてゐるのは貨幣の經濟的本質の研究であつて、それを示すために偶々法律にも亦用ひられてゐる言葉或はこれと似通つた言葉を用ひるに過ぎない。又財貨等に對する債權 (要求權) 證と云へば、その對象たる貨幣の數量と品質とは確定してゐなければならぬに拘らず、貨幣にあつてはそれが支配し得る財貨の何であるかも定つてゐなければ、又幾何量を支配し得るかもその時々價格状態に左右されて一定してゐない。故に何れの方面からみても、貨幣は

要求權 (債權) 證たる性質を具へてゐないとの駁論に對しても、同じやうに答へ得る」(橋爪明男、「貨幣理論」、四一—四二頁)。同様の見解は高田博士に於ても(高田保馬、「貨幣の理論」、「經濟新講第三卷」、五四頁)、またシュムペーターに於ても (Schumpeter : Das Sozialprodukt und der Rechenplanig. 44. Bd. 3 Heft. S. 643.)、更にマキンの最近の著書に於ても述べられてゐる (A. Annon : Volkswirtschaftliche Grundbegriffe und Grundprobleme. 1933. S. 103.)。貨幣の「指圖證券」としての特徴づけはミーゼスも亦拒否するところである (L. v. Mises : Theorie des Geldes, S. 85.)。

以上吾々は職能學說の代表者と目さるべき諸學者の學說を検討し、之れに對して吾々の立場から批判を加へたのであるが、之を概観するに、職能學說は貨幣を價値對象として一個の財なることを強調することによつて、貨幣をば價値對象そのものに對する單なる指圖證となすところの所謂指圖證券學說に對立する。それにも拘らず、彼等は貨幣の商品性を、従つてその實體價値を拒否し、價値尺度たる機能を否定して、貨幣をば交換價値の一般的表示或は一般的公分母或は價格表示器と看做すが故に、彼等自ら拒否せる指圖證券學說乃至觀念學說へ昇華すべき論理的必然の萌芽を自身の内に内包せるを知る。かくして彼等の金屬主義學說と名目主義學說との綜合の企圖は遂に之を完成し得べくもなかつたのである。

第三章 指圖證券學說

第一節 概説・論理的構圖と二つの主張

觀念論的認識論の地盤の上に立つ職能論者に於ては、貨幣の本質は必然に貨幣の貨幣としての作用そのもの

の内に求められた。ところで、既に指摘せる如く、指圖證券學說も亦職能學說と同一の認識論的基底の上に立つものである。それ故に、彼等の貨幣本質の把握の仕方も亦、職能學說に於けると同様に、貨幣の作用そのものうちよりその本質を導出することであつた。例へばベンディクセンは次の如く述べてゐる。「國民經濟的因子の本質はその職能である。従つて國民經濟學に於ては機能的作用が概念の形成に對して決定的である。貨幣に就ても同じことが云ひ得られる。その系統學的及び歴史、製造技術及び立法は國民經濟學者にとつて興味あることであらう。併し乍らそれは唯だ貨幣の不完全性の説明手段としてであつて、その本質の基準としてではない。……貨幣は植物學者の目を以て觀察さるゝ植物ではない。そは人間の發明である。此の發明が奉仕する所以の目的に向つて、それは完全なるものに迄發展されねばならぬ。……貨幣とは貨幣として機能するところのものである」(註)。ここに吾々は改めて職能學說と指圖證券學說との間に何んら本質的差異の存せざることを看取し得るであらう。而してこのことは吾々の叙述の展開につれて更に明確に論證されるであらう。

(註) F. Bendixen: Geld und Kapital, S. 3. 同様に高田保馬博士に於ても、經濟學新講、第三卷「貨幣の理論」、三一頁、またホルスター(Die Seele des Geldes, S. 58. 邦譯八七頁)、シュムペーター(Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, 44, Bd. S. 654, ff.)に於ても貨幣の本質は貨幣としての作用そのもの、探求のうちに求められる。

指圖證券論者は等しく歴史的觀察を拒否して、現代經濟社會そのものから出發する。それ故に貨幣成立の論理的構造は問題とされず、従つてまた貨幣は商品として理解し得られない。高田保馬博士に従へば、「貨幣の成立の知識によつて其の本質の考察が容易にし得らるるところはあるにしても、本來ある事物が如何にして成

立せるやは其の事物の本質が何であるかと云ふことと何等必然の聯絡なき事柄である」(註一)。ベンディクセン、エルスター、シュムペーターに於ても亦同様に、貨幣の成立の過程は貨幣の本質問題とは全然別個の問題として考へられる。この點については吾々の既に指摘せるところである(註二)。

(註一) 高田保馬、「貨幣の理論」、二三頁。

(註二) 本書四二―四五頁。

彼等は彼等一流の社會經濟的觀察に基づき、現代經濟社會を組織的・計畫的な經濟社會と誤認し、貨幣をばかかる社會内に於てひとが所謂社會的生産物或は享樂財の生産に對してなす社會的寄與に基づいて得らるべきところの、従つてそれ自身何んら價值對象ではなく、寧ろ價值對象そのものに對する指圖證券或は參與能力(Beteiligungs-möglichkeit)或は參與手段)として把握する。それ故に、彼等に於ては貨幣の價值は唯だ商品價値の反射としてのみ考へられるか、或は全然問題とはされずして、公布的通用力(Proklamatorische Geltung)乃至購買力が取扱はれるに過ぎない。

貨幣の本質をかくの如く指圖證券的性格のうちに看取せんとする此の學說は經濟社會の構成原理に對する見解の相異に基づいて、二つの主張に區別される。一は現代經濟社會を以つて總ての人が個人主義的均衡の原則に従つて總ての人の爲めに勤勞し、それによつて總ての人が社會的生産物乃至享樂財の分配に與かるところの支拂社會、即ち團體生産と團體消費との行はれる支拂團體とみる。それ故に「貨幣は法律上は支拂手段であるが、國民經濟上は前行給付によつて得られたところの、賣らるる状態にある消費され得べき生産物に對する要

求權 (Anrecht) (註一) 或ひは各人の社會的生產に對する貢獻に基づく社會的生產物、即ち消費基本 (Sozialprodukt od. Konsumfonds) に對する參與可能性(註二)として把握される。前行給付によつて得られる權利とは、云ふまでもなく經濟主體が生産團體の一員として生産の結果、即ち社會的生產物・消費基本の分配に與り得べきことを意味する。ところで、社會的生產物に對する參與可能性は支拂の形式によつて、即ち消費者たる經濟團體の一員が消費基本に對して消費財を要求するにあつてなす支拂ひによつて實現される。即ち社會的生產物に對する參與が行はれるにあつては例外なく支拂と云ふ形式による(註三)、と考へられるからして、貨幣は支拂手段であり、その使用によつて社會的生產物に對する參與可能性が移轉されるところの總ての事物が貨幣として理解される(註四)。かくの如く、支拂團體なる概念より「交換流通とは本質的に異なる」ところの支拂流通なる概念を導出し、それより支拂手段なる概念を抜き出すところのこのクナップ的指圖證券説をミーゼスはいみじくも非交換論的指圖證券説と名づけたのであつた(註五)。

(註一) F. Bendixen : Das Wesen des Geldes, S. 18.

(註二) K. Elster : Die Seele des Geldes, S. 28 ff. 邦譯、四四頁以下。

(註三) K. Elster : a. a. O. S. 56. 邦譯、八三頁。

(註四) K. Elster : a. a. O. S. 59. 邦譯、八七頁。

(註五) L. v. Mises : Theorie des Geldes, S. 242.

指圖證券學説の他の一派をなすものは貨幣の理論を交換理論の一部分となし、貨幣の本質を交換流通の媒介手段のうちに求め、その價值を交換流通の法則より説明せんとする學説であつて、ミーゼスにより交換論的貨幣

幣理論と名づけられたところのものである(註一)。此の學説はシュムペーターによつて代表せられ、また吾が高田博士、橋爪助教等によつて主張せられるところであるが、現代經濟社會を以つて團體生産及び團體消費の共同體とはみずして、獨立な經濟主體の間に行はれる無數の交換行爲の集合體とみる(註二)。而してかくの如き社會經濟觀に基づいて、彼等は貨幣の成立を市場機構の技術的必然性より説明せんとする。されば此の學説に於ては貨幣は先づ第一に交換手段としての規定が與へられる。而して貨幣が「その交換要具たるの役目を果し得るのは、それが一社會に流通してゐる社會的生產物(財貨、労働、勤勞)一般に對し、人と時と所とに制限なく妥當するところの指圖票券、参加票券たる本質を具備して居るからに外ならない」のであり(註三)、更に貨幣の本質を此の指圖證券的性格のうちに看取せらるる所以のものは、彼等に從へば、現代國民經濟が無數の個々の交換行爲の總體、生産的支出と消費との連續的且つ自働的循環の過程であり、社會的生產物に對するすべての經濟主體の分前が生産に對する人的並びに物的寄與の市場價值に依存してゐると云ふ事實である。蓋し總べての經濟主體はそれぞれ社會に提供せる給付の大きさに應じて反對給付を受領すべき權利を取得すると考へられるからである。かくしてベンディクセン、エルスターとは異なる出發點からも指圖證券學説に到達し得る事が立證せられた(註四)。

(註一) L. v. Mises : a. a. O. SS. 242-243. J. Schumpeter : Sozialprodukt, n. S. W. S. 631. 橋爪明男、「貨幣理論」一三一―一三頁。

(註二) 高田博士は現代經濟社會に對して別に無數の個々の交換行爲の集合體と云ふが如き明確な概念規定を與へられて、

ゐないが、博士の全論講より按ずるならば、博士もまたかゝる見解をとれるものであるとなすことが許されようと思ふ。

(註三) 橋爪明男、「貨幣理論」、三四—三五頁。

(註四) J. Schumpeter : Sozialprodukt, a. a. O. SS. 631, 633, 635.

併し乍ら吾々の見解に従へば、シュムペーターによつて代表せられる此の交換論的指圖證券學説と、かのベンディクセン、エルスターによつて代表せられる非交換論的指圖證券説との間の對立は單に外見上のそれに過ぎず、何等本質的なものではない。兩者は共に國民經濟が中央權力によつて意識的に組織せられた有機體を想定する。それ故に彼等に於ては等しく貨幣は國民經濟の中央機關により一の給付に對して發行された證券と解せられるのであり、その本質に於ては劇場の切符や食券と異なるところがなく(註一)、また「無記名の預り證券と極めて性質を近くする」(註二)と考へられるのである(註三)。

(註一) K. Elster : Die Seele des Geldes, S. 30. 邦譯、四七—四八頁。 J. Schumpeter : Sozialprodukt, S. 617.

(註二) 高田保馬、「前掲書」、四九頁。

(註三) 本書、「本質論」、一七二頁。

若し商品生産社會が「巨大なる自動販賣機」(Grosse Automaten)の如くであり、生産物の生産及び分配が直接計畫的に行はれ得る様な組織的經濟社會であるならば、貨幣は其の本質上、疑ひもなく、劇場の入場券や、無記名の預り證近似の如きものであらう。従つてまた貨幣はその素材によつて拘束されると云ふ様なことは理論上あり得ないであらう。併しながらかゝる見解が許されるときには、貨幣そのものが否定されなければなら

ないと云ふこともまた疑ひないところである。蓋しかくの如き場合にはそれは最早や貨幣ではなくて、字義通りの切符に轉化してゐるからである(註)。

(註) 此の問題に對する詳細な批判的な説明をこゝで再び繰り返す必要はないであらう。欲するならば讀者は本書、本質論、一七二—一七三頁を参照されたい。

彼等はかくの如く、貨幣の本質を指圖證券的な性格のうちに看取るが故に、貨幣と紙幣との本質的な差異を看過する。彼等にとつては紙幣も亦獨立な固有な貨幣である。それ故にクニース的な意味に於ける價值尺度機能は貨幣に對して當然拒否されざるを得ない。彼等は諸商品の價值關係の決定と云ふ根本的な問題の前を素通りして、既に決定された價值關係の網をア・ブリオリのものとして前提するのである(註)。従つて貨幣は此の既に決定された價值關係を表示しさへすればよいこととなる。かくして彼等にとつては貨幣は當然價值の尺度ではなく、交換價值の一般的表示手段或は價值の公分母と考へられるのである。併し乍ら尙此の場合にも使用價值の側面よりみるときは、相互に異質的な諸商品が如何にして一般的公分母に通約し得られるか、更にまた主觀的な感情強度に外ならないところの主觀的價值が如何にして客觀的・數量的表示を取得し得るかと云ふことが問題となる。此の問題はまた職能學説に於ても問題となつた點であり、吾々の批判は既に其處に於て與へられたところであるから、こゝで再び讀者の忍耐を要求しようとは思はない。

(註) F. Bendixen : Geld und Kapital, S. 21. 高田保馬、「前掲書」、三七頁。

吾々は最後に指圖證券説に於ては貨幣の概念は二元的たるを免れ得ないと云ふことを指摘しよう。蓋しひと

が貨幣の概念を一方に於ては支拂手段若しくは交換手段となし、他方に於てはその本質を享樂財若しくは社會的生産物に對する參與可能性、前行給付に基づいて得らるべき反對給付請求權と解するならば、貨幣は一方に於ては飽くまでも具體的なものであると同時に、他方に於ては全く抽象的なものとして把握されざるを得ないからである。ペンディクセン、エルスターが自ら明かに主張してゐる如く、貨幣は、賣らるゝに熟したる消費され得べき生産物に對する要求權としては、支拂と名付けられる移轉行爲の對象となり得るとしても、それ自身同時に移轉行爲の技術的手段となることは出来ない(註一)。「參與可能性が同時に此の可能性を實現する手段たるものにあらず、また然かあり得ないことはまさに權利の表示者がその表示する權利とは異つてゐると同様である」。されば支拂手段を貨幣と呼ぶときは、「ひとは第二の貨幣の觀念を考へに入れてゐると云ふ事實を意識せねばならぬ」(註二)と云ふことは論理上當然の歸結である。それ故にペンディクセン自らも亦「貨幣なる語は二つの異なるものを、即ち第一に(前行給付に基づくところの要求權とその——青木註)抽象的價值單位を、第二に具體的支拂的手段を表明してゐる」(註三)となさざるを得なかつたのである。而して此の兩者は一は抽象的概念として、他は具體的概念として全く相異なる内容であるが故にその綜合は不可能であり、従つて指圖證券學說に於ては、此の貨幣概念の二元性を止揚することは不可能なところであると云はざるを得ない。さればこそエルスターは此の兩概念の綜合を斷念し、便宜の要求に基づく解決に満足してゐる所以なのである。彼れはこれを次の如く述べてゐる。「社會的生産物に對する參與可能性は此の可能性を實現する手段と常に結合して居り、此の手段と獨立しては決して現はれて來ないが故に、また反對に社會的生産物に對する參與手段

は參與可能性をその中に包含し、而して參與可能性は手段とその存否を共にするが故に、理論上は二つの相異なる貨幣概念が問題となるが、之を考慮の外に置き、その一つの存在は(經濟學の『概念の天界』(Begriffshimmel)に於ては)はなくして、經濟事實の地上に於ては)必ずや他の一つの存在の條件となると云ふ事實に基づいて、この二つの概念を恰も一つのもの、如く差別なく用ひても差支へなしと思はれる云々」(註四)。

(註一) K. Elster : Die Seele des Geldes. S. 32. 邦譯、五〇—五二頁。F. Bendixen : Geld und Kapital. SS. 18-19.

(註二) K. Elster : a. a. O. S. 32. 邦譯、五一頁。

(註三) F. Bendixen : Geld und Kapital. S. 22.

(註四) Elster : a. a. O. S. 33. 邦譯、五一—五二頁。

此の點に關して、高田博士は移動的參與能力(註一)を以て貨幣を貨幣たらしむる根據であり、此の意味に於てそれを貨幣性と稱せられ、その支持者たる移動的參與手段を貨幣となすことに依つて兩概念の綜合を試みられる。併し乍ら參與能力は、博士自らの言葉に従へば、所詮ある種の權利であり、社會的能力に外ならない。従つてそれは抽象的な概念であつて、手段たる具體的な概念とは相容れざるものである。貨幣性と貨幣との間の關係を、博士が用ひられた比喻に従つて、「土地の上に打ち込める杭が其の土地の何人の所有に屬するかを示す標準となる」關係になぞらへたとしても、權利たる土地と權利の支持者たる杭とは飽くまでも別個のものである。従つて貨幣が「財流に對する參與能力の所在を示す杭」であり、「貨幣と貨幣性との關係は權利と權利の支持者との關係である」が、兩者の「相表裏する點に着眼して二者を峻別せざる立場に立てば、貨幣がかゝる參與能力である」(註二)と主張されても、それによつて兩概念の綜合は些かも完成に導かれ得るものではな

く、寧ろ其の反證が與へられてゐるに過ぎない。かくして指圖證券説に於ける貨幣概念は所詮二元論たるを免れ得ないのである。

(註一) 高田博士は參與能力の移動性を重視され、單に參與能力と云ふ代りに、移動的參與能力なる表現を用ひられる。蓋し博士の見解に従へば、參與能力とのみ云ふときには、一定の地位の故に生産物を享樂し得る特權はすべてその中に含まれ、従つて貨幣の内容を十分ならしめることを得ないからである(高田保馬博士、「前掲書」、四七頁)。貨幣の本質を以て參與能力となすならば、博士の見解は確に當を得たものであらう。而して博士は此の移動的參與能力をもつて抽象的意義に於ける貨幣と稱せられ、參與手段としての貨幣を具體的意義に於ける貨幣と稱せられる(高田保馬博士、「前掲書」、四七頁)。

(註二) 高田保馬、「前掲書」、四七—五三頁。

エルスターに於てはなほ其の上に、貨幣が一般的價值表示として、價值計算の單位であることは貨幣の機能としては理解せられず、抽象的價值單位もまた貨幣の一つの定義である(註)。かくして彼の貨幣概念が多元的であるとの非難は之を免れ得ない。かくの如く、指圖證券説に於て貨幣の概念が一元的に説明し得られず、二元的或は多元的であることはこの學説の理論的脆弱性を自ら證明するに外ならないものである。

(註) K. Elster: Die Seele der Geldes. SS. 88, 94-95. 邦譯、二二八、一三七一—一三八頁。

エルスターをも含めて指圖證券説に於ては具體的形象をはなれて貨幣を觀念し得なかつたのであるが、然るに抽象的計算單位としての貨幣の側面の強調が遂に貨幣の本質をもつて本來抽象的、觀念的なもの、具體的存在にあらざるものとなす觀念學説を成立せしめるに至つたことは、吾々の後に述ぶるところである。

吾々は以上に於て指圖證券説の一般的性格を明かにし、これに對して吾々の立場より一應の批判を與へ得

たと考へるのであるが、更に此の學説の代表者と目されるべきベンディクセン、エルスター及びシュムペーターの理論を各個に検討することによつて、晩近貨幣學界に於て最も有力なる此の學説の解説をより豊富ならしめようと思ふ。併し乍ら吾々は先づその前に、指圖證券説がその理論的基礎の多くのものを負ふてゐるところのクナップの「貨幣國家學説」(Statische Theorie des Geldes, 1905)に對して一瞥を與へることは、この學説の理解を援くる所以であらう。

ジムメルが貨幣の本質に關する諸見解に極めて效果的に影響を與へたるはクナップの國家理論のみであると述べてゐる如く、クナップの理論が素材價值なき貨幣こそ最も理想的なる貨幣と考へる名目主義學説一般に對して、従つてまた職能學説へも深き影響を與へたことは云ふまでもない。更にクナップの「國家學説」はかかるものとして寧ろ名目主義學説の冒頭に於て論ぜらるべきであつたであらう。たゞ吾々は彼の理論が指圖證券説にこそより深き且つ直接的な影響を、其れの理論的基礎を與へたるに顧みて、本節に於て之を採り上げたに外ならない。固より貨幣の指圖證券的見解はクナップ以前に於て既に萌芽的に展開されて居り、其故にクナップ自身「國家學説」の序文に於て、ジムメルに對するより以上にハインに對して「親密を感じる」(Statische Theorie des Geldes, Vorwort, VI. 宮田喜代藏譯、二頁)と述べてゐるが、彼はそれ迄に断片的に述べられ、或は萌芽的に止まつた名目的・指圖證券的見解をば法制的觀察に基づいて理論的に體系化したのである、アルトマンが「ハムマー(Hammer)、シルヴィオ・ゲゼル(Silvio Geesell)、マークス・マーク(Marks)及び殊にオットー・ハイン(Otto Heyn)等が暗示せること、價值の金による基礎附けの否定、因果的考察に代へるに目的論的考察を用ひる事、換言すればハムマー及びハイン等をして獨逸に於ける金本位とは云はしめずして、直接にマーク本位と云はしめたところの購買力或は支拂力による價值の基礎附け、これがクナップによつて結局靜態的或は國家的貨幣理論の雄動なる體系に推稿されたのである」(S. P. Altmann: Zur deutschen Geldlehre des 19 Jahrhunderts, S. 32. Die Entwicklung der deutschen Volkswirtschaftslehre in 19 Jahrhundert. Gustav Schmollers Festgabe.)¹⁾と述べてゐるは誠に正しき洞見と云ふべきである。

第二節 先驅としてのクナップ「貨幣國家學說」

クナップの「貨幣國家學說」は當時の貨幣學界に於てはまさに劃期的な大著であつた。彼自ら彼の主張が「恐らく試み得る最も大膽なるものであり、かくも徹底的に輿論に反對する主張は他に存在しない」(註一)と述べてゐる如く、彼の「貨幣國家學說」が公刊せられるや、それを續つて未曾有の論争を、一方には激烈なる反對を、然るに他方には極めて力強き共鳴を惹き起したのであつた(註二)。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, S. 45. 邦譯、七一頁。

(註二) H. Döring : Die Geldtheorien seit Knapp, S. 8.

彼の理論的建築は壯大にして且つ精緻である。名目理論は既に彼に於て完成された體系をもつと云ふことが出来るのであらう。論者はクナップが法制史的、法律的觀察から、貨幣を法律的範疇としてのみ捉へたる事實を指摘して、經濟的觀察に基づく補追の必要を力説し、或はクナップが貨幣問題より價值問題を排除することを非難する。併し乍ら吾々の後に述べる如くに、クナップの理論のうちには重要な經濟的問題が含まれてゐる事實を看過されてはならない。後半の非難に至つては全くクナップを理解せざるものである。若し名目論者にして貨幣の價值を云々せんとするならば、彼は必然に論理上の誤謬を犯さざるを得ないであらう。蓋し名目論者にあつては理論の透徹を維持せんとするならば、貨幣は如何なる意味に於ても價值對象ではあり得ない筈だからである。クナップはこのことを認識してゐたからこそ貨幣より價值問題を排除し、通用力・法律的通用

力のみを問題としたのである。ブツチェが主張し(註一)、また吾々の既に指摘して來た如く、貨幣に價值問題を否定する名目論者に於ては所詮貨幣を經濟的範疇としてではなく、純法律的範疇として把握し、貨幣の額面に表示されてゐる債務銷却手段として捉へると云ふ迷路が開かれてゐるのみと云ひ得るであらう。かくて名目論者は彼自身の意思にかゝはりなく、必然にクナップに回歸する。此の意味では、クナップの著書は「一の科學的發展の端緒を表示する」(註二)ものではなく、寧ろ「一の結論」を示してゐると云ふことが出来るであらう。

(註一) S. Budge : Vom theoretischen Nominalismus. 大藏省譯、一二頁。

(註二) F. Bendixen : Das Wesen des Geldes, S. 12.

クナップは歴史的觀察を重視する點に於て歴史學派と相接觸する。而して彼は法制史的・法律的觀察の下に、貨幣の本質を法制史の發展のうちにとつね、「貨幣國家學說」を樹立することによつて名目主義學說の理論的建築を成しとげたのである。彼自ら云へる如く、金屬主義的見解を國家學的見解によつて代位せんとするのが彼の理論の目的であつた(註)。

(註) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, Vorwort, W. 邦譯、序文、四頁。

クナップの「貨幣國家學說」は先づ次の如き命題を以つて始められてゐる。「貨幣は法制の創造物である。貨幣は歴史の經過に於て甚だ多様な形態をもつて現はれるが故に、貨幣の理論は唯法制史的たり得るのみ」(註一)。而して「國家學說」の理論的核心をなすものは、左右田博士の述べられた如く(註二)、其の冒頭に於ける命題「貨幣は法制の創造物」なりと云ふことと、「貨幣とは總べての表券的支拂手段(Chartale Zahlungs-

smittel) なり」(註三)と云ふ定義これである。價值問題はそれ故にクナップに於ては如何なる意味に於ても貨幣問題より排除される。唯だ貨幣の通用力、公布的 (proklamatorisch) 通用力のみがとり上げられるのである(註四)。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, S. 1. 邦譯、一頁。

(註二) 左右田喜一郎、「前掲書」、八一頁。

(註三) G. F. Knapp : a. a. O. S. 31. 邦譯、四八頁。

(註四) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 24-25. 邦譯、三八頁—三九頁。

さればこそベンディクセンは「クナップは正當にも所謂貨幣價值問題に少しも携はらなかつたのである。然るに世人は彼の立場を解せずして彼に不當にも其の怠慢を非難する」と述べ、クナップが貨幣價值の問題を取扱はなかつたとの非難に對して彼を辯護したのである(F. Bendixen : Geld und Kapital, S. 34.)。

ベンディクセンはクナップの體系に對して限りなき賛意を表し、貨幣理論はクナップの國家學說によつて初めて其の理論的基礎が與へられたと主張する。彼は云ふ。「クナップによつて吾々は初めて足の下に地面を得た如くに感ずる。彼の思想の構造は立派に建築法に適つて居り、それを構成する各部分は正しい關係を示してゐる。吾々は何が貨幣の本質であるかを知り、且つ如何に貨幣の多様な現象形態が自然に主要概念の下に結合せられてゐるかを見る」と(註一)。併し乍ら、彼はクナップが經濟社會を一つの法的結合體とみ、經濟的觀察を無視し、法律的觀察によつて貨幣の本質を露呈せんとした結果、クナップの「國家學說」は極めて法律的性質を帯びて居る點を指摘し、法律の食物をもつてしては明かに國民經濟の胃の腑を満足せしめること能はず

るが故に、クナップの説が補追を要することを認め、貨幣の經濟概念を強調し、法律的考察方法と共に經濟的考察方法の採用さるべきことを主張したのであつた(註二)。

(註一) F. Bendixen : Das Wesen des Geldes, SS. 11-12.

(註二) F. Bendixen : a. a. O. S. 12. ff.

リーフマンも亦クナップの勞作が「全く非經濟的な純法律學的構成」に外ならず、それは「正しい歴史的及び歸納的觀察の虚偽の確證であり、たゞ法律的にのみ基礎づけられた確證に過ぎない」と述べて居り(Lieftmann : Geld und Gold, 1916, SS. 25, 17.)。更にブッチェに從へば、「クナップを左右し、彼の念頭に浮かんだものは經濟理論ではなくして、全くかゝるものゝ否定であつた」(Budge : Lehre vom Geld, S. 69.)。

勿論クナップは「國家學說」の冒頭に貨幣は法制の創造物にして、貨幣理論はたゞ法制史的たり得たるのみと云へる如く、専ら國家學的・法律學的立場から貨幣理論を建築せんとしたことは論争の餘地なきところである。それは彼自ら「國家學說」の第二版に於て、同書が貨幣の本質に關する行政法上の論述に外ならざることさらに國家的觀察と並行して經濟的觀察を下したるはフリードリッヒ・ベンディクセンをもつて嚆矢とする旨を述べてゐる點に徴しても明かであらう(註)。併し乍ら、このことを以つて直ちにクナップの「貨幣國家學說」が純法律的・法制史的學說に過ぎずして、何等經濟的學說ではない、と云ふことは許されないのであらう。彼の學說に於て法的秩序や國家の強調が前面に出てゐるとは云へ、それが一つの名目主義貨幣學說として經濟問題の重要性を含むことを否定すべきではなからう。それ故にこそ貨幣國家學說も亦理論經濟學の研究領域に屬してゐるのである。

(註) Knapp : Staatliche Theorie des Geldes. SS. 434, 435, 446.

エルスターは正當にもクナップの「國家學說」を以て専ら法制史的理論なりとなす見解に反對して次の如く強調する。「併し乍ら、今日に於ては余は、若し國家學說が經濟的學說によつて補はれんことを欲するものあらば之決して國家學說に對して充分正當なる批判を與へたものと云ふことは出來ないと信ずる。勿論、余は國家學說が經濟的方面の補充を全く必要としないものであると主張するのではない。之は確かに必要なことである。併しながら、國家學說と經濟とは決して相對立するものではない。國家學說と雖も、其の内容に於ては經濟的觀察を有する事決して尠くないのである（此の事は國家學說が貨幣の素材に對して價值を認むる金屬主義學說と相容れざる事實に徴しても明なのである）。たゞ國家學說は貨幣問題に關して論ぜらるべき總ての問題を盡したるものとは云ひ得ないのであつて、吾人が要求するところは、クナップが論じ残したる又は論ぜんとつとめたるに止る種々の經濟上の問題を考察し、以て國家學說を組織的に完成することである」。「要するに、國家學說も亦一つの經濟的貨幣論である、國家學說の出發點であり、其の貨幣觀念の基礎をなす支拂及び支拂要具の概念も（國家が法規を以つて支拂機關を左右すると云ふ事實に拘はらず）法律學上の内容を有するのみならず、又最高度の經濟上の問題である」(註)。

(註) K. Elster : Die Seele des Geldes. SS. 1, 2, 3. 邦譯、一—四頁。

此の點「國家學說」の經濟的補足を強調せるベンディクセン自身も亦、クナップが行政法上の論述にのみ終始してゐるものではなく、たとへば理論的、獨斷的性質を極めて多分にもつてゐるとは云へ、クナップの價值單位の名目性の主張は問題の經濟的側面、即ち所謂貨幣價值なる問題に對して深刻なる意義を有してゐるものなることを正しく指

摘してゐる。F. Bendixen : Geld und Kapital. S. 47。

クナップが經濟的貨幣理論の中心課題たる貨幣の價值問題を論及せず、専ら貨幣の法律的運用を問題としてゐる點を指摘して、クナップの國家學說が經濟理論の範疇に屬せざるものとなす論者がある。吾々はかゝる論者に對しては、こゝではたゞミーゼスの次の言葉を引用してをかう（此の問題は後に適當なる場所に於て再びとりあげられるであらう）。「こゝでは貨幣の價值に關する學說は無意識的に開拓されてゐる。それは公然と叙述されてはゐない。また考へ抜かれてゐない。何故ならば、若しそれを徹底的に最後まで考へ抜くときは、結果に於て内部的矛盾を意味するに至るから」(註)。

(註) L. Mises : Theorie des Geldes und der Umlaufmittel. 1924. S. 200.

クナップに於ては社會とは法律制度、法的關係と同義である。それ故に貨幣は經濟的範疇としてではなく、法律的範疇として捉へられる。即ち彼は一國の法律制度の中に其の出發點を求め、貨幣の社會性をば支拂を規律する法規の分析によつて明らかにせんとしたのである。それ故に彼は貨幣と非貨幣との分岐點を國法上の公布ありや否やに求めるに至つたのであるが、このことは左右田博士の指摘せられる如く、殊に國際關係を考慮するとき直ちに支持し難き見解なることが明かとなるであらう。こゝには便宜上博士の批判を借用しよう。「貨幣の概念を單に法律的側面より定義し得るに止るとなす所説は——と博士は書れる——疑ひもなく國民經濟に於ける商業の概念を、或はまた——クナップの唱ふるが如く、經濟現象を『國家科學の一分岐』として把握せんとする場合には、國家科學一般に於ける商業の概念を單に（獨逸）商法典に於ける定義により規定し得

べしとなす考へと一致するであらう。貨幣には國境なしとの命題が確認せられる。特定の一對象が貨幣の概念を實現して貨幣となる場合、貨幣の流通範圍を一國法制的領域に限定することは論理上不當である。一國の政治上及び法制上の限界は特定現象が貨幣なりや否やを決定する爲めの標準ではない(註)。

更に左右田博士はクナップが生活の法律的側面を固執せるを排して、法律生活と經濟生活との聯關を説かれ、兩者は分離せられた二つの獨立の生活ではなく、統一的社會生活の互に制約する二つの相異の層であり、對象が貨幣として用ひられたる範圍は法律上承諾せられた貨幣の範圍より時に廣く、時に狭きものであること、加之貨幣の唯一の標識として單に國庫通用力又は強制通用力のみを思ふ者は價值論の研究に於て誤謬を犯すに至るべきことを洞察されてゐる(左右田博士「前掲書」八二、八五頁)。併し乍ら博士が「經濟的基礎と法律的上層建築」に關する思想を以つて誤謬なりとせられ、貨幣の現在の狀態は法律的影響を度外視して之れを考ふるを得ず、法律は貨幣が主觀的價値の客觀的表彰となる過程を常に促進したと主張せられることは(左右田博士「前掲書」、八二―八三頁)、とりもなほさず國家の貨幣創造の行爲を承諾せられたことに外ならず、従つてそれは貨幣と非貨幣との區別を法規範のうち求めんとするクナップの思想に對する博士自身の批判的見地を自ら否定し去ることではなければならない。蓋し博士に於てはかかるものとして貨幣は何んら象徴ではなく、それ自體純粹性を有するものであるから。只だ兩者の異なる點はクナップが専ら法律的結合體たる支拂社會を問題とせるに對して、左右田博士に於ては評價社會なる概念が導入せられてゐるのみ。單に形式上の差異に過ぎない。併し乍ら法律は何物をも創造し得ず、唯だ既存の事實を確認し得るのみ。別言するならば、法律はア・ブリオリなる自然法にはあらずして、ア・ボステリオリの規範である。故に規範の存在するが爲めには既にそれに對應する事實の存在を前提せねばならない。現實の客觀的事實の内容を有せざる規範は何等の意味をもち得るものではなく、またかかる規範の存在は之を考ふることを得ない。さればこそ博士自身も亦特定の意味に於ける——かかる限定が何を意味するかは吾々の解し得ざるところである——社會生活の根基が法律生活ではなくして、經濟生活であることを認めざるを得なかつたのであらう(左右田博士「前掲書」、八三頁)。

法律生活と經濟生活との聯關の問題並びに法規範と貨幣との關係に就て、高垣博士は正しく次の如く述べて居られる。

「今、經濟生活と法律生活と、經濟的事實と法律的事實との關係を考ふるに、前者は生活の基礎的事實に關し、生理的存在と截離することを得ざる本源的なるものなれども、後者はより良き生活を營まんが爲めに前者の上に造られたる規範的生活にして、謂はゞ前者の上に築かれたる上層建築である。吾等は經濟することなくして生くるを得ざれども、法制なくして生くる事必ずしも不可能ではない。唯その生活の不秩序、亂雜に流るゝ虞あるのみである。従つて前者は人間生活の基礎的事實に關し、後者は附隨的事實なりと考へ得るであらう。若し夫れ、法制なる意義を廣く解して凡そ秩序の存する所法制あり、人間生活の在る所秩序ありとせばとにかく、國家生活と結付けて考へられたる法制は右の如く考へるを至當とする」。従つて「貨幣は法制的所産たる前に經濟的生成たり、本來經濟的事實たる貨幣に秩序を保つ爲めに、後に國家法制の參與したるに外ならぬ」(高垣寅次郎、「貨幣の本質」、六六、六七頁)。

かくて博士はクナップの法制的貨幣理論を批判せられると共に、貨幣の一般的理論は國家的學說を基礎とし、經濟的研究により補足することに依つて完全を得るに至るべしとなすベンディクセンの見解をもつて「本末を轉倒したる見解に外ならぬ」と批判せられる(高垣寅次郎、「前掲書」、六七頁)。

(註) 左右田喜一郎、「前掲書」、八六、八七―八八頁。

クナップは支拂社會なる概念より、支拂なる概念を導出し、それよりして支拂手段(Lytron = Zahlungsmittel)なる概念を抽出するのであるが、歴史的には一定の素材が支拂要件に發達して來た事實を承認する。併し乍ら、彼は貨幣が「流通的充用」(Zirkulatorische Verwendung)に於ては「素材の品質及び分量は無關係」であり、それ故に貨幣は其の限りに於て、發達の過程に於て「他の素材」が「最初の素材」に代位し得るに至ると云ふことから、直ちに支拂要件が素材の品位より解放され得るものであるとの結論を導き出すのである(註一)。而してクナップに於て此の社會が支拂社會であり、法的結合體であると看做されるが故に、交換關係は債務辨濟的な即ち法律的な關係とみなされ(註二)、従つてまた貨幣は交換行爲に於ける商品價値の等價物とし

ては、たゞ債務辨濟の手段としてのみ現はれる。茲に於て貨幣は必然に債務關係の辨濟方法を規定するところの國家と結びついた觀念的な、名目的なものと看做されざるを得ない。さればワーゲマンはクナップの直接の先驅を本位貨幣理論に求めると共に、貨幣債務の本質に關する法理論のうち求めたのであつた(註三)。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, S. 20, 36. 邦譯、「前掲書」三二、五七頁。

(註二) G. F. Knapp : a. a. O. S. 39. 邦譯、「前掲書」六一、六二頁。

(註三) E. Wagemann : Allgemeine Geldlehre, S. 39.

貨幣債務の名目性の問題に就いては、遠く、商品として一定せる鑄貨又は實體として殆んど特定物でなく、寧ろ數量を對象にもつと云ふことを以つて貨幣債務の本質とみたローマ法によつて、基礎づけられてゐるのであるが、かゝる見解は又もつてクナップの出發點となすところであると云ひ得られよう。

かくの如くにしてクナップに於ては貨幣債務は何んら實質的な債務 (Realschuld) でなく、單に名目的な債務 (Nominalische Schuld) である。彼に従へば勿論素材測定制 (Authyismus) の維持せらるゝ限りは、支拂手段債務 (Lytrische Schulden) は債務者の給付すべき義務を負へる素材が常に指名せられるが故に實質債務である(註一)。併し乍ら國家は「支拂手段に關しては時々之を變更するであらうことを言明し、或ひは寧ろかく言明せずして單に之を實行する」。従つて國家の立場より考察するときは、支拂手段債務は其の時々支拂手段を以つて支拂はるべき債務であり、「國家は支拂手段債務をもつて、債務の設立當時行使せられてゐた素材の意味に於ける實質債務とは解せず、償却の時行使せられてゐる支拂素材をもつて償却し得る名目債務

なりとみてゐる」。國家は單に古き債務相互の間に於ける相對的の大きさを承認するに過ぎない。「それ故に法制史的に考察すれば、支拂手段債務は常に名目債務である。換言すればそれは最初設定當時に於ける支拂手段單位に關係をもつてゐることは勿論であるが、併し支拂手段の變更せられるに當つては、常に附加せられる規則に従つて新しい支拂手段單位の債務に變更せられる。されば支拂手段債務は古い支拂に繋つて存するのではなくて、古き價值單位と新しい價值單位との間に設けられた後進的接續 (Rekurruenter Anschluss) に依屬する」(註二)。

勿論國家はその絶對的なる權威に基づいて支拂手段債務を名目債務となすことが出来、事實上またそれを實行して來た。併しながら國家がかゝる行爲を強行することは、たとへ止むを得ざるに出づるにしても、正當なる行爲とは云ひ得ない。國家は確かに罪を犯せる者に無罪を宣告することは出来る。併し乍らその者の犯せる罪自體は之を消し去ることは決して出来ない。

更らに國家が支拂手段を變更するに當つて、クナップ自身の認めてゐる如く、先行の「價值單位」に對して新なる「價值單位」の後進的接續を必要とすると云ふことは何を意味するものであらうか。それは市場が自らの爲めに「價值單位」の連續性を要求するからに外ならない。よし國家がその欲するところに従つてその變更を斷行したとしても、市場はやがて必ずや二つの間の平價を自らの爲めに設定するであらう。このことはとりもなほさず國家と雖も決して貨幣を創造し得るものではないと云ふことを意味してゐるのである。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, S. 10. 邦譯、「前掲書」一五頁。

(註二) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 11-13. 「前掲書」一八一-二〇頁。

而して此の債務の名目性及び價值單位の名目性が、クナップに従へば、貨幣の成立に對する必要な前提なの

である。それ故に貨幣はクナップに於ては素材的な支拂要具ではあり得ず、従つてまた素材測定に於ける素材的支拂手段は貨幣ではなす(註一)。貨幣は公布的通用力を與へられたところの、換言すれば支拂表號(Zahlungsmarke)即ち支拂手段として役立つ表號(Mark)もつ表券的支拂手段である(註二)。而して此の支拂表號はクナップに從へば法制の規定するところであり、國家の權威的行爲であるが故に(註三)、貨幣は國家學說の冒頭に述べられた如く、法制の創造物に外ならないと考へられるのである。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes. SS. 15. 21. 邦譯「前掲書」、二四、三三頁。

(註二) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 30-31. 邦譯「前掲書」、四〇、四七—四八頁。

(註三) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 26-27. 邦譯「前掲書」、四一—四二頁。

かくの如くクナップに於ては、貨幣の精神は板片の素材のうちに存するのではなくて、其の使用を規定する法則のうちに宿れるものである」が故に、表券的支拂手段はそれ自身純粹性を有し、何んら象徴的な支拂手段ではない。眞實の貨幣は寧ろ之を國家紙幣のうちのみ見出さるべきである。即ち「此の最も疑懼すべき貨幣『墮落』(Entartung)たる紙幣のうちこそ貨幣の組織を啓くべき秘鍵が藏されてゐるのである」(註四)。

(註四) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes. SS. 2. 27. 邦譯「前掲書」、二四三頁。

而して貨幣の此の表券性はクナップに從へば實質的支拂手段の存在と何んら矛盾するものではない。表券的箇片はやはり素材發生的(hyogenisch)たることも出来る。それ故に「表券性の意味を解したるものは自己發生的(auto-genisch)支拂手段のみならず、素材發生的支拂手段をも容易に理解し得るのである」(註五)。然るに金屬理論は紙幣又は價值不足の貨幣を説明し得ないとクナップは考へる。かくして彼は金屬理論に對する

表券理論の優越を主張する。「價值不足の貨幣に對しては如何なる金屬主義學說も不充分である。之れに反して、表券説は價值充足の貨幣及び價值不足の貨幣を共に説明し得る。この理論は何ごとをも勸告しないから完全に無害であり、同時にそは一切を説明するから完璧である」と(註六)。クナップは紙幣が貨幣發展の自然的な結果であること、紙幣が金から分離するのは實際は紙幣の金からの完全な解放ではないと云ふこと、而してまた紙幣の特殊な流通法則はその金に對する關係からのみ、それが金の代表證券であると云ふことからのみ生ずるのであると云ふことを理解し得ないのである。吾々の感性に直接與へられた現象の表面にのみ固執し、その背後に透徹することなく、貨幣の理論をただ法制史のうちからのみ導出せんとする彼にとつては、それは非もなきことであらう。

(註五) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes. SS. 29-30. 邦譯「前掲書」、四五—四七頁。

(註六) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 33. 44. 邦譯「前掲書」、四七、六八—六九頁。

以上に於て吾々はクナップの法制史的貨幣理論の基礎的前提と全體的構造とに對して總括的觀察を與へたのであるが、いまやさらに彼の理論の核心に一步を踏み入るべき時であらう。

貨幣は既に述べた如くクナップに於ては權威的に價值單位に於ける一定の通用力を附與せられた表彰箇片であり、表券的支拂手段である。而して貨幣の表券性は國家が原則として支拂手段の變更をなすことの可能なることを宣言することに存してゐる。詳言するならば「國家が法の監督者として彼れ是れの理由より支拂手段たるの性質は一定の記號を有する箇片それ自身に附着せるものにして箇片の素材に固着せるにあらざること宣言

言し、かくて國家は此の實相を創造し、其の裁判主權 (Gerichtsherrlichkeit) の力によつて之を維持する」ことによつて成立する(註一)。さればクナップの貨幣概念のうちには二つの要素が含まれてゐる。一は貨幣が支拂手段として具體的形象を有してゐることであり、他はそれが抽象的な價值單位を表示してゐると云ふことである。ここに吾々はブツヂェの言葉を借りるならば「クナップに於ても亦周知のかの概念の二元論に對してゐる」(註二)と云ふ事實を看取し得るのである。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, SS. 15, 32. 邦譯「前掲書」二二、四九—五〇頁。
(註二) S. Budge : Lehre vom Geld, SS. 64-65.

吾々は先づクナップの貨幣概念構成の一の要素たる支拂手段概念の分析より始めよう。支拂手段概念の意義は彼に於ては貨幣のそれよりも廣い。一切の貨幣は支拂手段であるが、それは支拂手段の一特殊なる場合に過ぎない。換言すれば支拂手段は貨幣の概念が從屬してゐる上位概念である(註一)。而して歴史的には支拂手段は交換財より發生した。總ての財が一定の財量、例へば一定量の銀と交換せられると云ふことが社會的に承認されるに至れば、此の交換財は一般的な交換財となる。此の社會的に承認せられた一般的な交換財は常に疑ひもなく支拂手段であり、従つて支拂手段の概念に必然的な聯關をもつてゐる。併し乍らこのことは支拂手段が常に必ず交換財でなければならぬと云ふことを意味するものではない。社會的に承認せられた交換財は單に支拂手段の一例に過ぎぬ。従つて支拂手段の定義ではなくして、ただ一つの特種な場合、而も觀念し得る最も簡單な場合たるに過ぎない。蓋し實質的満足 (Reale Befriedigung) の可能性は一財が社會的交換財たる地位を贏

ち得る爲めの必須的條件であるとは云へ、支拂手段たるの性質を喚起するものは實質的満足ではなくて、流通的満足 (Zirkulatorische Befriedigung) であり、流通的充用性であるからである」(註二)。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, S. 2. 邦譯「前掲書」三頁。

(註二) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 2-6. 邦譯「前掲書」三一—九頁。

ところで此の流通的充用性は彼に従へば法律生活の一現象に外ならない。従つて金屬秤量制 (Autometalismus) も亦既に支拂手段の法律上の組織と考へられる(註一)。併し乍らこれは彼が債務の名目性及び價值單位の名目性が貨幣成立の必要な前提であり、貨幣は素材測定に於ける素材的な支拂手段ではないと主張してゐる(註二)ことと明らかに矛盾する。且つまた金屬秤量制に於ける支拂手段が法的秩序の現象であり、價值單位の名目性がたとへばここでは意識に上らず、「觀念することさへ困難」であるとしても、理論的には存在してゐるならば(註二)、而してその名目性は國家によつて規定されてゐるものであるとすれば、この支拂手段は如何なる點に於て票券的支拂手段、即ち貨幣と異つてゐるのであらうか。吾々の理解し得ざるところである。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, SS. 5, 15. 邦譯「前掲書」八、二四頁。

(註二) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 6-8. 邦譯「前掲書」一〇—一三頁。

とまれ、クナップに於ては實質的充用性ではなくて、流通的充用性が支拂手段の定義に必然的に聯關する。かくて支拂手段とは「何時にても流通に用ひ得べき可動的物體」と定義される(註一)。然らば「流通に用ひ得べき」とは何を意味するのか。それは彼に於ては支拂手段として使用されると云ふことに過ぎない。明らかに

同義反覆である。併し乍ら此の點はクナップ自らも気づいてゐたものの如くである。それ故に彼は「支拂手段なる語の眞の定義を與へることは至難であらう」(註二)と斷つてゐる。このことはまさに貨幣の本質を商品性のうちに看取せず、支拂手段職能をば貨幣の諸職能のうちの一分岐規定として理解しなかつたクナップの論理的歸結に外ならない。而して彼が貨幣の本質を商品性のうちにはなく、支拂手段としての規定のうちに悟らざるを得なかつた所以のものは、彼が其の出發點を法律的結合體たる支拂社會に求めたと云ふことである。蓋しかくは商品の交換關係は債務償却の關係、支拂關係として現はれざるを得ないからである(註三)。併し乍ら債務關係が現はれるのは經濟取引の結果、即ち商品運動の結果に外ならないのではなからうか。クナップに於ては支拂の本質をなすものは請求權の法律的移轉ではなくて、實は物の物理的轉與であることが看過されてゐるのである。尤も逆説的に云へば、そのことはクナップに取つて必要なことであつた。何故なら實在的な價值單位を名目的なそれによつて取つて代らせる爲めには、交換關係を債務關係、支拂關係の背後に人目につかぬ様に隠蔽することが必要であつたから。

(註一) G. F. Knapp: Staatliche Theorie des Geldes, S. 6. 邦譯「前掲書」九頁。

(註二) G. F. Knapp: a. a. O. S. 6. 邦譯「前掲書」九頁。

(註三) 此の點について、左右田博士は特殊な立場から次の如き興味ある批判を與へられてゐる。「法律的考察に於ては支拂手段としての貨幣の活動が貨幣の概念を定義する爲めの殆んど唯一のものである。……貨幣の經濟現象は法律學者にとつては一ケの夫れ自身完了せる行爲であり、其の一方の目的物として必ず貨幣が立つのである。貨幣は經濟的意義に於ては一ケの手段であるが、法律的意義に於ては夫れ自身一ケの目的物である。此の貨幣を與へ又は受

くる行爲は更に他を顧みざる夫れ自身完了せる一ケの行爲である。……貨幣現象は法律的意義に於ては其の根柢を目的行動に置くものであり、従つて何等それ以上の條件を要せざるものである。是れ法學者が手段としての交換手段に關する研究を度外視して、目的行動としての支拂手段を考察の對象とする所以である。……國家が本位、價值單位及び鑄貨制度に關する最高權を有して之を行使し得る限り、及び全經濟行爲が貨幣關係に還元せらるゝを常とする限り、算定せられたる支拂義務が如何にして又何によつて免除せらるゝかを確定することは絶対に必要である。かくて多くの學者は當然「貨幣」をもつて「法制上の支拂手段」なりと主張する。併し經濟的には這般の關係はその趣きを異にするものである」(左右田博士、「前掲書」五七—九九頁)。左右田博士の此の批判は、而して此の批判に關する限りに於ては、まことに正論を得たるものと云ふべきである。

支拂手段は更にまたクナップに従へば、「法制が價值單位の保持者 (Trägerin von Wertinheit) として考へるところの動かし得るものである」と定義される(註一)。然らば價值單位とは何か。それは彼に従へば、「支拂の分量を表示する單位である」(註二)。而して價值單位の支拂能力は支拂社會の法律制度によつて定められ、支拂手段の作られる素材とは何等共通のものを有つてゐるのではない(註三)。されば、金屬論者の主張する如く、マルクをもつて一封の $\frac{1}{1395}$ の純金であるとなすが如きは誤りである。たとへ秤量的貨幣制度——即ち支拂手段として金屬が機能するが如き支拂取引の制度——が行はれてゐるとしても、價值單位をもつて一定の金屬量と考へるのは誤謬たるを免れない。價值單位は法規に従ふところの歴史的に定められた概念である(註四)。マルクなる價值單位の定義は次の如くである。即ち一マルクは先行したる價值單位ターレルの三分の一であり、それは金屬的でなくして名稱として定められたものである。併し乍ら吾々はこれによつて價值單位の概念が幾らかでも明らかにされたであらうか。價值單位とは支拂能力をもつ單位である。ところで支拂能力

とは價值單位に屬する能力である。これでは體系の最も重要な概念を規定する代りに、單に同義反覆がなされてゐるに過ぎない。ただ一つのことだけが、即ちクナップは價值單位が實體的なものではなくて、名目的なものであると云ひ度いのだと云ふことだけは明らかである。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, S. 6. 邦譯「前掲書」一〇頁。

(註二) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 6-7. 邦譯「前掲書」一〇頁。

(註三) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 7-9, 12-13, 17. 邦譯「前掲書」一〇、一四、一九—二〇、二七頁。

クナップは歴史的には價值單位が實體的なものであつたと云ふことを認めてはゐた(註一)。併し乍ら彼は社會的意識形態としての計算貨幣の成立を理解し得なかつた。従つてまたその成立の論理的過程を理論的に説明することが出来なかつた、そこで彼は問題を論理の平盤から歴史の平盤に移し、債務の名目性と鑄貨の磨滅性から之を論證せんとしたのである。「價值單位の名目性は理論の問題でなく、實際の事實として認めなければならぬ」(註二)と。それ故に價值單位の名目性は、クナップに於ては、國家の創造するところと考へられるのである(註三)。併し乍らこのことは彼が他の個所で「價值單位の名目性は支拂手段の變更の起らない時期に於ては、唯だ人の注意を惹かなかつたと云ふに過ぎない」と云つてゐる(註四)ことと矛盾するのではなからうか。此の點について吾々は寧ろクナップに反して、實體的價值單位の存在を如何なる時代にも認めず、價值單位は總て名目的なものであると主張せるエルスターに論理の一貫性をみるのである(註五)。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, SS. 4-45. 邦譯「前掲書」六九—七〇頁。

(註二) G. F. Knapp : a. a. O. S. 31. 邦譯「前掲書」四九頁。

(註三) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 51, 31. 邦譯「前掲書」二四頁、四九頁。

(註四) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 15, 16. 邦譯「前掲書」二四頁。

(註五) K. Elster : Die Seele des Geldes, S. 193. 邦譯「貨幣原論」二八二頁以下。

クナップの此の抽象的單位論の謬想は商品の價值が價格に於て單に觀念的に貨幣に轉化せられ、其の限りに於ては貨幣は觀念的な計算單位となると云ふこと、換言すれば貨幣は價值尺度としての機能に於ては純粹に觀念的なものであり、従つて社會意識形態としての計算貨幣がここから必然に成立すると云ふこと、而してまた貨幣は流通手段としての規定に於てはそれ自身價值物たるを要せざるが故に、無價值なる紙券に對して此の機能を代位し得ると云ふこと、最後に物の名稱は必ずしもその本質と何んら共通なものをもつては居ず、貨幣名を負擔せる實體は脱落しても依然として其の名稱が用ひられて居り、慣用的の名稱たる磅や馬克自體は貨幣素材に何んらの關係をもつてゐない形になつてゐると云ふ場合が少くないと云ふ事情に基因してゐるもの如くである。かくてクナップは國家により貨幣標準の任意的な制定がなされること、慣用的な名稱が貨幣の構成素材例へば金の合法的な貨幣名となること、及び貨幣標準の一定の計算上の名稱と金の重量が分割されることを以つて、貨幣創造の行爲及び支拂能力の制定として理解するに至つたのである。

既に指摘せる如く、クナップに於ては何んらかの素材それ自身が支拂手段たる間は未だ貨幣は存在しない。貨幣は權威的に價值單位に於ける一定の通用力を賦與された表彰個片であり、表券的支拂手段である。其の論理的必然として、彼にあつては貨幣の概念は貨幣素材の品質とは何んら關するところがない。即ち貨幣がそれ

自身では殆んど無價値な紙片によつて造られてゐるか、或はまた高價な貴金屬によつて造られてゐるかは無關係なことである。ただそれが支拂表號(Zahlmarke)、換言すれば手段として役立つ表號(Marke)を、法制が正確に規定するところの記號をもつてゐると云ふことだけが重要なのである(註一)。彼は此の表號の意味を次の如き例をもつて説明してゐる。「我々が劇場に入つて外套を預ければ、それと引換へに記號、例へば數字を記載した一定の形態をもつてゐる銅札を受取る。これには其の外別に何も記載されてゐない。併し此の「合札」(Marke)は法律上の意義をもつてゐる、それは渡した外套の返還を要求すべきことに對する證據である」(註二)。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, SS. 26-27. 邦譯「前掲書」四〇—四二頁。

(註二) G. F. Knapp : a. a. O. SS. 25-26. 邦譯「前掲書」四〇頁。

こゝに吾々はクナップが商品生産社會を意識的に組織された經濟と混同してゐることを容易に看取し得るであらう。劇場に於ける外套の保管は意識的に組織された事態である。外套を渡した人に渡される番號札は此の計畫的、意識的な組織と直接的に結びついてゐる。併し乍ら資本制經濟社會はかゝる組織的な社會ではない。それは個人主義的の原則に基づいて、私的所有と分業的の生産とが行はれてゐるところの非組織的な經濟であり、貨幣はかゝる本源的な特殊な生産方法に基づく必然的成果である。従つて貨幣を單なる「表號」として劇場の外套保管所の合札の如きものとみるのは、貨幣が資本制社會の特殊な生産構造と必然的に結びついてゐるものであることを看過するものに外ならない。かゝる見解はまた吾々の既に指摘せる如く指摘證券論者のそれであ

つた。

かくしてクナップに於ては貴金屬貨幣がではなくて、公布の通用力を賦與せられた紙幣が寧ろ眞の貨幣として現はれる。それ故に價値問題は貨幣論より排除されざるを得ない。「一物の價値とは常に支拂手段價値(Lyrischer Wert)換言すれば一般的となつた交換手段との比較によつて生ずる價値を意味するものである」。従つて「此の意味に於ては交換手段それ自身の價値を云々することは出來ない」。單にそれ自身交換手段にあらざる財のみが支拂手段價値を有つてゐると云ひ得るのみであると云ふ(註一)。彼は「國家學說」初版刊行の翌年に發表せる「貨幣國家學說の解釋」(Erläuterungen zur staatlichen Theorie des Geldes. Aus Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. Bd. X X X. 1836. Einführung. SS. 243-255.)なる論文に於て明確に價値の概念を貨幣理論の範圍より驅逐して居り、更に國家學說の第二版以後に附加せられた「貨幣價値及び價格に關する理解に資する爲めに」と云ふ最後の一節により之を明瞭に説いてゐる。クナップに取つては貨幣の公布の通用力のみが問題なのである。而してそれは、エルスターの云へる如く、嚴格に法律的な概念である。それは法律によつて決定せられる。それ故に貨幣の通用力は經濟現象たる購買力とは共通な何ものをもつてゐない(註二)。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, SS. 7-8. 邦譯「前掲書」一二頁。

(註二) K. Elster : Die Seele des Geldes, SS. 209-210. 邦譯「前掲書」三〇六、三〇七頁。

ところで、國家が貨幣に對して此の公布による通用力を賦與し、各人がそれに基づいて法律上有效に支拂ふ

この可能性は、彼に従へば、各人の取引上——これはまた彼に従へば法律的な事象に外ならない（青木註）——に於ける兩面的地位（Amphitropischer Stellung im Verkehr）、換言すればひとが多くの方角に於て債権者であり、且つ同時に多くの方向に於て債務者であると云ふ事實に基づく（註二）。而して經濟取引に於ける自己の地位を一面的に（monotropisch）、而も常に變らざる債権者として考察し、彼の地位の兩面性を考察せざる誤謬が不換紙幣に對するかの非難を惹起すると云ふのである（註三）。クナップのかゝる見解は彼の現代社會の組織性によつて裏づけられるのであるが、更に此の現代社會の組織性の認識は振替決済の存在によつて強められてゐるのを見る。

（註一） G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, SS. 38-39. 邦譯「前掲書」六〇—六一頁。

（註二） G. F. Knapp : a. a. O. S. 39. 邦譯「前掲書」六一頁。

シンゲル (K. Singel) カウラ (R. Kaula) 等の貨幣に關する Kompensationstheorie はクナップのかゝる見解を祖述展開せるものとみられる（友岡久雄「クナップ、ヘンディクセン、エルスターの貨幣理論（一）」、「法政大學五十周年記念論文集」二八一頁）。

クナップは振替決済の存在に直面し、而してそこでは何等可動の物體を轉與することなくして支拂の行はれてゐる事實を觀察して、そこから「吾人が支拂と稱する手段は一つの團體 (Gemeinschaft) を前提としてゐる」と云ふ理論を抽出して來るのである。此の場合の團體が國家であるか、私的な團體、例へば銀行と其の顧客との形成してゐる團體であるかは問題ではない。クナップに従へば、國家は公的支拂團體を形成するとは云へ（註一）、單に最も普通の、最も古い支拂團體 (Zahlungsgemeinschaft) に過ぎず、それは唯一の支拂團體ではない。

銀行も亦其の顧客との間に私的支拂團體を構成する（註二）。凡そ支拂團體は共通の根本的特徴として「支拂の種類及び方法を法律上整理する勢力」が存在し、それが統治的指導の中心點を構成すると云ふことが必要である。即ち所謂「中央局」(Zentralstelle) の存在が總ての支拂團體の共通なる特徴である。「國家の貨幣に於ては、それは國權であり、私的支拂制度に於ては、それは例へば銀行である」（註三）。かくてクナップはそこから更に次の如き包括的な支拂の定義を導出する。即ち「必ずしも個片の有體的讓渡を必要としない。價値單位に於ける反對請求權、而も中央局に對する反對請求權の法律的讓渡を以つて足る」と（註四）。蓋し支拂は常に中央局の一定の協同を俟つて行はれる。要言すれば中心協同的 (metazentrisch) に起るからである。さればクナップに於ては「支拂の實行の事由は規律された現象でなければならぬ」（註五）。

（註一） G. F. Kna, p : Staatliche Theorie des Geldes, S. 38. 邦譯「前掲書」二二二頁。

（註二） G. F. Knapp : a. a. O. S. 120. 邦譯「前掲書」一八四頁。

（註三） G. F. Knapp : a. a. O. S. 138. 邦譯「前掲書」二二二頁。

かくして銀行券と國家紙幣との差異はクナップにあつては何んら本質的のものではなく、單に形式的、外見的なそれに過ぎない。即ち銀行券も亦一つの表券的支拂手段であり、それは「謂はば私的團體の貨幣として解釋するも何ん等妨げない」のであつて、國家紙幣との差異は唯だ前者が私的支拂團體を構成する銀行の發行にかゝるに反し、後者は公的支拂團體たる國家が發行すると云ふことに存するのみ（G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, SS. 117-121. 邦譯「一八〇—一八六頁」）。

（註四） G. F. Knapp : a. a. O. S. 138. 邦譯「前掲書」二二二頁。

（註五） G. F. Knapp : a. a. O. SS. 38, 138. 邦譯「前掲書」五九、二二二頁。

此の中心協同的支拂はクナップに従へば總ての支拂團體に於ける普遍的現象である。然るに有體的な引渡は

それが素材の引渡したると表券個片の引渡したるとを問はず、單に中心協同的支拂の特殊な場合に過ぎず、決して總べての支拂の普遍的要求ではない。かくして支拂手段の概念は擴大せられ、振替勘定も亦可能なる支拂手段として認められるに至る。彼は云ふ。「此處に尙——若し此の表現が許されるならば——振替支拂手段(Girales Zahlungsmittel)が附加せられる」(註一)。こゝに吾々は彼の見解の觀念學說への聯關を看取すべきである。それはリーフマンやホートレー等によつてさらに發展せしめられたところである。併しながらクナップに於ては此の振替勘定は、ベンディクセンやエルスター、ワーゲマン其他の名目論者によつてなされてゐるところとは異り、之を貨幣概念のうちに入れてはゐない。彼は之を、貨幣を充用せざる支拂となしてゐる。彼は貨幣の價值單位の名目性を強調したとは云へ、なほ具體的形象をはなれて貨幣を觀念し得なかつたのである(註二)。

(註一) G. F. Knapp : Staatliche Theorie des Geldes, S. 139. 邦譯「前掲書」二二二—二二三頁。

(註二) G. F. Knapp : a. a. O. S. 142. 邦譯「前掲書」二二七頁。

かくしてクナップの貨幣理論の全體系の基柢をなすものは、法的結合體たる支拂團體の理論であり、「その内部の請求權及び反對請求權の均衡及び補償の思想」に基づいて、「支拂手段に於ける價值單位の名目性、支拂手段の實質的充用を伴はざる流通的充用性の有効性、貨幣の表券性」を主張した(註)のであるが、吾々の既に指摘せる如く、彼に於ても亦吾々は貨幣概念の二元性に對して居り、貨幣觀念學說と指圖證券學說との二つの道が其の内に開かれてゐるのを看取し得べきであらう。リーフマンは價值單位の名目性を強調することによつて貨幣觀念學說を建設し、之れに對してベンディクセン、エルスターは後者を發展せしめたのである。

(註) 友岡久雄、「クナップ、ベンディクセン、エルスターの貨幣論(一)」、『法大五十周年記念論文集』、二八五頁。

第三節 學說の批判的研究

第一款 指圖證券的思想の萌芽

理論的指圖證券學說は既に指摘せる如くクナップの「國家學說」に多くのものを負ふてゐるのであるが、其の萌芽形態に於ては吾々は遠く既にアリストテレスのうちに見出し得るであらう。彼は次の如く述べてゐる。「將來の交換に關しては(吾人の欲する時あるべき物を現在欲せざりせば)貨幣は吾等に對する一種の保證である。蓋しそれを齎せば、之と交換に貨物を受くることを得るからである」(註)。

(註) Aristoteles : Nic. Ethics. Bk. V. v. 1113b. Macleud : The Elements of Banking. pp. 15-17.

また既に述べた如く、スミスが「一個のギニー貨は近隣の凡ての商人から若干量の必需品や便宜品を請求し得る手形と見做し得」と云へるをもつて、マクラウドは彼に指圖證券學說の先驅をみ、橋爪助教及び高垣博士(註一)も亦之を指摘してをられる。岡橋教授は之れに對して、「かゝるスミス解釋はスミスの貨幣本質觀の一面のみ執着せる謬論であつて、全く正當であり得ない。何故ならば、それはスミスが交換の用具としての貨幣に與へたる規定をのみ捉へ、そうしてこれを昂揚したる側面觀に過ぎないからである」と批判せられてゐる(註二)。併し乍らスミスが其の理論的一貫性の缺除の故に、假令彼自らは意識してゐなかつたとしても、

指圖證券の見解に到達せる事は否定すべくもない。されば其の意味に於て、彼を此の學說の先驅者の一人となす事は彼の貨幣本質觀の一面にのみ執着せる謬論とする事は、あながち當を得たるものではないと考へる。

(註一) 橋爪明男、「貨幣理論」、三五頁。高垣寅次郎、「貨幣の本質」、七五頁。

(註二) 岡橋保、「貨幣本質の諸問題」、二六頁。

ヘンリー・ソーントンも亦指圖證券の見解を披瀝して、「各種の貨幣は財に對する指圖書(Order for goods)である。勞働者はそれを受取る時にかく思料し、大抵の場合直ちに之を引替へる。貨幣は一國の購ひ得べき商品が便宜と利益とを以つて社會の各員に分配せらるる要具に外ならない」(註一)と述べてゐるが、ソーントンのかかる見解はバネチユアによつてさらに敷衍されてゐる。曰く「君が一クラウンを所得するとすれば、掌中にある貨幣は何を意味するや。それは君が或る時勞働をなし、それによつて利するに代へ、その顧客を享樂せしめたる證據である。此の貨幣は社會に貢獻せることを證し、且つ其の價値を表示し、社會よりその權利に屬する現實の等しき勤勞を受けざりしことを證するものである。此の權利を欲するとき、欲する所に於て行使するの權能を與ふるがために、社會は其の所有者に對して顧客を通じて國家の權利書、承認書即ち票券、換言すれば貨幣を與へた。それは其の價値を自らの内に想ふの外、信用證券と異ならぬ。而して若し心の眼をもつて其の上に記されたる文字を読み得るものは、明らかに次の言句をも得べきである。即ち所持者が既に社會に與へたと等しき價値の貢獻を所有者に與ふべし」と(註二)。

(註一) H. Thornton : An Enquiry into the Nature and Effects of the Credit of Great Britain. 1802. p. 260.

(註二) F. Bastiat : Oeuvres. p. S. 11. Mandit Argent. pp. 50. 51.

ホードペルトスは Zur Erkenntnis unserer staatswirtschaftlichen Zustände. (一八四二年) に於ける第五定理に於て、指圖證券の見解を披瀝して次の如く述べてゐる。「分業の爲めには一つの交換手段が必要である。而してこの手段はある『價値尺度』の役割を果さねばならず、またそれは流通手段として、財を要求するところへそれを齎らさねばならぬ。此の手段は經濟的に把握せられたる貨幣である。而もその本質及び概念から見れば、それは分業の清算手段(Das Liquidationsmittel der Teilung der Arbeit)である。この清算手段は流通に對して或る生産物を供給せるすべての人が、これについて受けるところの及び同時にまた同一額に對する指圖證券(Anweisung)として同様に流通のため或る生産物を作り出せるすべての人のところで使用される」と(註)の二つの證明書(Beschreibung)のなかに其の本領を有する。

(註) Johann Karl Rodbertus : Zur Erkenntnis unserer staatswirtschaftlichen Zustände.

ミルも亦リカルドーの金屬主義的貨幣理論を肯定しつつ、而もなほ貨幣の象徴的特質を強調し、指圖證券の見解に到達した。曰く「事物の實際に購買せらるるは貨幣をもつてするにあらず、何人の所得も金銀鑛山主の所得を除きては貴金屬より得らるるものではない。或る人が毎週又は年々に受取るポンド、シリングは彼の所得を形成するものではなく、それ等は彼が如何なる店舗に於ても支拂のために呈示し得て、且つ彼の選ぶ特定の價値の如何なる貨物をも受くるの權利を支へる一種の切符、即ち指圖證券(Tickets or Orders)である」(註)。

(註) J. S. Mill : Principles of Political Economy. vol. 11. 1871. p. 9.

モルは、貨幣を單なる票券又は物財に對する指圖證券と認める學說は十九世紀に至つてグライーフェン・ビュ

クワイ (Grafen Buguoy) 並びにザムエル・オッペンハイム (Samuel Oppenheim) により極めて詳細に展開されたと述べ、兩者の所見を概説してゐる。此の點に就てはモルの「貨幣の論理」を参照されたい(註)。

(註) B. Moll : Logik des Geldes, SS. 37-38. Buguoy : Die Theorie der Nationalwirtschaft, 1815. Oppenheim : Die Natur des Geldes, 1835.

高垣博士に従へば、「貨幣の指圖論的見解は古典學派の多くの學者にみられる傾向であつて、彼等は貨幣造出の理論に關しては其の數量の統制に心惹かるる毎に常に金屬學說に歸着しつつも、尙ほ其の作用を説くに臨みては屢々指圖論的性質を肯定せざるを得ざりし撞着の跡を示す」。蓋し博士の見解に従へば、「貨幣の指圖論的的思想は經濟社會に於ける流通過程を俯瞰し、その間に於ける貨幣の作用に留目する者の自ら想到すべきところであるからである」(註)。若し吾々が此の際の貨幣の作用なる意義に關して「派生的」なる三字を附加するならば、これは確かに肯綮に値すべき言葉であらう。吾々はそのよき例をスミスに於てみるを得た。更にランズブルヒの見解のうちに其の典型を見出し得るであらう。

(註) 高垣寅次郎、「貨幣の本質」、七九頁。

ランズブルヒは大戦中は最も熱心に金屬論を主張せる學者の一人であつたのであるが、彼は信用の異常な發達に直面して、つひに指圖論的見解に轉向するに至つたのである。尤も彼は其の後に於ても、なほ金屬主義的基調より完全に蟬脱するを得なかつた。これデューリングが彼の指圖論的見解は金屬主義的基本性質を示してゐるとなす所以である(註二)。ペンディクセンは彼のかかる側面を指摘して、彼を頑固な金屬主義者となし(註二)

ワーゲマンもまた彼を金屬主義者の中に加へてゐるが(註三)、之は彼の理論の一面觀に基づくとの非難を免れ得ないであらう。蓋し轉向以後に於ては彼はたゞ所謂「政治記者的」な立場から貴金屬貨幣を固執したのみであつて、理論の核心をなすものは指圖論的見解であるからである。それ故に吾々には、デューリングのなせる如く(註四)、指圖論的見解のうちに彼を組み入れるのが寧ろ至當となすべきものの如く思はれる。

(註一) H. Döring : Die Geldtheorien seit Knapp, S. 115.

(註二) F. Bendixen : Geld und Kapital, S. 6.

(註三) E. Wagemann : Allgemeine Geldlehre, S. 28.

(註四) H. Döring : a. a. O., SS. 85, ff. 115.

轉向以前のランズブルヒの見解に於ては、貨幣は支拂手段であつて、其の名目價值は其の有效價值と一致すべきものであり、ただ金屬貨幣のみが眞正の貨幣であつた。而して紙幣は單に場所保持者の役割を果すもの(Platz. Ierdie iste)に過ぎないとされてゐたのである(註一)。併し乍ら彼は大戰後に於ける信用の異常な發達によつて惹き起された貨幣現象を彼の金屬主義的見解より説明し得なかつた結果、つひに之を放棄し、「一銀行頭取の其の息子への書翰」に於ては指圖論的見解を展開するに至つた。彼はそこで次の様に書いてゐる。「當事者が等價値の給付と反對給付とを時を同じうして取換へることによつて完了される交換は極めて稀れなる例外に屬し、大多數の交換は信用の要素が介入して始めて可能となる。……現在の經濟生活は、結局に於ては、交換行爲の集合に外ならないが故に、ここに於ても亦交換に伴ふ無數の信用關係が必然に現はれるはづである。而してこれ等の信用關係、即ち反對給付請求權を確保してゐる取引要具(Verkehrsinstrument)が

貨幣に外ならぬ。即ち貨幣は指圖證券(Anweisung)とみてもよく、また擔保(Pfand)と考へてもよいが、一時未済の反對給付の代りに、その證券として授受されるのである。されば貨幣は『ある人が何ん等かの給付をなしたけれども、未だ其の對價を受取つて居ないことによつて成立した一種の財貨要求權の具體化されたもの』或は『ある給付に基づいて發生した反對給付請求權の票券化したもの』と定義してよいであらう云々(註二)。

(註一) A. Lansburgh : Di. Kriegskostendeckung und ihre Quellen. SS. 52. 57.

(註二) A. Lansburgh : Vom Geld, Briefe eines Bankdirektors an seinem Sohn. 1921.

かくの如く、貨幣は彼にあつては指圖證券若しくは反對給付請求權の票券化されたものに外ならないが故に、貨幣はなんら具體的價値を有するものではなく、また價値をそれ自身の中に體化せしめらるることを得ないものである。それは寧ろ請求權として前行の諸給付の價値を占有するものと考へられる(註一)。而して此の權利としての貨幣の觀念的な、非物質的な性質の強調は結局彼をして個人の財貨請求權、即ち個人によつて行使せられる購買力を貨幣として特徴づけしむるに至つた。されば此の權利に對して作成された有體的文書は、彼に従へば單に「貨幣記號」(Geld eichen)、「支拂手段」に過ぎず、而もこれらのものは振替貨幣として記帳の抽象的形式に於て無體的形像(Eine unkörperliche Gestalt)をとり得るものである(註二)。此處に吾々はデューリングの指摘せる如く、彼の見解が「ベンディクセンの指圖證券説及び觀念的なものとしての貨幣の理解に於てリーフマンの理論とも亦接觸してゐる」(註三)事實を看取し得ると共に、貨幣概念の二元性に直面するのである。

(註一) A. Lansburgh : Die Kriegskostendeckung. S. 44.

(註二) A. Lansburgh : a. a. O. S. 57.

(註三) H. Döring : a. a. O. S. 115.

貨幣はかく非物質的、觀念的と考へられるが故に、紙幣と貨幣との間の差異は彼にあつては單に外見上のそれに止まり、なんら本質的なものではあり得ない。併し乍ら彼は、既に指摘せる如く、金屬論的基調を完全に蟬脱し得たわけではなかつた。彼は貨幣を以て反對請求權となすと同時に、これに對して所謂政治記者的な見地から抵當權的な性質(Pfandcharakter)を認める。而して貨幣の交換手段機能はそれより派生せる機能に外ならないとなしたのである(註一)。貨幣の任務は、彼に従へば各人にその反對給付の完全な價値を彼が反對給付を請求する日に至るまで保證するにある。されば反對給付へのこの請求權を減價せしめずに維持するところの財貨のみが彼にあつては真正の貨幣と考へられる(註二)。而して金屬貨幣は此の抵當權的性質を、前行給付に基づいて發生せる反對給付請求權の確定を最もよく保證するものであるが故に、それは真正の貨幣であると云ふのである(註三)。

(註一) A. Lansburgh : Die Kriegskostendeckung. S. 29.

(註二) A. Lansburgh : a. a. O. SS. 34. 36. 48.

(註三) A. Lansburgh : a. a. O. S. 42.

國家による貨幣の現實的創造は彼も亦拒否するところである。蓋し國家は、彼の見解に従へば、財貨請求權を創造する權能を有せず、またかかる事を爲し得るものでもないからである。國家はただ取引上新に發生せる

財貨請求権を證明し、その外的形式を規定し得るに過ぎない(註一)。適當なる給付に基づかざる貨幣の國家による獨立的創造は悪であり、國家はただ自動的に調整される貨幣組織のために技術的にその秩序を保つところの任務だけを有するに過ぎないものである(註二)。

(註一) A. Lansburgh : Die Kriegskostendeckung, Ss. 63-68.

(註二) A. Lansburgh : a. a. O. Ss. 40-42.

ランスブルヒのかかる見解に對して詳細な批判を差控へることは許されるであらう。蓋し彼は吾々が既に取扱へる問題以上にならぬものを附加してゐないからである。吾々はただ彼が目的論的であり、且つ驚くべき理論の貧困を暴露してゐると云ふことだけを指摘するに止めよう。扱て吾々は指圖證券學說のプロローグ的論述から最も性格的な見解の批判的解説に移行しよう。先づクナップの國家學說に直接淵源する非交換論的指圖證券學說の代表者の一人たるベンディクセンの見解から始めることとする。

第二款 ベンディクセンの非交換論的指圖證券學說

——支拂團體の論理を繞りて——

ベンディクセンは自ら云へる如く、クナップより出發して「國家學說」を發展せしめ、指圖證券學說を展開したのであるが、クナップが貨幣を専ら法律的側面より取扱へるに反して、貨幣の經濟上の性質を探究しそれより安定貨幣創造の原理を抽象して、貨幣の經濟理論の礎石を與へんとした。彼の見解に従へば、貨幣の理論

體系は實にクナップによつて始めて建築され、何が貨幣の本質であるかが明かにされたとは云へ、クナップの「國家學說」は一つの結論を示すと云ふよりも、寧ろ一つの科學的研究の端緒を示すものであり、貨幣問題及び本位問題はクナップによつて解決されはしなかつた。否正確に云へば、寧ろ新に彼によつて提出されたものとみるべきである。クナップは現に存在するものを分析綜合したに過ぎないのであつて、金本位に對する批判を與へることもせず、また貨幣の創造に對して適用され或は適用さるべき原則の探究をもなしてゐない。人間の腦裡に觀念として存する貨幣價值及び所謂價值尺度としての貨幣の性質は彼の研究の範圍外である。併し乍ら法律の食物を以つてしてはたしかに國民經濟の胃の腑を満足せしめ得るものではない。國民經濟學は價值問題より遊離せられては成立し得ないのである。それ故にクナップの説が經濟的補追を要することは否定し難いと云ふのである(註)。

(註) F. Bendixen : Das Wesen des Geldes, Ss. 11-12.

併し乍らこのことは彼に従へば、貨幣が概念上固有の價值を必要とする謬説の密輸入を許すものではなく、これは既にクナップによつて論破せられ、解決されてしまつた問題である。經濟的考察の必要とするところは貨幣の價值(財貨)に對する關係を眼中に置き、クナップの立場からは當然拋棄せられたこの問題を研究することではなければならない。法律家は常に問題を權利義務の立場から研究するが經濟學者は常に價值の見地から研究すべきである。法律家は貨幣を以つて國家の容認せる支拂手段、法律上の債務を辨濟する要具とみる。然るに經濟學者の注目するところは、これに反して經濟生活の機關として貨幣が如何なる地位を有するかと云ふ

ことであつて、國家の命令や認許が問題であるのではない(註)。

(註) F. Bendixen : Das Wesen des Geldes, S. 13.

かくして彼にあつては經濟上貨幣と同一の作用をなすもの、取引上貨幣と認められるものは凡て貨幣でなければならぬ、さればベンディクセンはクナップに於ては貨幣なき支拂とみなされたかの振替勘定にまで貨幣の概念を擴大する。「國家貨幣と振替貨幣 (Das girale Geld) とはこれを經濟的眼孔からみれば、經濟的貨幣 (Das wirtschaftliche Geld) の現象形態に外ならぬ」(註一)。否寧ろそは極めて卓越せる貨幣である(註二)。

(註一) F. Bendixen : Das Wesen usw. SS. 13-14.

(註二) F. Bendixen : Geld und Kapital, S. 14.

かゝる觀點に立ちて、彼はいまや貨幣の法律的性質と經濟的性質とは截然區別され、貨幣の國家學說と並んで貨幣の經濟理論を樹立する餘地が開かれたこと、而かも貨幣の內面的本質を闡明し得るは獨り經濟的考究に俟のみであることを強調する(註一)。而して此の貨幣の經濟理論の任務とするところは、彼に従へば貨幣の經濟的作用によつてその本質を確め、それにより貨幣創造の原理 (Grundsätze der Geldschöpfung) を演繹することに存するのである(註二)。

(註一) F. Bendixen : Das Wesen, S. 14.

(註二) F. Bendixen : a. a. O. S. 15.

今や、吾々はベンディクセンの貨幣理論の構造的特徴から更に一步を進めて、彼の貨幣の本質に對する見解の核心を衝くべきであらう。彼に従へば前陳の如く、貨幣の機能は其の本質の派生ではなくて、本質そのもの

である。即ち貨幣とは貨幣として作用するところのものであり、従つて機能が貨幣の概念形成にとつて決定的である(註一)。ところで、貨幣の機能を把握するためには過去よりではなく、現代より出發し、貨幣經濟と稱せられる現代の經濟生活の根柢を爲す原則を知らねばならぬと主張する(註二)。詢に吾々は貨幣の本質に關するベンディクセンの見解が現代社會に對する彼の見解によつて規定せられてゐることを間もなく知るであらう。

(註一) F. Bendixen : Geld und Kapital, S. 13.

(註二) F. Bendixen : Das Wesen, S. 16.

然らば彼は現代經濟社會の構成原理を如何に把握してゐるか。彼の見解に従へば、分業と財貨の交易とを以て現代經濟の徵標となすは不完全である。蓋し「分業は經濟的概念と云ふよりも寧ろ技術的な概念であり、財貨の交易は經濟的勤勞の特色ではなくして、之れによつて生産された生産物の授受行爲の特色たるに過ぎず、従つて此の二つの語(分業と財貨の交易)は經濟上重要な『勤勞は勤勞者に對してもまた他人に對しても役立つ如くに定つて居り、従つて財貨の交換と云ふことは自ら明である』と云ふことを示すに不十分である」(註)からである。現代の經濟生活は孤立した人々の所有や交換の中に包攝されるのではなくて、經濟的交通の標識の下に萬人が萬人のために働く所に、社會のための生産の中に、社會を通じての消費の中に包攝せられるのである。要言するならば、人が個人に對して爲せる供給を社會に對する供給と考へ得ることが現代經濟組織の特徵である。

(註) F. Bendixen : Das Wesen, SS. 16-17.

併し乍らそこでは其の生産と消費とは如何にして結合されるのであるか。それは社會主義社會に於けるが如く國家によつてではなく、各個人の任意に俟つのである。而してかく個人主義的均衡の原則に基づき、すべての人がすべての人のために働くこと云ふ此の驚くべき社會組織には、彼れによれば二つの前提が必要である。先づ第一に、全體から認められた價値の單位を用ひて價値を測定することが一般的に可能なる事、第二に、かかる價値の單位を表示し、且つ一般に給付せられたる勞務とその勞務の價値に對する證左として認められる記號の使用これである。これらの根本的なる前提の役目を果すものこそ貨幣及び近世の振替貨幣である(註)。

(註) F. Bendixen : Das Wesen. SS. 17-18.

かくして貨幣は生産と消費との媒介物として把握され、法律上は支拂手段であるが、國民經濟上より之をみれば、前行給付によつて獲得せる權利の證憑(Aurecht)に外ならないと定義される。其の權利の客體をなす範圍はベンディクセンに於てはエルスター、シムペーター、高田博士に於けるよりは狭く、賣ることを目的とした消費の原因たる生産物である(註一)。而して貨幣のかゝる本質觀は、彼に従へば實に「生活自體によつて其の眞なることが立證されてゐる」ものである(註二)。

(註一) F. Bendixen : Das Wesen. S. 18.

權利の客體なる財貨の概念内容の規定に關しては論者によつて異なる。ベンディクセンは後の所謂古典貨幣、貨幣造出の理論より之を賣らるゝに熟したる消費財に限定したのであるが、エルスターは之を一層廣く物的財貨の外に人的給付を、享樂財の外に各種の資本財貨を含む(併しながら權利は之を含まない)社會的生産物とした(Die Seele des Geldes. SS. 99-103. 邦譯「一四五—一五〇」)。シムペーターもその貨幣理論の「基本方程式」から、エ

ルスターの認める如く彼と同一見解に到達した(J. Schumpeter : Sozialprodukt. SS. 631-632. 635. K. Elster : a. O. SS. 106-108. 邦譯「一五五—一五七頁」)。更に吾が高田博士に於ては權利もまたそのうちに加へられてゐる。其の何れをとるや基本方程式の構造に關し、吾々の當面の問題ではない。此の點に關しては尙高垣博士、「貨幣の本質」(八八—八九頁)、高田博士「貨幣の理論」(經濟學新講、第三卷)四三—四五頁、橋爪助教「貨幣理論」一七一—一九頁を参照され度。

(註二) F. Bendixen : a. a. O. S. 18.

ベンディクセンにあつては貨幣はかく生産と消費との媒介者であり、前行給付に基づく反對給付請求權と解せられるが故に、貨幣の素材價値は問題となり得ず、また貨幣自體はなん等評價の對象たり得るものではない。それは概念的に不可能である。貨幣價値に關する質問は金屬主義の隔世遺傳(Atavismus)であるが、「所謂貨幣の價値評價とは私が貨幣によつて獲得し得る財貨の評價に外ならぬ」。換言すれば通常貨幣の價値と呼ぶところのものは貨幣の獨立的な、固有なる價値ではなく、單に派生的、反射的價値(Leflexwert)に過ぎず、それは價格より與へられた誘導體(Derivat)に過ぎない。それ故に商品の價値を云々するが如き意味に於て、貨幣の價値を云々するが如きはまさに非科學的である(註)。

彼がかく貨幣は價値對象にあらずそれ自身固有の價値をもつ得ないと主張しつゝ、而も他の個所に於て國家の支拂手段は國家の授受によりそれ自體に價値をもつと述べる(Das Wesen des Geldes. S. 5.)ことは一見矛盾せる如くであるが、それは見解の矛盾ではなく、單に彼の言葉の用法の誤に過ぎないとみらるべきであらう。こゝに價値(Wert)なる言葉はクナップの所謂通用力(Gelung)に書替へられるべきであつた。

(註) F. Bendixen : Geld und Kapital. SS. 21-24. 34.

併し貨幣を以つて無價值なるものとなすならば、交換に於てそれが價值物たる商品と等置せられる事實を如何に説明すべきであるか。彼自らも亦此の問題を提出し(註一)、而してこれをブツチェの指摘する如く、「吾々の生活たる經濟社會の組織原理が市場に於ける交換による財の調達、即ち「交換經濟」であると云ふ從來一般に承認された事實を否定する」ことによつて解決せんとする(註二)。併し乍ら貨幣に對する商品の交付としての購買は交換一般の一種以外の何ものでもあり得ない。ペンディクセンは此の場合目的としての貨幣の概念と(交換の)手段としての規定に於ける貨幣の概念とを混同してゐるのである。交換手段としての貨幣は商品に等置せられるのではなくて、單なる商品移動の通過點に過ぎない。商品と貨幣との等置問題は交換經濟の否定によつてはならぬ解決され得るものではないのである。而も彼は他方外國貨幣に對してはその商品性を認め(註三)。併し乍ら彼の主張の論理的貫性を維持せんとするならば、かゝることは許され得ない。外國貨幣と内國貨幣に對してそれぞれ異なる本質を認めんとすることは彼の理論の脆弱性を暴露してゐるものに外ならず、これは既にクナップに於てもみられたところであつた。

(註一) F. Bendixen : Geld und Kapital. S. 23.

(註二) S. Budge : Lehre vom Geld. S. 66.

(註三) F. Bendixen : a. a. O. SS. 24—25.

とまれ、ペンディクセンに於ては貨幣は給付せる勞務の價值に對する證左として認められる記號をもつところの、價值計算の役割を果すべき抽象的價值單位の保持者であつて、それ自體個有の價值を有するものではなく、従つて價值評價の對象ではあり得ない。従つてまた貨幣の概念はその素材とは獨立せるものであり、素

材の差異は單により高い概念の下に立つ第二義的のものに過ぎない。換言すれば貨幣の素材の問題は貨幣の概念には屬せずして、單に貨幣を表示するものゝ構成に關するものである(註一)。彼はその實踐的論證をば振替取引及び紙幣の存在に求める。彼は云ふ。金屬論者は金に内在的價值があるものと考へる。而して金の價值と貨幣價值とを混同し、金價值が實は内在的のものではなくて、國家の鑄造法によつて與へられた外部的人爲的價值であり、此の法律がなければ直ちに下落してしまふ價值であることを洞察しない。金屬論者は、振替貨幣に對しては眼を閉ぢる。併し乍らひと若し金鑄貨ではなく素材なき振替支拂を瞥見するときは、價值單位の名目性又は計算手段的性質を本質的に容易に理解し得るであらうと(註二)。更に彼は金屬論者に對して次の様な抗議を提出する。「金貨が唯一真正の貨幣であるとすれば、何故に代用貨幣の使用、全額の金準備なき銀行券の發行及び殆んど全く現金の準備なくして行はれる小切手及振替取引に對して金貨所有者が非難の聲を發しないのであらうか。彼に従へば其の理由は頗る簡單で金貨所有者と雖も金其のものに着眼せずして、所有者として財貨を獲得せしむる貨幣の作用のみに着眼するからである。換言すれば彼等は銀行券又は振替貨幣の所有者よりも優つて利益をもつてゐると思はないからである(註三)。

(註一) F. Bendixen : Das Wesen. S. 4.

(註二) F. Bendixen : Geld und Kapital. S. 9.

(註三) F. Bendixen : Das Wesen. SS. 30. 31.

併し乍らこれを以つて金屬主義學說一般を否定し去ることは出來ないであらう。ペンディクセンは單に素材なる金屬論だけを批判の對象に選定してゐるのに過ぎない。貨幣が交換手段としての規定に於てはそれ自體價

値物たることを要せず、單なる一片の紙券を以つて足ることは吾々の既に屢々指摘して來たところである。従つてかゝる規定の側面に執着するならば金貨所有者も「全額準備のない銀行券・代用貨幣又は振替貨幣の所有者よりも優つて利益をもつてゐるとは思はれない」(註一)ことは當然でなければならぬ。一切の價值なき紙券貨幣の存在は金屬論者も矛盾なく説明出来るのである。ベンディクセンに於ては價值は専ら人間の思惟活動の所産と考へられるが故に、金も亦内在的價值を持つことを得ない。かくて彼は國家が貨幣單位として金量を確定し、無限の需要者として現はれることをもつて、直ちにそれが金に對して確定價格を賦與し、金はそれによつて價值を與へられるものであるかの如くに考へるのである(註二)。併し乍ら金は價格をもつことは出来なす。蓋しそれ自身商品の價格を表示するものが價格をもつと云ふことは矛盾だからである。金一匁五圓と云ふとき、それは金の價格でなくて、所謂鑄貨價格を意味してゐるに外ならない。また若し彼の主張する如く、貨幣が價值物でなく、單なる名目的な價值單位であり、一分子の價值をも含んで居らないものとするならば、如何にして絶對的な價值を測定出来るのであらうか。而してまた統一的な感情である主觀的な満足感果して測定可能なのであらうか。此の問題については既に述べたところであり、また後に論及せられるであらう。

(註一) F. Bendixen : Das Wesen des Geldes, S. 33.

(註二) F. Bendixen : Geld und Kapital, SS. 9, 23, 27-28.

更に吾々はベンディクセンが貨幣に固有價值を否定するいま一つの實踐的根據を其の前に論破しよう。それはかゝる場合に、名目主義者によつて引き合に出されることがクナップ以來慣習的になつてゐるところの會て

のオースタリーに於ける「グルデン」紙幣の例である。吾々はこの機會のために、クナップを問題とせる際に此の問題を故意に看過して來た。煩をいとすベンディクセンの言葉をそのまゝ此處に引用しよう。「併し——と彼は云ふ——最近十數年間に於ける幣制の狀況をみるに、不換紙幣の侮蔑者をして多少不安を感じしむるやうな現象が現はれた。此の現象中最も興味あるものはオースタリーに起つたものである。一八七八年にオースタリー政府は銀貨の自由鑄造を中止して、當時外國に於て下落しつゝあつたグルデン紙幣の價值を維持した。若しオースタリーが金本位制度に移行したならば、グルデン紙幣の價值が維持されたのは全く之れに基くものと世人は解したであらう。然るに同國は此の舉に出でずして、紙幣本位を維持し、グルデン紙幣が獨逸に於て約一六五マルクを保つてゐるのに、流通場裡にあるグルデン銀貨は一マルク以下に下落し、紙が謂はゞ銀よりも貴いことになつた。四〇年後に至り、オースタリーは大勢に順應して金を基礎とするクローネ本位制を創設したとは云へ、今日に至るまで正貨兌換は行はれず、いま尙オースタリー國立銀行の銀行券は強制通用力を有する不換紙幣である。金貨が流通してゐることはしてゐるのであらうが、如何なる債權も金での支拂ひを請求することが出来ない。而して驚くべきことは是等金貨は却つて一般の嫌ふところとなり、大部分は國立銀行の金庫室に還流して來るといふ事實である。要するに、オースタリーに於ける取引にとつては、貨幣の固有價值は何等重きをなしてゐない」。

「貨幣の本質について思索する者は、オースタリーが高度の文化の上に立つ國であり、財政的秩序ある國家である以上、此の現象を漫然看過することは許されぬ。事實がかく固有價值なき貨幣と雖も金貨幣と同一の

働きをなすことを證明するならば、吾人が從來抱ける貨幣觀念に誤りなきや否やを反問せざるを得ない云々」

(註)。

(註) F. Bendixen : Das Wesen des Geldes, SS. 2-3.

併し乍ら、オースタリーのかゝる事實の引用も亦彼の金屬主義學說の否定を成功せしめてはゐない。彼は發展の一定の段階に於て、貨幣が交換手段としての職能的分岐をとげ、而してそれが獨立の形態規定を獲得すること、而して貨幣は交換手段としての規定に於てはなんら價值物たることを要しないと云ふことを理解しないと同時に、またオースタリーの場合に於て、銀貨の自由鑄造が禁止せられたのは當時銀の下落が甚しかつた事實に原因するものであること、而もグルデン紙幣が全然金との連鎖を缺いてゐたわけではなかつたと云ふことを故意に無視せんとするのである。彼自身他の個所に於て述べてゐるやうに(註)、奥洪國立銀行はロシアがペルリンのメンデルスゾーン銀行をして自國手形の賣買取扱はしめ、それによつて自國爲替相場を調節せる如く、確定せる相場をもつて倫敦宛爲替を振出し且つこれを買入れ、以つて維納に於ける倫敦手形を調節し、かくして本位紙幣の對外相場を一定ならしめたのである。さればオースタリーのグルデン紙幣の例は彼の見解の正當を論證するものでなく、却つてその反證を提供してゐるものに外ならない。

(註) F. Bendixen : Das Wesen des Geldes, SS. 5-6.

ベンディクセンに従へば、貨幣は既に述べた如く價值單位の保持者であるが、吾々はこれまで價值單位なる概念を自明なものとして取扱つて來た。いまや價值單位とは彼に於て如何なる内容をもち且つそれがなにを意

味するのであるかを問題としよう。彼に於ては價值單位はクナップに於けると同じく名目的なものである。それは法制の創造物(註二)であつて、單なる名稱に外ならない。彼は之れを次の様に述べてゐる。「價值の單位は之を名目なりとする以外には考へ様がない。世人は貨幣と金とは同一概念に屬すると信じてゐる。併し乍ら價值の單位は法令の創造物であつて、單に以前に存在した價值の單位に基づいて定められたものである。例へばマルクはターレルの三分の一であり、クラウンはグルデンの半分に相當する。金本位國に於ても、紙幣本位國に於ても價值單位は金屬的でなくして、名稱として定められたものに外ならないとなすクナップの説は明正し」と(註二)。ベンディクセンはかくの如く價值單位をもつてクナップと共に單に名稱に外ならないとなすのであるが、それはなんの名稱なのであらうか。名稱はたゞ實體の賓辭のみあり得る。彼が價值單位は精神的なあるものを表示すると云ひ(註三)、またその内容は國家に基づくのでなく、國民に基づくと稱し、或は價值關係によつて與へられると云つても(註四)、或はまた價值單位は歴史的に定義され、其の根據は債務の名目性にありと述べても(註五)、それによつて價值單位の内容は少しも明かにされてはゐない。所詮價值單位は彼に於ては實體なき單なる名稱に過ぎないのである。ところで、このたゞ名稱に過ぎない抽象的な價值單位を彼は貨幣となす(註六)のであるが、貨幣は常に具體的な形象を具へてゐることから、「貨幣は更にまた鑄貨或は紙幣の形式に於て具體的な購買手段にして且つ支拂手段」と定義される。されば「貨幣なる語によつては、二つの異なるものが、即ち第一には抽象的價值單位が、第二には具體的な支拂手段が表示されてゐる」(註七)。而して貨幣概念の此の二元性は彼れ自身の言葉に従へば、「名目主義的根本觀念の自明の結論である」(註八)。

彼の此の結論はまことに正しい。併し乍ら彼はその代りに、自己の主張の理論的弱點がこゝに赤裸な姿をもつて現はれてゐることをも承認しなければならぬのである。

(註一) ベンディクセンはかくの如く、價值單位そのものを法制の創造物となしてゐるが、クナップはそう云つてゐない。クナップはたゞ價值單位の名目性をのみ國家が創造するとなしてゐるのみである。併し乍らベンディクセンの上の命題は、彼がクナップと此の點に於て、見解を異にするとの考へから述べられたものではないと思はれる。それはエルスターが指摘してゐる如く「ベンディクセン自身も價值單位は流通の創造物であるとなし、その内容は國家が之を與へるのではなくて、國民が之を與へるものであり、たゞその名稱のみが法制の創造物である」と論じてゐる點に徴しても明かである。

K. Elster : Die Seele. SS. 72-73. 邦譯『一〇六一—一〇七頁。F. Bendixen : Geld und Kapital. SS. 83-84.

(註二) F. Bendixen : Das Wesen. SS. 3-4.

(註三) F. Bendixen : Geld und Kapital. S. 85.

(註四) F. Bendixen : a. a. O. SS. 83. 85-86.

(註五) F. Bendixen : a. a. O. SS. 18-19. 31-32. 83.

(註六) チェーリングの指摘せる如く、ベンディクセンの貨幣の本質觀はクナップのそれと本質的な點に於て差異あるものではないと云ふことは、吾々のこれまでの説明によつて明かであらう。たゞ兩者の差異はクナップが具體的貨幣、即ち表券的支拂手段のみを貨幣とみなしたのに反して、ベンディクセンは抽象的價值單位自體をも貨幣として、價值の一般的公分母 (Generalnehmer aller Werte) として考へたと云ふことのうちに見出されるのみである。(H. Döring : a. a. O. S. 113.)

(註七) F. Bendixen : Geld und Kapital. S. 22.

(註八) F. Bendixen : a. a. O. S. 123.

價值單位は商品の價值を表示する。従つてそれは彼に於て價值表現のための抽象的な單位であるが、これは

ミルの見解、即ち貨幣の役割が割合の表示に限られてゐるとの考へに一致する。かくして貨幣は彼に従へばあらゆる價值の公分母である。彼は此の割合そのものが既に決定されてゐることを前提としてゐること、而して問題は此の割合の決定そのものうちにこそ存するのだと云ふことに一切氣づかない。ベンディクセンは述べてゐる。「一物の價值が評價されると同時に、爾餘の總ての交易財貨に對するこの物の價值關係に就いて判斷がなされる。凡そ價值はそれ自體としては成立しない。如何なる價值も他の價值に對するその關係によつて規定される。従つて價值の世界は價值的諸關係の展望しがたき網である。多くの關係を比較し得るためにはそれ等を單一の計算單位に還元せねばならぬ。各人は種々なる分母をもつ分數の多くを如何に計算すべきかを知つてゐる。即ちそれを公分母に通約するのである。一つの分數は、併し乍ら二つの量(分子と分母)の關係に外ならぬ。吾人は公分母を用ひて種々なる分母に對する分子の關係を解決し、而して分子を公分母に對して新なる關係にもち來すと同様に、かくて無限に多數の價值が相互に比較され得るようになるのである。貨幣はこの役割を果す。それ故に貨幣は總ての價值の公分母なのである」(註)。茲に明らかに述べてゐるやうに、ベンディクセンは價值關係を既に成立したものと前提してゐるのであるが、彼の主張する如く、價值を人間の思惟活動の結果、換言すれば心理的評價の結果起るものとするならば、何故に「價值關係の展望しがたき網」の存在が許されるのであらうか。我々はあらゆる對象との評價關係に同時に自身を置き得ない筈である。ベンディクセンは、ブツチェの指摘する如く、ただ既に定つてゐる關係を表示するために具體的大さを要せず、抽象的大さが此の作用を行ひ得ると云ふことを證明し得たのみである。

(註) F. Bendixen : Geld und Kapital, SS. 21-22.

併し乍らこれは自明のことに過ぎず、なんら証明を要さない程に明白な事實である(註一)。問題はかかる既に定つた商品の價值關係を表示することにあるのではなく、此の關係そのものを見出すことのうちに存在する。而して此の目的を達するためには先づ個々の商品の價值と他の一定の商品、即ち尺度たる機能を果す商品の價值との關係を見定めなければならない。此の個々の商品の價值を測定する商品が即ち貨幣なのである。それ故に貨幣が眞に價值の尺度たる機能を果し得る爲には、貨幣自身が價值物でなければならぬと云ふことは明らかである。ベンディクセンはブツヂェの批判せる如く價值の尺度と價格の標準とをとり違へ、價值關係を見出す手段と既に発見された關係の表示手段とを混同してゐる。勿論貨幣は此の二つの作用を行ふが、貨幣は價值の尺度であるからこそ價格の標準となり、また價值の尺度たる場合にのみ價格の標準となるのである(註二)。

(註一) S. Budge. Vom theoretischen Nominalismus. 大藏省譯、三八頁。

(註二) S. Budge : a. a. O. 大藏省譯、三三頁。

とまれ、ベンディクセンに於ては貨幣的分母は一分子の價值をも含んで居ず、抽象的分數である。然るに價值的分母の實體は主觀的な満足感、絶對的な價值である。従つて價值的分母と貨幣的分母との相互測定性は不可能でなければならぬ筈である。如何にして價值關係に於ける價值的分母が一般的分母、即ち貨幣的分母に轉化され得るのであらうか。これ等の根本的な問題は彼に於ては一切不明のままに残されてゐる。

ベンディクセンは價值尺度の問題について、金屬論者殊にディールを論駁して述べてゐる。「一般人のみな

らず、諸學者も亦固有の價值なき貨幣が如何にして價值の尺度たるを得るやを反問し、價值なき價值尺度を承認しない。斯様な人々は物を購ふ毎に商品の價值と之が對價たる金の價值とを比較し、商品の所有による快樂と、之と同額の金の所有による效用とを比較すると云ふことを全く眞面目に信するらしい。併し乍ら之は愚しい考である。一體誰が賣買に際して物の價值を金の價值で測定するのであらうか。……七〇、〇〇〇マルクの別荘と云ふとき、果して吾人の頭腦に五〇封度の重量を有する金塊と云ふ觀念が浮ぶであらうか(註一)。「誰でも價值と價格とは長さ、重さの如きものの屬性ではないことを知つてゐる。それ等は物のうちにではなくて、人のうちにあるのである。それ故に、長さの測定は價格の計算又は價值の評價とは全く異つた思考作用である。只だ同一なのは價格も亦長さ(其の他すべて物の屬性)に於けるが如く、單位で現はされ、比較されると云ふことのみ」(註二)。ベンディクセンは金が價值尺度として機能する際には、現實にそれが存在してゐる必要は少しもなく、人々の頭腦の中にだけ存在する想像的、觀念的金であつて差支へないと云ふこと、茲に社會的意識形態としての計算貨幣が成立すると云ふことを理解しない。彼は出來上つた形態だけを捉へるから、計算貨幣の或立が貨幣金そのものの存在を前提してゐると云ふことに考へ及ばないのである。而して金屬論に於ける價值の測定と云ふことを物理的測定の如くに思惟するのであるが、かくの如きは決して金屬論の主張するところではない。さればこそ、ポルトキウキッツは「ベンディクセンが挑戦する所の金屬主義的先入見とはたゞ彼の想像のうちのみ存する」(註三)と云ふ所以なのである。

(註一) F. Bendixen : Das Wesen des Geldes, SS. 5-6.

(註二) F. Bendixen : Geld und Kapital. S. 95.

(註三) L. S. Borikwicz : Die Frage der Reform unserer Währung und die Knappsche Geldtheorie. Die Annalen für Sozialpolitik und Gesetzgebung (Jahrgang 1918, Heft. 1/2).

ベンディクセンは價值と價格を物の性質と同視すべきでなく、物の性質は之と同一性を有する特定の物を以つて測定することは出来るが、價值及び價格の場合には之は出来ない。それ等は測定出来ずして、單位を以つて表示し得るのみであると主張するのである。若し事態がベンディクセンの主張の如くであるとすれば、價值を表示する單位と性質を表示するのみならず、之を測定する單位とは全く異なるものであり、従つてそれ等は相互に比較し得ざるものと云ふ結果にならう。而も一方に於て價值を表示する單位はまた價值測定の單位である。かくの如き矛盾撞着せる見解の結果、價值及び價格と截然區別せらるべき性質の測定單位も結局具體的なものではなく、かの價值單位と同様に抽象的なものであると主張せざるを得なくなるのである。かくて彼は曰く、「一體メートルとは具體的な長さであるのか。また具體的であらねばならぬのであるか。誰しもメートルが如何なるものかは知つてゐる。併し乍らそれが地球の周囲の四〇〇〇萬分の一であると云ふことを知つてゐるのは一部の教養ある人々のみに限られてゐる。されば國民にとつてはそれは抽象的な長さである。……ひとは布片や腸詰や部屋の長さを赤道で計るのだと眞面目に主張するのであらうか。「メートル尺は長さをもつてゐる。即ちメートル尺が示してゐる長さがそれだ。併し乍らメートルと云ふのは長さ、即ち長さに對する名稱であつて、メートルがメートル尺に對する關係は、價值單位の支拂手段に對するそれと同じい。メートル尺及び支拂手段は一つの大きさの擔當者であり、この大きさは此の擔當者によつて示されるのである」(註)。

(註) F. Bendixen : Geld und Kapital. SS. 95-96.

かかる見解はブツヂェの鋭く批判せる如く明らかに誤謬で、メートルはたとへメートル尺と云ふ具體的の形態を有せず、ただ長さの名稱として用ひられるにしても、正確に定つた具體的の長さの一定量である。此の量が如何なる具體的の物體に基づいて出て來たものであるかと云ふことを知つてゐる者は、確かに教養ある極少數者に限られてゐるであらう。併し乍ら誰しもメートルと云ふのは長さの如何なる具體的の量を意味するかと云ふことを知つてゐる。メートルの語を口にする場合、之を以て専ら一定の長さの關係を表示する抽象的の名稱だと考へる者は恐らくあるまい。ベンディクセンに於ける價值の單位は之と全く異なる。それは絶對的な價值の大きさと云ふのではなくて、單なる關係的の名稱、即ち比例に外ならない。ベンディクセンは「具體的と抽象的」の對照と「有形的と觀念的」との對照とを混同してゐる。かかる誤れる類推から彼は表示手段若しくは比較手段としては具體的の大きさのみならず、抽象的の大きさでも差支へがないと云ふこと、各種の長さを表示し、且つ相互に之を比較するためには論理上ディールの所謂第三比較者 (tertium comparationis) を必要としないとの結論を抜き出したのである(註)。

(註) S. Budge : Vom theoretischen Nominalismus. 大藏省譯 三七頁。Bendixen : Geld und Kapital. S. 96.

更に彼は一步を進めて價格の相對性を主張し、比例數に於ては單位は當然何等絶對値を有するものにあらずることより、價值の測定に對しては第三比較者の如きは實に論理によつて要求されぬのみでなく、寧ろ論理に反してゐるとの結論を導出する(註)。これも亦彼が誤れる前提より誤れる結論を抜き出してゐる好例の一で